

平成 30 年度

主要施策の成果に関する調書



広島県 安芸太田町

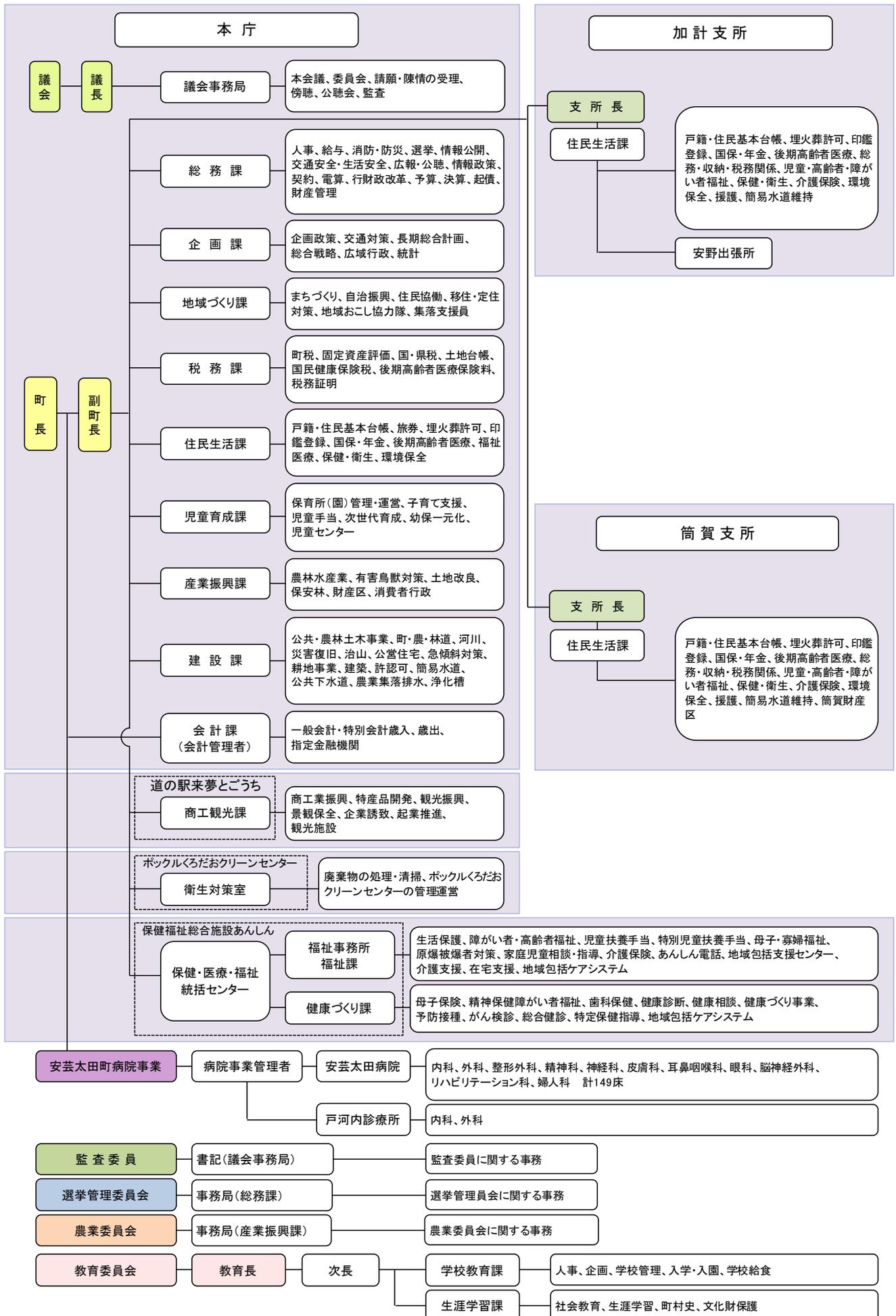
目 次

決 算

概要	2 頁
財政の状況（一般会計）	3 頁
一般会計.....	9 頁
総務課 総務担当	9 頁
〃 財政管財担当.....	21 頁
地域づくり課.....	24 頁
企画課	31 頁
税務課.....	36 頁
住民生活課.....	40 頁
児童育成課.....	52 頁
産業振興課.....	57 頁
商工観光課.....	73 頁
建設課	85 頁
健康づくり課.....	102 頁
福祉課 福祉事務所	107 頁
議会事務局.....	121 頁
監査委員	122 頁
教育委員会 学校教育課.....	123 頁
〃 生涯学習課.....	138 頁
衛生対策室.....	153 頁
農業委員会.....	158 頁
国民健康保険事業特別会計	159 頁
後期高齢者医療事業特別会計	167 頁
介護保険事業特別会計.....	169 頁
介護サービス事業特別会計	181 頁
簡易水道事業特別会計.....	182 頁
農業集落排水事業特別会計	185 頁
特定環境保全公共下水道事業特別会計	187 頁
筒賀財産区特別会計.....	189 頁

平成30年度 安芸太田町組織図

平成30年度4月1日現在



1 概要

我が国の経済は緩やかな回復が続いている。輸出や生産の弱さはあるものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、その先行きも緩やかな景気回復が続くことが期待されている。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響については留意する必要がある。

国は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興に向けた取組を進めるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、平成30年度第1次補正予算及び第2次補正予算の迅速かつ着実な執行に取り組むとともに、本年10月に消費税率の引上げが予定されている中で、経済の回復基調が持続するよう令和元年度予算において臨時・特別の措置を講ずるなど、経済財政運営に万全を期すとしている。

こうした中、本町の平成30年度取組としては、その主要施策に「人づくり」関連の事業を位置付け、小中学校を対象としたICT教育プログラムの導入や加計高生徒寮の改修、就学前保育・教育のあり方検討等の取組みを通じて、子育て環境の整備や次代を担う若者の育成を進めてきた。

また、地域共生社会の構築も大きな施策テーマに掲げ、地方の更なる過疎高齢化に対応した地域づくりを実現するため、生涯活躍まちづくり事業や地域拠点施設の整備を進め、住民満足度の引き上げを図るとともに、地域の魅力を町外に発信するための環境づくりに取り組んでいる。

一方、本町の平成30年度決算数値における財政指標は、将来負担比率は69.1%から65.5%に好転しているものの、実質公債費比率は前年度から0.8ポイント悪化して10.3%に、経常収支比率は96.5%から103.3%と上昇し、財源の余裕や財政構造の弾力性が全くない状態となっている。

また一般会計の実質収支も、財政調整基金からの繰入金により黒字を保っており、町財政が厳しい局面に置かれている姿が顕在化した。その背景には、人口減少に比例して町税収入が右肩下がりで減少していること、加えて、町村合併から一定年数が経過して地方交付税の合併算定替の段階的縮減が進み、歳出予算規模に見合うだけの歳入財源の確保が困難となりつつある等の財政事情があり、こうした傾向は今後も続くと思込まれる。

なお、本町の財政調整基金の残高は、平成30年度末時点で約26億8千万円であるが、このうち6億円程度を本年度中に取り崩す計画であることに加えて、町債返済の負担増も相まって今後一層厳しい財政運営が避けられない見通しである。

このまま実質的な歳入予算と歳出予算との乖離が縮まらなければ、数年先には極端な緊縮財政を余儀なくされる事態となる。

そのため、歳入に見合った予算規模となるよう、引き続きふるさと納税の推進等による歳入の確保や起債の償還が一段落するまで大規模投資を抑制する等、歳出を削減し財政リスクの回避に努める。町の発展に真に必要な事業には投資をためらわないが、既存事業のスクラップにより事業費を捻出することを基本とし、持続可能な町財政の実現を目指す。

2 財政の状況（一般会計）

(1) 決算収支

決算収支の状況を表1に示す。ただし、以降の数値は決算統計のルールに基づいて集計した性質別のものであり、決算書との数値とは異なる場合がある。

表1 決算収支の状況

(単位：千円，%)

区 分		平成30年度	平成29年度	差引額	前年度比
歳入総額	A	7,269,850	8,106,909	△837,059	△10.3
歳出総額	B	7,157,151	7,866,678	△709,527	△9.0
歳入歳出差引額(A-B)	C	112,699	240,231	△127,532	△53.1
翌年度に繰り越すべき財源	D	45,962	45,935	27	0.1
実質収支 (C-D)	E	66,737	194,296	△127,559	△65.7
単年度収支 (H30E-H29E)	F	△127,559	△85,967	△41,592	△48.4
積立金	G	102,101	145,083	△42,982	△29.6
繰上償還金	H	0	0	0	-
積立金取崩し額	I	517,940	0	517,940	皆増
実質単年度収支 (F+G+H-I)		△543,398	59,116	△602,514	△1019.2

平成30年度の実質収支(歳計剰余金)は、当初予算の抑制や普通交付税の減により、66,737千円となり、前年度と比較して△127,559千円、△65.7%の大幅減となった。

また、経常一般財源収入の減少により、財政調整基金を517,940千円取り崩している。

これらの理由より実質単年度収支は△543,398千円となり、前年度比△602,514千円、△1,019.2%の大幅減となった。

(2) 歳入

① 歳入合計

普通交付税の減等により、7,269,850千円となり、前年度比△837,059千円、△10.3%の大幅減となった。

② 町税

総額では835,401千円となり、前年度比△23,099千円、△2.7%の減となった。

固定資産税は550,960千円となり、土地分、家屋分、償却資産分の減を合わせ前年度比△14,637千円、△2.7%の減となった。町民税は245,438千円となり、前年度比△5,569千円、△2.3%の減となった。町税は合併以来減少傾向にある。

③ 国庫支出金

地方創生拠点整備交付金の減等により、379,884千円となり、前年度比△122,234千円、△24.3%の大幅減となった。

④ 県支出金

合板・製材生産性強化対策事業補助金の減等により、398,481千円となり、前年度比△61,755千円、△13.4%の大幅減となった。

⑤ 繰越金

前年度歳計剰余金の減少により240,231千円と、前年度比△139,928千円、△36.8%の大幅減となった。繰越金は地方交付税の合併算定替の減額が始まった平成27年度から減少しており、更なる経常経費の削減が必要である。

⑥ 町債

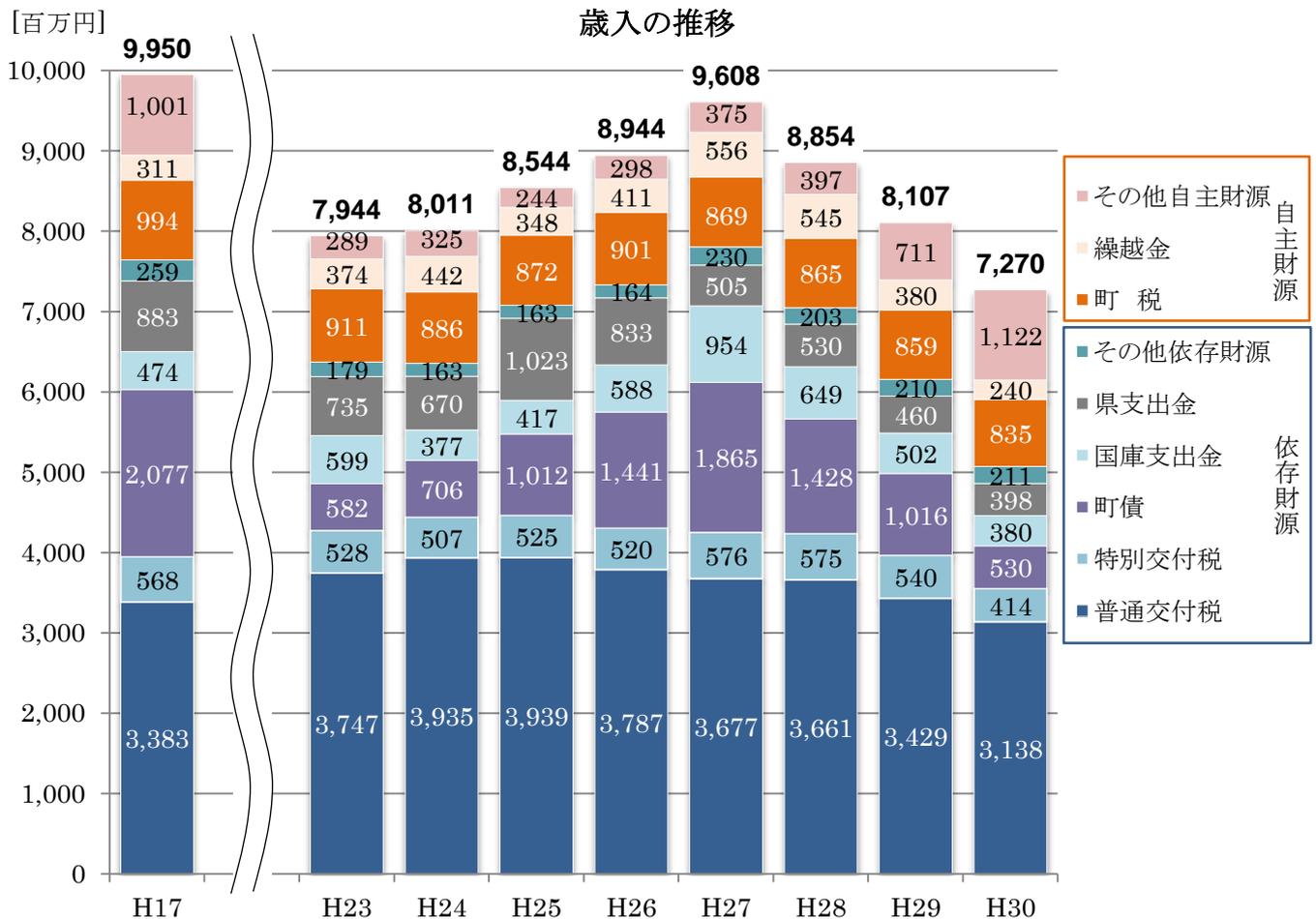
川森文化交流センター改修工事、戸河内ふれあいセンター大規模改修事業の完了等により、530,421千円と、前年度比△485,277千円、△47.8%の大幅減となった。

合併直後は新町建設事業により大幅な増であったが、平成18年度以降は財政健全化のために起債総額を抑制してきた。しかし平成25年度以降、光ファイバー網整備事業、病院改修事業、小・中学校施設整備事業等のために再び大幅に増加した。今後、公共施設の再編や旧鉄道資産の除却等の新たな財政需要はあるが、起債額の抑制に向けて調整していく必要がある。

⑦ 地方交付税（普通交付税、特別交付税）

地方交付税のうち、原則として総額の94%が普通交付税、残り6%が特別交付税として交付される。表2に普通交付税の算出方法を示す。

平成30年度の普通交付税は3,138,028千円と、前年度比△291,341千円、△8.5%の大



幅な減となった。

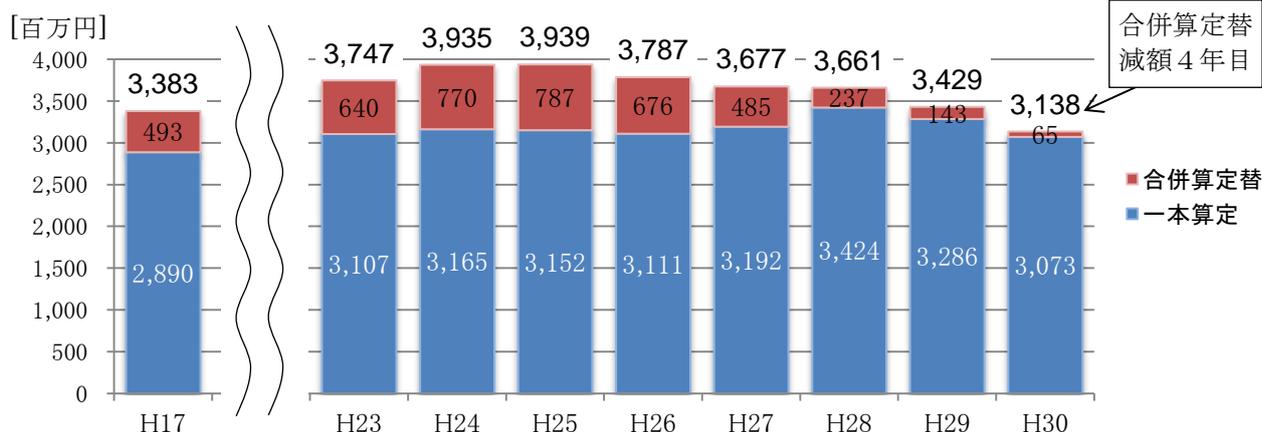
今後も人口減や「合併算定替」（旧3町村が存続した場合の交付税総額を下回らないよう算定）の減により、普通交付税の減少傾向は続くと予想されるため、長期的な視点で対応していく必要がある。

表 2 普通交付税の算出

(単位：千円，%)

区 分		平成 30 年度	平成 29 年度	差引額	前年度比
基準財政需要額	A	3,961,087	4,265,678	△304,591	△7.1
基準財政収入額	B	823,059	832,944	△9,885	△1.2
交付基準額 (A-B)	C	3,138,028	3,432,734	△294,706	△8.6
交付調整額	D	0	△3,365	3,365	-
交付決定額 (C+D)	E	3,138,028	3,429,369	△291,341	△8.5
臨時財政対策債発行可能額	F	173,821	182,898	△9,077	△5.0
普通交付税+臨財債 (E+F)		3,311,849	3,612,267	△300,418	△8.3

普通交付税の推移



(3) 歳出

① 歳出合計

7,157,151千円と、前年度比△709,527千円となり、前年度に引き続き、△9.0%の大幅減となった。これは川森文化交流センター改修工事、安芸太田町地域支援センター改修工事、戸河内ふれあいセンター大規模改修工事等の大型事業の終了による普通建設費の減と、雪が少なかったことによる除雪費の減によるものである。

② 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

全体では2,691,169千円となり、前年度比△45,667千円、△1.7%の減となった。

そのうち、扶助費は人口減少の影響により、378,987千円と前年度比△37,670千円、△9.1%の減となった。

また、人件費は職員数の抑制等により、1,350,203千円と前年度比△22,714千円、△1.7%の減となった。

表 3 普通建設事業費の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	差引額	前年度比
普通建設事業費	372,451	1,048,971	△676,520	△64.5
うち補助事業	148,135	450,261	△301,606	△67.0
うち単独事業	224,316	598,710	△374,394	△62.5

一方、公債費は近年の大型事業の起債償還が一部開始になったことにより、961,979 千円と前年度比 14,717 千円、1.6%増となった。今後数年間、引き続き大型事業の起債償還が始まるため、増加していく見込みである。

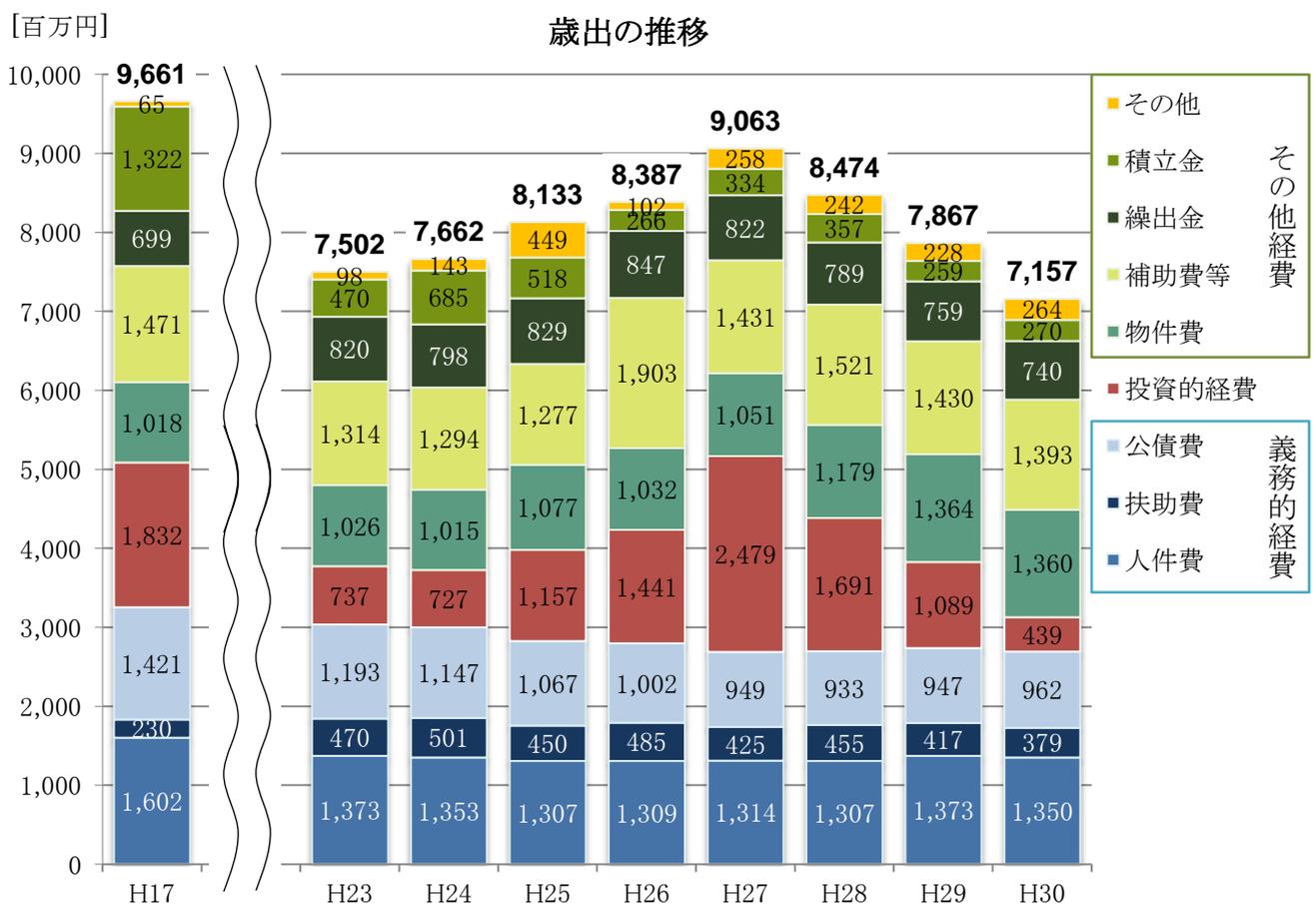
③ 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）

全体 439,004 千円となり、前年度比△650,309 千円、△59.7%の大幅な減額となった。

内訳をみると、補助事業は安芸太田町地域支援センター改修工事等の終了、次世代林業基盤づくり事業（合板・製材生産性強化対策事業）の減により、大幅減となっている。また、単独事業も川森文化交流センター改修工事の終了、戸河内ふれあいセンター改修工事の終了により大幅な減となっている（表3）。

④ その他経費（物件費、補助費等、繰出金、積立金、維持補修費、貸付金）

全体では 4,026,978 千円となり、前年度比△13,551 千円、△0.3%の減となった。各費目について大きな増減はない。



(4) 主な財政指標

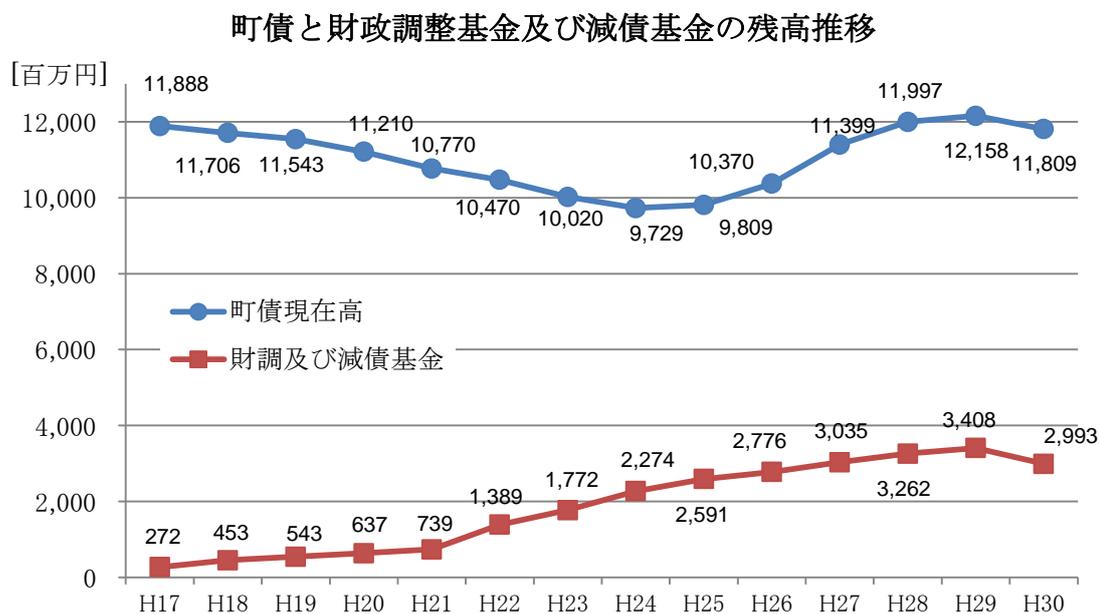
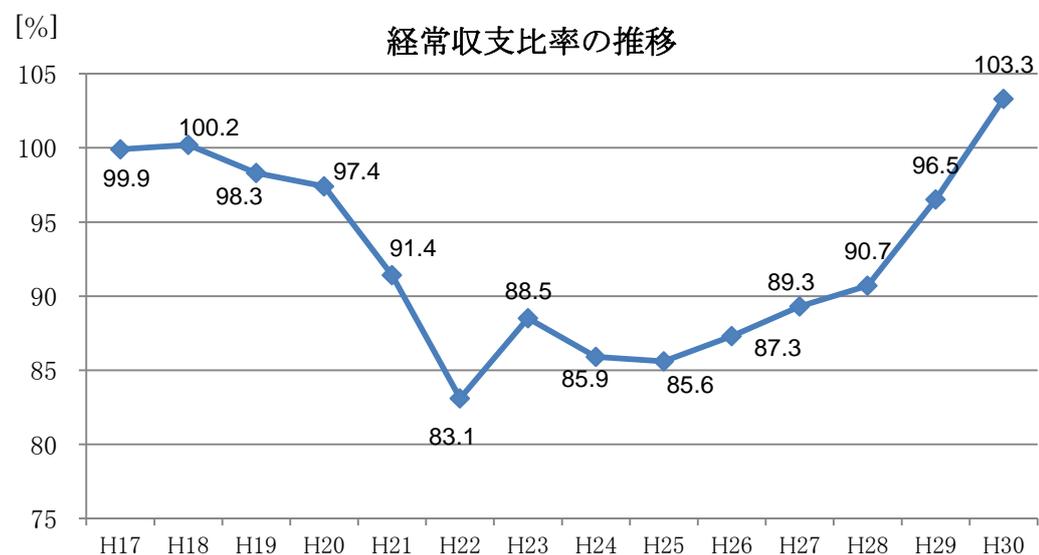
① 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である。財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえる。本町は低下傾向にあり、平成30年度の財政力指数は0.203と、広島県内では最低レベルである。

② 経常収支比率

用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される一般財源のうち、義務的経費や物件費、補助費等、毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）への充当分が占める割合である。公共施設整備が進められた時代では特に、低いほど財政に弾力性がある、即ち政策的に使えるお金が多くあるとされた。平成30年度は103.3%と100%を超え、恒常的に必要な経費が収入でまかなえていない状態となった。

本町は、公共交通の維持のためのバス事業者への補助金、扶助費等の社会保障関連経費、医療確保のための安芸太田病院事業への補助金、不採算の上下水道への繰出金等、過疎化の進む中山間地域であるために経常収支比率が例年高いが、平成30年度に更に高くなった理由としては、普通交付税の減額による経常収入一般財源の減の影響が大きい。



□ 一般会計

○ 総務課 総務担当

1. 総務管理費

(1) 人事管理事業（決算書 P. 50）

- 職員の定数管理

- ① 事業の内容

平成 31 年 4 月 1 日現在、職員定数、実職員数は下表のとおりである。

職員定数と実数の状況

区 分		定数[人]	実数[人]	備 考
一般事務部局		156	137	
そ の 他 部 局	議 会	3	2	
	選挙管理委員会	4	(4)	併任
	監査委員の事務部局	3	(1)	併任
	農業委員会	4	(4)	併任
	教育委員会	32	19	
	小 計	46	21 (9)	
合 計		202	158	

※（ ）は、併任。県派遣職員等は除く。

- 職員の設定員管理

- ① 事業の内容

平成 28 年 3 月に「安芸太田町第 3 次定員適正化計画」を策定し、歳出削減対策の一環として人件費の削減を念頭に置いた職員の定員適正化を推進している。

- ② 事業の成果と課題

「第 2 次定員適正化計画」の目標はほぼ達成したところであるが、類似団体等との比較では依然として職員数が上回っており、平成 28 年 3 月に策定した「第 3 次定員適正化計画」において、平成 32 年度までに 10 人の職員削減を目標として取り組む（ただし本計画では山県郡西部衛生組合解散に伴う町への採用は加味していなかったため、本件を踏まえた取り組みが必要である）。

今後も課長職の多くが定年退職を迎える状況であり、第 3 次定員適正化計画との整合性を保ちつつ、計画的な職員採用を実施していく必要がある。

また、現行の「第 3 次定員適正化計画」の計画期間は、平成 32 年（令和 2 年）4 月 1 日までとなっており、上記課題を踏まえた第 4 次計画の策定に取り組む必要がある。併せて、平成 27 年度から本格運用を開始した再任用制度についても、適正に運用する。

- 給与制度

- ① 事業の内容及び成果と課題

人事・給与制度改革については、地方公務員法の一部改正に伴い本格的な人事評価制度が義務化され、本町においても平成 28 年度から人事評価制度を本格実施している。

給与制度面では基本方針として、人事院勧告を尊重している。平成 30 年は人事院勧告

に基づき、職員の給料月額を平均0.2%、勤勉手当0.05月分の引上げを実施した。

今後も給与制度の適正な運用に努める。

ア 職員給与費の状況

職員給与費については、各種手当については国の制度を基本として運用している。これまで時間外勤務手当等の削減を含め、給与費削減に努めてきたが、今後の交付税の減額を考慮すれば、前述の定員管理と併せて引き続き給与費総額の抑制に努める必要がある。

給与費の状況（一般会計）

区分	職員数 [人]	給 与 費[千円]				時間外勤務手当 (再掲：千円)	時間外勤務手当 1人1か月当 (128人)円
		給 料	期末・勤勉手当	その他手当	計		
平成30年度	152	552,022	215,669	107,923	875,614	26,436	17,211

職員手当の状況（一般会計）（平成31年4月1日現在）

区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当
支給職員数	56人	23人	117人	—	22人
月支給額合計	1,355,200円	469,200円	1,626,300円	—	880,000円
1人1か月当	24,200円	20,400円	13,900円	—	40,000円

職員平均給料月額（平均給与月額及び平均年齢の状況）

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
平成31年4月	317,300円	375,900円	43.3歳	338,400円	345,800円	57.0歳

• 人事管理

① 事業の目的・内容

人事管理については、平成18年3月に策定した「安芸太田町人材育成基本方針」により、計画的な人材育成を進めている。

② 事業の成果と課題

人事評価制度については、平成27年度に制度設計終了後に試行を行い、平成28年度から本格的に運用開始した。職員の能力開発と人材育成を進めるため、今後の運用について、さらに調査・研究を進める必要がある。

ア 職員数の状況

一般行政職給料表適用職員数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
31.4.1	21	18	24	41	23	25	152

特定任期付職員給料表適用職員数

	合 計	内 訳
31.4.1	1	3号給1

技能労務職給料表適用職員数

	合 計	内 訳
31. 4. 1	5	給食調理員 5

イ 職員の配置状況

今後の管理職の大量退職を考慮して、職員の能力開発に努め、適材適所の職員配置を実施していく。

組織体制の強化のため、平成 31 年度から係制を導入し、係長職を新設した。

平成 31 年 4 月 1 日現在の職員の配置状況は次のとおりである。

○ 本庁関係

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

所属	職位		課長補佐級	係長級	主任級	主任主事級	主事級	技能労務職・派遣・育休等	合計
	課長級								
総務課	1		2	4	2	2	2	7	20
企画課	1			2	2				5
地域づくり課	1		1	2	1				5
税務課	1		1	1	3	1	1		8
住民生活課	2			4		1	1		8
産業振興課	1		1	2	1	1	1		7
商工観光課	1			1		1	1		4
建設課	1		1	3	1	1	2		9
児童育成課	1				1		1		3
保育所	修道保育所			1	1		1		3
	筒賀保育所			1	1	1			3
	加計認定こども園あさひ	1			3	1	2		7
	認定こども園とごうち			1	2		2	3	8
健康づくり課	1		1	1	1	3	1		8
福祉課(福祉事務所)	1		3	4	2		1		11
衛生対策室	1		3	1	1	1			7
会計課	2			1					3
議会事務局	1			1					2
小 計	17		16	32	18	14	17	7	121
教育委員会	学校教育課	3		1	1	1			6
	学校給食			1				5	6
	幼稚園			1			1		2
	生涯学習課	1		1	1	1			5
	小 計	4		4	2	1	2	5	19
合 計	21		20	34	19	16	18	12	140

○ 支所関係

加計支所住民生活課	1	1	5	2		2			11
筒賀支所住民生活課	2	1	2	1	1				7
合 計	3	2	7	3	1	2			18
総 合 計	24	22	41	22	17	20	12		158

ウ 部門別増減事由

土木部門について、人員不足のため欠員不補充とした。

(2) 条例、規則の制定・改廃状況

- ① 条例の制定 3件
 - ・ 町長及び副町長の給与の特例に関する条例
 - ・ 安芸太田町議会政務活動費の交付に関する条例
 - ・ 戸河内町内黒山財産区基本財産の一部を処分する条例
- ② 条例の一部改正 16件
- ③ 条例の廃止 1件
- ④ 規則の制定 2件
- ⑤ 規則の一部改正 6件

(3) 平和行政管理事業（決算書P.50）

- ・ 戦没者追悼・平和祈念式典

① 事業の目的・内容

戦没者の霊を慰め、併せて恒久平和の実現を祈念する。

平成30年 8月15日（水）

午前9時30分から

場所 戸河内ふれあいセンター

概要 式典開催 参加者115人

② 事業の課題

遺族会等関係団体の参列が主となり、一般参列者が少ない状況であるとともに、参列者の高齢化が進んでおり、事業内容を検討する必要がある。しかしながら、お盆中の開催という事もあり、一般参列者が参加しにくいという現状がある。

今回は、新しい試みとして会場ロビーに原爆ミニミニ展（パネル写真展示）を行った。

③ 歳出決算額 164,500円

(4) ふるさと納税推進事業（決算書P.50）

① 事業の目的・内容

ふるさと納税制度とは、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすための制度である。寄附金の2千円を超える部分について個人住民税所得割の概ね2割を上限に、所得税と併せて全額が控除される。

② 事業の成果と課題

平成30年度のふるさと納税の実績は、寄附件数6,488件（前年度比125%）、寄附額6,197万1千円（前年度比116%）と、寄附件数は前年度を1,315件、寄附額は892万7千円上回った。令和元年度6月からは総務省により、ふるさと納税の対象となる自治体が指定されることが決定し、返礼品を3割以下になるよう調整を行わなかった市町等はふるさと納税の対象から外されることになった。本町は、令和2年9月30日までふるさと納税対象市

町として指定を受けている。

町内事業者についてもお礼品での収入等により新たに設備投資を行われた等の話も伺っている。また、新しいお礼品の出品等も今年度は何点かあり、事業者の販売意欲にも繋がっていると思われる。

今後は、さらに寄附者様とのご縁を深められるような仕組みを考え、体験型お礼品の提供や、関係人口の増加に繋がる取組み等を進める。

また、総務省から認定を受けた本町の地域再生計画に基づき、平成 28 年度から「加計高校支援」と「特別名勝三段峡・太田川環境保全」に用途を限定した企業版ふるさと納税制度を開始している。平成 30 年度は、「加計高校支援プロジェクト」に対し 3 社、220 万円、「特別名勝三段峡と食のブランディングプロジェクト」に対し 1 社、100 万円の寄附を受領している。平成 31 年度においても積極的に募集活動を展開する。

平成 30 年度ふるさと納税実績内訳

区 分	住所地	寄附者数[件]	寄附金額[円]	平 均
直接寄附	広島県内	60	2,730,000	45,500
	広島県外	38	1,672,000	44,000
	小計 ①	98	4,402,000	44,918
ネット寄附 (さとふる)	広島県内	572	6,286,000	10,990
	広島県外	5,818	51,283,000	8,815
	小計 ②	6,390	57,569,000	9,009
合計 ①+②		6,488	61,971,000	9,552

企業版ふるさと納税額等

プロジェクト名	事業内容	事業費[円]	寄附額[円]	寄附企業
県立加計高校支援プロジェクト	総合支援 住宅支援 教育支援 公営塾支援 寮整備	38,796,180	2,200,000	3 社
特別名勝三段峡と食のブランディングプロジェクト	三段峡(猿飛) トイレ設置基本 計画策定	1,458,000	1,000,000	1 社

平成 30 年度ふるさと納税経費内訳

経費	金額[円]
お礼品代金	16,628,380
さとふる委託料	8,867,378
配送料	6,837,163
合計	32,332,921

平成30年度ふるさと納税お礼品の状況 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

No.	お礼品名	出荷数	取扱い事業者
1	鯛焼き	2,901	鯛焼屋よしお
2	見浦牛	905	見浦牧場ミートセンター
3	戸河内ウイスキー	629	地域商社あきおおた
4	ひのきまな板	597	太田川森林組合ぬくい工芸センター
5	コヒカ・ヒビカ食べ比べ	463	百姓屋
6	杵つき餅セット	176	つなみ和の里生産組合
7	天然はちみつ「百花蜜」	120	地域商社あきおおた
8	新鮮朝採れほうれんそう	111	穴ファームOK I
9	新鮮朝採れいちご	101	百姓屋
10	井仁の棚田米	89	小笠原 元治

(5) 福祉医療教育支援奨学基金管理事業 (決算書P. 52)

① 事業の目的・内容

将来、町内の医療機関等に勤務しようとする者に対し、就学に必要な資金を貸し付けることにより本町の医療・福祉を支える人材を育成し、地域医療等の確保及び充実を図ることを目的とする。

② 事業の成果と課題

医療奨学金年度別貸付者数、金額 (単位：人、千円)

資格別	平成23～平成29年度 (累計)				平成30年度			
	貸付額	返還額	免除額	人数	貸付額	返還額	免除額	人数
医学生	22,200			3	7,200			0
薬剤師	2,900			1	1,200			0
看護学生	52,180	1,095	11,580	18	8,200	180	13,300	4
理学療法士	2,700			1	0			0
作業療法士	2,700			1	0			0
福祉職	0			0	0			0
計	82,680	1,095	11,580	24	16,600	180	13,300	4

特定財源 過疎地域自立促進特別事業基金取崩 16,600,000円

奨学金貸付の状況 (単位：千円)

貸付金	平成29年度末 現在高	平成30年度中の収支			平成30年度末 現在高
		貸付高	返還高	※免除額	
	70,005	16,600	180	13,300	73,125

※免除額とは、奨学金貸付期間分を町内の医療機関において従事し返還免除となった額

奨学金受給者 町内医療施設就職状況 (単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
看護学生	1	0	1	1	6	1	4	1	15
理学療法士	0	0	0	1	0	0	0	0	1
作業療法士	0	0	0	0	0	1	0	0	1

(6) 防犯対策事業（決算書P.54）

① 事業の目的・内容

防犯対策事業では、子どもや高齢者など犯罪弱者の被害防止や少年の非行防止のため、各種防犯ボランティア活動を支援し、山県防犯連合会その他組織と連携して安全・安心なまちづくりに取り組んでいる。

高齢者をターゲットにした特殊詐欺が全国的に多発しているため、町内で事件性のある事案が発生した際には、町広報やホームページに情報を掲載し、防災行政無線では随時注意喚起を行うなど情報提供に努めている。

② 事業の成果

主な取り組み状況

事業名	事業内容
防犯パトロールカー運行	- 青色回転灯を点灯させて地域を巡回することによって、犯罪機会の抑制や防犯広報活動を行う。 - あなパト1号による町内巡回継続
減らそう犯罪・交通安全フラッグリレー	- 春と秋の「全国交通安全運動」において、防犯フラッグをリレーし、町内をパレードした。 (平成30年4月5日、9月20日)
第12回山県防犯少年野球・ソフトボール大会	- 山県防犯連合会と連携して青少年の健全育成を目的に開催。安芸太田町内からは1チーム参加した。 (平成30年8月21日：豊平どんぐり村スタジアム)
交通安全・防犯グラウンドゴルフ大会	- 山県交通安全協会と山県防犯連合会が連携して、交通安全と悪質商法などの犯罪被害防止を呼びかける運動の一つとしてグラウンドゴルフ大会を開催した。 (平成30年10月11日：北広島町 千代田グラウンド)
第14回山県防犯少年剣道大会	- 郡内小中学生の規範・社会連帯意識の向上のための剣道大会を後援。青少年の健全育成と非行防止に役立てた。 (平成30年11月23日：戸河内ふれあいセンター体育館)
防犯カメラの運用	- 平成29年12月より特殊詐欺等犯罪の抑制・監視のために、防犯カメラを設置し、運用をしている。 (戸河内IC入口付近)

(7) 交通安全対策事業（決算書P.54）

① 事業の目的・内容

平成30年度においては、安全で安心できる交通社会を実現するため、一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーを実践することによって、交通事故の防止を図り、交通死亡事故0（ゼロ）を目的として事業を展開した。

また、山県警察署が主催する「00y（ゼロゼロ山県）」との連携も行っている。

② 事業の成果

山県警察署や交通安全協会と連携し、年4回の交通安全運動期間中、交通安全テント村の開催、フラッグリレー及び町内主要交差点での交通安全街頭指導等を実施した。

- (8) 高速ブロードバンド基盤整備促進事業（決算書P.54）
- ① 事業の目的内容
光設備の維持（保険・支障移転・電柱等使用料）保守（定額・スポット）等光サービス継続に必要な諸手続きを実施した。
・平成30年度末時点のインターネット加入件数：1,454件
- ② 事業の成果と課題
高速情報通信インフラが整備され、企業や個人が都市部と変わらない高速ブロードバンドを享受できる環境である。
インターネット加入促進とともに、契約解除抑制への働きかけが必要である。
- ③ 金額
・維持・保守 …………… 20,618,711円（特定財源：12,546,394円）

(9) 地上デジタル放送共聴施設整備事業（決算書P.54）
（新たな難視地域共聴組合施設維持費補助）

- ① 事業の目的・内容
地上デジタルテレビ放送以降、地形的理由から新たな難視地域が生じた。これに伴い、情報通信格差を是正するため、施設維持費の大部分を占める電柱共架料の一部を補助する。
- ア 補助の相手方と対象
新難視新設共聴組合：辺地地域に新たに設立された共聴組合。
テレビ用光ファイバーケーブル延長のため、電力会社等の電柱を利用することにより生じる1年間分の共架料。
新難視既設共聴組合：受信点を大幅に変更する等必要が生じた既設共聴組合。
受信点変更に伴い、テレビ用光ファイバーケーブル延長により電力会社等の電柱へ共架が新たに必要となった場合、当該延長分に係る1年間分の共架料。
- イ 補助率
共架料に係る1戸当たりの年間負担額が3,600円以上：年間共架料の2/3
共架料に係る1戸当たりの年間負担額が3,600円未満：年間共架料の1/2
- ウ 補助対象基準
加入戸数が30戸未満（小規模共聴組合）。
1戸当たりの年会費（維持管理経費）が、年3,600円以上。
- ② 歳出決算額

平成30年度補助実績額

共聴組合名	対象共架本数[本]	補助率	補助額[円]	備考
小板テレビ共聴組合	155	2/3	134,000	
空谷テレビ共聴組合	13	1/2	8,000	
川登下テレビ共聴組合	6	1/2	3,000	
野影名護木テレビ共聴組合	28	2/3	24,000	
津浪東谷テレビ共聴組合	10	1/2	6,000	
計	212	—	175,000	

(10) 電算管理費（決算書P.56）

① 事業の目的内容

行政サービスを迅速かつ正確に執行する目的のもと、電算システムは大きく「基幹系業務」「情報系業務」及び「各課個別契約システム」の3区分に分類し、業務を行っている。

② 事業の成果と課題

ア 基幹業務共同クラウド

共同クラウドの利用により、マイナンバー等法改正改修経費圧縮や共同市町間の情報連携がより強化されたなどのメリットがあり、今後も広島県及び各団体と連携を密にし、メリットを最大限享受できるよう取り組んでいく。

・平成30年11月 次期共同クラウドシステムに向けた協議を開始

イ 社会保障・税番号制度に係るシステム改修

マイナンバーカード等の記載事項の充実に向けて、住民記録等該当のシステムについて改修及びテスト等を行った。

③ 金額

区 分	基幹・情報系[円]	各課個別[円]	計[円]
機器購入・導入費用	—	43,898,760	43,898,760
レンタル・リース	28,629,940	15,264,232	43,894,172
回線使用料	26,406	5,097,035	5,123,441
機器・ソフトの保守料	13,046,262	14,651,829	27,698,091
委託費	2,142,828	13,355,064	15,497,892
サービス利用料	25,401,600	1,855,483	27,257,083
その他（消耗品・修繕費等）	4,551,036	—	4,551,036
計	73,798,072	94,122,403	167,920,475

うち「社会保障・税番号制度にかかるシステム改修」に係る経費

・システム改修費 2,079,000円（特定財源：2,079,000円）

2. 消防費

(1) 常備消防運営事業（決算書P.100）

① 事業の目的・内容及び成果

広島市へ町の消防事務（消防団事務・消防水利事務を除く）を委託している。

② 金額

歳出決算額	広島市消防事務負担金	199,294,458円
特定財源	安全・安心まちづくり事業助成金	4,000,000円
	過疎対策事業債（消防広報車）	4,800,000円
	安佐北消防署安芸太田出張所庁舎敷地料負担金	55,342円

(2) 非常備消防運営事業（決算書P.100）

① 事業の目的・内容及び成果

ア 地元施工消防施設整備補助金

各地域において消防施設整備と屯所運営に係る補助事業を実施した。

No.	事業名	補助金額[円]	地区名
1	屯所修繕事業	971,373	戸河内地区2か所 加計地区4か所 筒賀地区1か所
2	消防屯所電気・水道料金	527,723	町内21地域
合計		1,499,096	

イ 小型動力ポンプ積載車更新

消防力維持のため老朽化の進んだ小型動力ポンプ積載車を更新した。

更新車両	事業費[円]	特定財源（緊急防災・減災事業債）[円]
第12分団第30部小型動力ポンプ積載車	6,600,989	6,400,000
第13分団第35部軽四輪小型動力ポンプ積載車	4,059,060	3,700,000
合計	10,660,049	10,100,000

ウ 消防施設関係工事等

事業名	事業費[円]	特定財源 [円]
防火水槽新設工事（上堀地区）	5,082,480	緊急防災・減災事業債 5,000,000
筒賀支所前消防屯所解体工事	1,728,000	過疎地域自立促進特別 事業基金取崩 1,728,000
合計	6,810,480	6,728,000

② 消防団の定数・団員数等

平成31年4月1日時点で消防団員定数は500人であるが、実員は424人となっており年々減少してきている。地域の消防力確保のため、団員の確保が大きな課題となっている。

③ 主な消防団活動の状況

平成30年度は主に下記のとおり消防団活動を実施した。

実施期日	行 事 名
5/21	郡内訓練指導員教育訓練
5/27	山県支部合同訓練
6/12	夜間訓練
7/1	消防ポンプ運用訓練
8/19	ポンプ操法大会（町大会）
9/16	しわいマラソン警備
12/28. 29. 30	年末特別警戒
1/6	出初式
1/27	文化財防火訓練（上本郷 願福寺）
3/3	春の防火パレード
3/9	防火訓練（川北 禮安寺）

④ 消防団出動状況

平成30年度における火災・防災等消防団出動状況は下記のとおりである。

出動期日	出 動 事 件
4/7	行方不明者捜索（上殿）
7/2	行方不明者捜索（寺領）
7/3	台風7号警戒
7/5. 6. 7	平成30年7月豪雨警戒
7/21. 22. 26. 27	被災地支援
7/29	台風12号警戒
8/5	被災地支援
8/5	行方不明者捜索（戸河内地区）
9/9	落水者捜索（殿賀・上殿）

(3) 防災行政無線管理運営事業（決算書P.102）

① 事業の概要

防災行政無線の運営管理を行っている。

ア 同報系

- ・親局 1局
- ・中継局 2局
- ・簡易中継局 5局
- ・屋外拡声子局 25局
- ・個別受信機 3,842台

イ 移動系

- ・親局 1局
- ・中継局 2局
- ・前進基地局 1局
- ・移動局 119局

ウ J-ALERT（全国瞬時警報システム）

平成30年度は、内閣官房（国民保護情報）から訓練電文を4回受信し、いずれも異常なく防災行政無線放送が自動起動した。

	年月日	区分	内容	状況
1	H30. 5. 16	国民保護情報	伝達訓練	異常なし
2	H30. 8. 29	国民保護情報	伝達訓練	異常なし
3	H30. 11. 21	国民保護情報	伝達訓練	異常なし
4	H31. 2. 20	国民保護情報	伝達訓練	異常なし

エ 新型J-ALERT（全国瞬時警報システム）設置

平成30年度末で、整備していた現行のJ-ALERT（全国瞬時警報システム）が運用できなくなるため、新型J-ALERTへの更新を行った。

	設置年月日	設置場所	事業費[円]	特定財源（緊急防災・減災事業債）[円]
1	H31. 2. 22	本庁無線室	2,959,200	2,900,000

オ 情報伝達の多重化

防災行政無線を補完する伝達手段として、緊急速報メール、ツイッターのほか安芸太田町行政情報メール配信サービス（登録制防災メール、職員参集メール、小中学校保護者メール）を運用している。

	伝達手段	金額	運用開始日
1	エリアメール（ドコモ）	無償	H24. 7. 30
2	緊急速報メール（KDDI）	無償	H24. 8. 7
3	緊急速報メール（ソフトバンク）	無償	H24. 8. 10
4	ツイッター	無償	H26. 3. 26
5	安芸太田町行政情報メール配信サービス ①一般向け防災情報②職員向け参集情報 ③小中学校保護者向け学校情報 ※危機管理情報共有システム附属サービス	1,393,200円	H26. 10. 1

(4) 防災・減災・備蓄事業（決算書P.102）

① 事業の目的、内容及び成果

ア 自主防災組織育成・強化事業

地域の防災力向上のため、自助・共助意識の普及啓発を図り、自主防災組織の結成を促すもので、平成31年3月31日時点で9組織、組織率は41.3%である。

イ 備蓄物資整備事業

	整備物資	金額 [円]	備考
1	追加備蓄物資	143,000	災害用備蓄米
2	追加備蓄物資	38,880	土嚢袋
合計		181,880	

○ 総務課 財政管財担当

1. 財産管理費

(1) 庁舎等管理事業（決算書 P. 50）

- 安芸太田町役場本庁舎耐震・大規模改修工事実施設計業務

① 事業の目的・内容

役場本庁の耐震化及び大規模改修の基本方針に沿って、その実現に向けた適正かつ効果的な工事執行に資するための実施設計書を作成する。

（基本方針）

- 地域の防災拠点施設としての必要な耐震性の確保と機能強化
- 職員の執務環境や議場環境等の改善等による、町行政の質的向上と行政コストの縮減
- 住民サービスの中心的施設としての環境改善

② 事業の成果と課題

実施設計による工事内容とスケジュール

工事区分	第1期工事	第2期工事	第3期工事
主な内容	本館1階・2階 ・耐震補強 ・内部改修 ・設備改修	本館3階（議会） ・内部改修 ・設備改修	東館1・2階 ・耐震補強 ・内部改修 ・設備改修 ・渡り廊下及び外構等
実施時期 （予定）	R1年9月～12月上旬	R1年12月下旬 ～R2年3月	R2年4月～9月

工事執行に向けた課題については以下のとおりである。

ア 仮設執務（移動）場所の確保等

各期工事の進捗に合わせて関係課の執務場所の移動を適切に行いながら、可能な限り執務への影響の低減に努める。

イ 工事期間等の周知・来庁者の安全確保等

工事期間中も執務を継続するため、町民等に対する関係課執務場所の変更や来庁時の通行制限等について、ホームページ等を活用した周知をはじめ庁舎内における導線や注意喚起等の案内表示の設置等を行うとともに、周辺地域への影響にも配慮した対応を行う。

③ 金額

ア 歳入決算額（特定財源）	7,825,000円
合併特例債	5,300,000円
社会資本整備交付金	2,525,000円
イ 歳出決算額	8,143,200円
設計委託	8,143,200円

(2) 普通財産等管理事業（決算書P. 52）

① 事業の目的・内容

普通財産及び法定外公共物に係る維持管理業務を主とし、土地の公売、賃借料等の支払いや嘱託登記事務を実施している。

② 事業の成果と課題

普通財産及び法定外公共物等を対象とした各手続きの処理実績については以下のとおりであり、引き続き適正管理に努める。

土地売払い	2件
行政財産使用許可（新規分）	1件
普通財産貸付（新規分）	16件

ア 課題

過疎化が進む中、目的を失って普通財産となる建物・土地が多いが、その後の活用策が見いだされず、ただ維持しているのが現状である。施設の老朽化と共に年々修繕費も嵩んできており、活用の目途が立たない財産については民間に売却する等の対策が必要となってきた。

中でもJRから譲渡を受けた旧可部線の鉄道資産（線路跡地・トンネル・橋梁等）の管理は町財政を圧迫している。細く長く、面としての利用が難しい線路跡地の草刈りは町の高齢化と共に年々難しくなり、構造物は劣化が進んで安全面の問題がある。特に河川橋梁は水防上の理由から計画的な撤去が必要だが、平成30年度は災害により業者が多忙となり、撤去の設計委託が落札されなかった。このため、この設計委託は令和元年度に実施する。しかし、撤去費用は一橋あたり億単位となる可能性がある上、多数の橋梁を実際に撤去するためには長期間となり、ただでさえ厳しい町財政へ長期的に深刻な影響を与えると予想されている。よって、引き続き国やJRに財政支援を求めらる。

③ 金額

ア 歳入決算額 16,495,367円（決算書P. 16, 32, 34, 36）

行政財産使用料（土地使用料18件）	146,934円
町有土地建物貸付料（普通財産、61件）	2,943,299円
土地売払収入（2件、まちづくり基金へ積立）	3,506,500円
地域振興基金繰入金（旧JR跡地維持管理へ充当）	9,898,634円

イ 歳出決算額 21,870,247円（決算書P. 52）

うち主なもの

賃金	登記専門委員	1,257,158円
報償費	旧JR跡地除草に係る地先地権者等	2,621,318円
需用費	普通財産修繕料	750,081円
	普通財産光熱水費	702,068円
委託料	普通財産除草及び支障木伐採	1,130,073円
	旧JR除草及び支障木伐採	1,729,896円
	旧JR橋梁点検	1,393,200円

使用料及び賃借料（土地借上料）	200,261 円
工事請負費 旧松原幼稚園石積修繕工事	6,104,160 円
旧 J R 橋梁立入防止柵再設置外工事	2,639,520 円
旧 J R 敷下本郷防音壁撤去工事	766,800 円
旧 J R 土居トンネル閉鎖工事	475,200 円

2. 環境衛生費

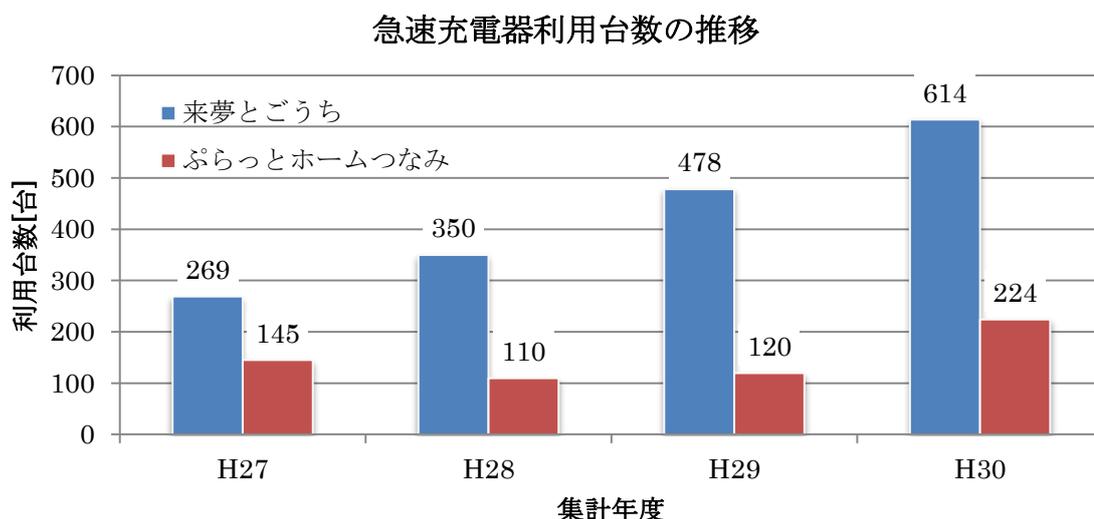
(1) 次世代自動車振興事業（決算書 P. 78）

① 事業の目的・内容

次世代自動車の更なる普及及び電気自動車等の所有者への利便性向上を目的に、来夢とごうち及びぷらっとホームつなみに設置した電気自動車急速充電器の維持管理を行う。

② 事業の成果と課題

平成 30 年度における利用状況は下記グラフのとおりであり、全体として増加傾向にある。



③ 金額

ア 歳入決算額	885,584 円	（決算書 P. 42）
次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金	885,584 円	
イ 歳出決算額	1,655,947 円	（決算書 P. 78）
うち主なもの		
充電器電気代	849,507 円	
電気自動車用急速充電器故障修理保守委託料	328,320 円	
電気自動車用急速充電器運用管理サービス委託料	466,560 円	

○ 地域づくり課

1. 総務費

(1) 地域自治振興交付金事業（決算書P.54）

① 事業の目的内容

地域コミュニティの活性化、地域の特色を活かした魅力ある地域の形成、地域の発展に向けた活動財源として自治振興会に地域自治振興交付金を交付した。

② 歳出決算額

交付対象	算出項目	交付総額[円]	特定財源 [円]
自治振興会	地域活動費、行政協力費、高齢者福祉費、活動拠点の維持管理費、安全安心費等	19,545,000	過疎地域自立促進特別事業基金取崩 18,545,000 ふるさと未来・夢基金取崩 1,000,000

(2) 集会所施設整備管理事業（決算書P.54）

① 事業の目的内容

安芸太田町集会所等整備事業補助金交付要綱に基づき、地域活動の拠点施設である集会所の整備に要する経費に対し補助金を交付した。

平成28年度から行った補助率の段階的な減率を終え、補助率を5割としている。

② 金額

歳出の内訳

自治振興会	施設名	整備内容	交付額[円]
坪野地区連絡協議会	光石集会所	トイレ改修、バリアフリー化工事	748,000
中央福祉会	中央集会所	トイレ改修工事、屋根瓦修繕工事	77,000
山崎・山ノ廻自治会	山崎・山ノ廻公民館	ガードフェンス設置工事	369,000
川西振興会	鮎ヶ平集会所	エアコン設置工事	75,000
安野振興会	宇佐集会所	エアコン設置工事	286,000
長原自治会	長原会館	天井・外壁改修工事、エアコン設置工事	380,000
	長原口バス停待合整備	待合室整備	99,000
殿賀振興会	江河内集会所	エアコン設置工事	270,000
	西調子集会所	屋根修繕工事	189,000
板ヶ谷自治会	板ヶ谷会館	舗装工事	339,000
下田吹自治会	下田吹集会所	電気設備容量増設工事	89,000
	災害復旧記念館	給水ポンプ修繕工事	
合 計			2,921,000

特定財源 過疎地域自立促進特別事業基金取崩 2,921,000円

(3) 防犯灯施設整備事業（決算書P.54）

① 事業の目的内容

安芸太田町防犯灯設置等補助金交付要綱に基づき、防犯灯の設置・改修等に要する経費に対し、補助金を交付した。

電力会社による管球交換無料事業の廃止（有料化）対応や、自治振興会及び町双方の維持管理経費（電気料等）負担軽減のため、各自治振興会に防犯灯のLED化を呼びかけてきている。平成30年度の更新分はすべてLED灯であり、町内の全防犯灯数に占めるLED灯数の割合は増加している。今後も更新分についてはLED化以外認めないとの方針を維持し、地域及び町の将来にわたる維持管理経費の削減のための更新誘導を推進する。

② 金額

防犯灯新設及び更新

交付対象	事業内容	交付金額[円]
三郷連絡協議会	電灯更新6基	276,000
川手自治会	電灯更新1基	14,000
遊谷自治会	電灯更新2基、電灯新設1基	39,000
中央自治会	電灯更新3基	39,000
殿賀振興会	電灯新設1基、電灯更新9基	82,000
香南振興会	電灯新設1基	56,000
土居自治会	電灯更新1基	10,000
上本郷自治会	電灯更新6基	168,000
三郷自治振興会	電灯更新1基	8,000
松原自治会	電灯更新1基	13,000
歳出合計		705,000

特定財源 過疎地域自立促進特別事業基金取崩 705,000円

2. 企画費

(1) 地域支援事業（決算書P.56）

• 地域おこし協力隊派遣事業

① 事業の目的内容

人口減少や高齢化が著しく進む本町において、地域の活力を維持するためには、地域活性化や、全町的な課題解決に向けた取り組みを行う必要がある。その際に必要な多彩な人材を地域外から「地域おこし協力隊（以下「協力隊員）」として積極的に採用し、任期終了後にはその経験とスキルを活かした起業及び定住を図り、地域力の維持と強化、活性化に寄与することを目的とする。

② 事業の成果と課題

平成30年度は10名の隊員が、鋭い視点と豊富なアイデアで町の資源を活用しながら多岐に渡って地域貢献活動を行った。その中で、一部町民から隊員の人物像や活動内容がわからないという声や、隊員からは地域振興に努めた成果を共有する機会がなく活動の目

的を疑問視する声があったが、新たな取組みとして活動報告会を開催したことにより、前述の声に応えるだけでなく、隊員と町民との結束強化に貢献したものと考えられる。また、従来からの課題であった各隊員とのコミュニケーションについては、定住までのイメージを共有しつつサポートすることに注力した結果、平成30年度に任期満了となった7名全員が町内へ定住し、起業や地元一般社団法人への就職を果たし、地域に刺激を与える存在となっている。

③ 歳出決算額 31,770,991 円

• 集落支援員派遣事業

① 事業の目的内容

本町では、急速な少子高齢化により一部の自治振興会では、地域活動が困難になりつつある。一部では、複数自治振興会の連携により、地域活動の支援を行っている地域もある。

このため、地域活動が困難になってきている周辺部の自治振興会を対象に、「地域内の見守り・点検」、「自治振興会事務作業」等の必要な支援を行う体制を構築する。

② 事業の成果と課題

旧町村ごとに1名ずつ、合計3名の集落支援員が、集落点検や見守りを中心とした活動を行った。複数の自治振興会や社会福祉協議会と連携し、サロンを開催するための支援を行うだけでなく、地域の課題について協議やアドバイスをを行い、行政や関係機関との橋渡しを行った。町内の河川沿いの岩場を活動の舞台とするボルダリング愛好家と協働で行う清掃作業は継続しており、生活道路の整備に寄与するだけでなく、町の関係人口の構築に貢献している。

その結果、活動した自治振興会等から評価の声が寄せられる等、一定の成果が見られる。

③ 歳出決算額

事業費合計 4,723,051 円

(2) 地域づくり事業（決算書P.56）

• 個性ある地域づくり事業

① 事業の目的・内容及び金額

住民参画のまちづくりとして、地域の特性・資源を活かした活動に対する支援制度であり、町全体に公募を行い、1団体の申請があり、審査を行い事業実施した。

平成30年度個性ある地域づくり事業実績

団体名	対象地域	事業概要	助成金額[円]
温井ダム ホテルまつり 実行委員会	加計	ホテル飛来の時期に合わせて、観光スポットの来場者の安全を確保しつつ安芸太田の魅力を発信した。	300,000
合 計			300,000

② 事業の成果と課題

町内外から多くの集客があり、関係人口構築に大きく貢献したものと考えられる。ただし継続性を担保するための適切な支援の在り方が課題である。

• 安芸太田しわいマラソン支援事業

① 事業の目的・内容

地域住民の連携、地域の活性化等を図るため、安芸太田しわいマラソン実行委員会へ、実行委員会事務局人件費及びコース沿線のエイドステーションを設置する自治振興会等への地域支援費部分に対して助成金を交付した。

大会は3年ぶりの開催となり、参加者は650名であった。

② 金額

歳出	助成金額	1,000,000円
歳入	協働のまちづくり助成金	1,000,000円

• 地域づくり活動つなぎ資金貸付事業

① 事業の目的・内容及び金額

安芸太田町における協働の地域づくりを推進し、地域の活性化が期待できる公益的な事業を行う団体に対し、その団体が、国、県又はその他の団体の補助金等の交付決定を受け、その補助金等を受け取るまでの間、補助対象事業の経費の支払に必要な資金の貸付けを行った。

平成30年度地域づくり活動つなぎ資金貸付事業実績

対象団体	事業内容	貸付金額[円]
井仁棚田 周辺地域 活性化協議会	農村集落活性化支援事業（農林水産省） 外部人材の手を借りながら、地域住民が中心となった活動を行っていき取り組みを行った。 外部人材との交流拠点の整備を行い、カフェを中心とした活性化に取り組んだ。	2,300,000
合 計		2,300,000

(3) 定住促進事業（決算書P.58）

• 空き家確保支援事業

① 事業の目的・内容及び金額

空き家バンク登録に係る自治振興会の役割は重要であるため、その活動を奨励する空き家確保支援事業を実施した。

平成30年度空き家確保支援事業実績

対象団体	事業内容	報償費支給額[円]
津浪振興会	空き家登録数1件	20,000
合 計		20,000

- 定住促進事業

- ① 事業の目的内容

定住促進は、第二次長期総合計画におけるリーディング施策の一つでもあり、平成 36 年（2024）年度 5,800 人を計画目標として取り組み、町の活性化を図る。

空き家バンク事業を充実させるとともに、定住促進空き家活用事業として、空き家を改修し定住された方に改修費の 1/2（上限 75 万円）、また残存する家財の処分その他清掃費の 1/2（上限 5 万円）を助成した。

さらに、定住促進奨励事業（新築住宅にかかる固定資産税の 1/2 助成）、高速道路通勤費補助事業（別項）として定住者に対し補助金を交付した。

また、子育て世帯の定住をターゲットとして子育て世帯定住応援補助金制度と親族と同居する方を対象に Uターン世帯定住応援補助金制度を設けている。

- ② 事業の成果

空き家バンク

借手希望	貸手希望	契約成立 件数	契約成立世帯人員内訳		
			総人員	転入者	町内転居者等
56 件	25 件	22 件	30 人	20 人	10 人

定住促進空き家活用事業補助金（75 万円、1/2 修繕費）

件数	補助金額
3 件	2,151,000 円

定住促進空き家活用（家財品処分）事業補助金（5 万円、1/2 処分費）

件数	補助金額
2 件	100,000 円

定住促進奨励事業（固定資産税 1/2、10 年間助成）

今年度分	過年度分	合 計	
		件 数	補助金額
2 件	29 件	31 件	1,236,766 円

子育て世帯定住応援補助金

転入者	転入者以外	合 計	
		件 数	補助金額
5 件	4 件	9 件	9,879,340 円

特定財源	過疎地域自立促進特別事業基金取崩	2,000,000 円
	社会資本整備総合交付金	3,523,000 円

Uターン世帯定住応援補助金

件数	補助金額
0 件	0 円

- 上殿定住促進団地分譲事業

- ① 事業の目的内容

定住促進は町の最優先課題となっており、本事業は定住促進対策の一環として、30～40歳代の子育て世帯のIUターンの促進を図るため、町内で生活利便性の高い上殿地域に定住促進団地を整備し、平成25年度から分譲を開始している。

各イベント時にチラシの配布等行い、販売促進活動を行った。

- ② 事業の成果と課題

新規にPRチラシの作成や情報誌への掲載などを行った。現在、5区画中4区画の住宅建設が完了しており、残り1区画についても、引き続き住宅展示場や定住フェアなどのイベントにおいて販売促進活動を行う。

(4) 高速道通勤利用者助成事業（決算書P.58）

- ① 事業の目的内容

定住を促進し、人口の増加を図ることを目的として実施した。

高速道路利用料金の西日本高速道路株式会社が実施する平日朝夕割引で約50%還元された後の通行料金相当額及び、広島高速道路公社が実施する時間帯割引適用後の金額の1/2で1カ月20日を限度として助成する。

- ② 事業の成果

今年度分	過年度分	合 計	
		人 数	補助金額
5人	9人	14人	809,500円

(5) まち・ひと・しごと創生事業（決算書P.58, 再掲）

- 地方創生加速化交付金事業

- ① 事業の目的内容

平成28年度から暮らし移住アドバイザーを雇用し、相談窓口の強化を行っている。

空き家バンク登録やマッチングで、アドバイザーの認知度も上がっている。

東京、大阪で行われた5回の定住フェアに参加し、山のある町の暮らしの紹介や、移住相談を行った。

- ② 事業の成果

概 要	金 額 [円]
暮らし移住アドバイザー賃金（1人）	2,169,750
定住フェア出展（消耗品、郵送料等）	190,496
5/20 ひろしまCターンフェア	
5/30 アウトドアセミナー	
9/2 朝日UIターン	
10/28 北部セミナー	
2/3 地域の魅力発信！移住交流フェア	
計	2,360,246

3. 土木費

(1) 高齢者等除・排雪事業（決算書P. 96）

① 事業の目的内容

自力による住宅周辺の雪かきや屋根の雪下ろしが困難と認められる満75歳以上の高齢者、障がい者、要介護・要支援認定者のいずれかで構成される世帯等に対し、事業者に依頼して行った自宅周辺の雪かきや雪下ろしに要した経費の一部を助成するものである。豪雪地帯に暮らす低所得世帯の高齢者等の雪かき、雪下ろし等の除・排雪作業に取り組みやすい環境を整備することで、緊急時等の戸外出入り路確保、落雪等による事故防止、豪雪による家屋崩壊防止等を図り、安全・安心な地域づくりを実現する。

平成30年度補助実績額

0件

② 事業の成果と課題

平成30年度は積雪量が少なく、問い合わせや申請はなかった。

○ 企画課

1. 総務管理費

(1) バス路線運行事業（決算書 P. 54）

① 事業の目的・内容

人口減等により、今後更に利用が減少すると考えられる公共交通の維持に取り組み、最少の経費で、住民の移動手段の確保を目指す。

「安芸太田町地域公共交通網形成計画」に基づいた交通再編による将来的に持続可能な公共交通を確立する。

② 事業の成果と課題

公共交通に関する地域との意見交換の場として、「公共交通を考える会」を3ヶ所で開催した。また、筒賀、井仁地区の高齢者サロンへ参加し、生の声を聴くことで実態を把握した。法定協議会の地域公共交通会議を2回開催し、交通施策に反映することができた。

具体的には、デマンド交通では、あなたく安野線の地域行事に合わせた便の追加や、井仁・東区線及び坂原線については、住民要望の多かった加計ショッピングセンターへの直通便を整備し、生活利便性を向上した。また町内バスでは、1年間の利用実態調査から、坂原線の運行効率向上の為、最終便の降車専用区間を延長した。

6月6日に国道191号線砂ヶ瀬で法面崩壊による通行止めが発生した。この間三段峡線の大型バスが通行できず、一時的に交通空白地域となった区間（砂ヶ瀬～飯室）において臨時代替タクシーを運行し、交通不便の解消を行った。不慮の事故が重なり通行止めが長期化した結果、42日運行し約300万円の経費が発生した。しかしながら、公共交通が唯一の移動手段となる住民にとって、迅速に最低限の移動手段を提供することができた。

三段峡在来線については、継続して抜本的な運行の見直しが必要となっており、近隣市町と方向性について協議を進めており、今後事業者を含め検討を行っていく。

今後も、住民の利用に合わせた小さな改善を実施しながら、交通網全体の見直しを含め検討していく。

③ 歳出決算額

あなたく運行業務委託費

事業者	路線数	路線名	運行委託費[円]	利用者数[人]
加計交通	3	塩明	6,826,900	1,345
		井仁・東区	6,826,900	1,110
		猪山・平見谷	6,826,900	1,425
		小計	20,480,700	3,880
三段峡交通	4	坂原	6,826,900	3,294
		寺領・北部	6,826,900	2,250
		松原・小板	6,826,900	1,711
		田吹・打梨・那須・横川	320,320	140
		小計	20,801,020	7,395
安野タクシー	1	安野	6,826,900	1,201
		小計	6,826,900	1,201
計	8		48,108,620	12,476

あなたく追走運行業務委託費

路線名	人数 [人]	追走料金① [円]	利用者負担② [円]	町負担運行委託費 ①-②[円]
坂原	2	1,620	400	1,220
猪山・平見谷	4	14,000	800	13,200
松原・小板	4	8,460	1,700	6,760
計(3路線)	10	24,080	2,900	21,180

在来バス・廃止代替運行費補助金

事業者	路線数	補助対象路線	補助金額[円]	乗車人員[人]
広島電鉄	3	在来線	17,865,453	87,036
		可部線代替	12,354,030	9,220
		高速	10,577,304	17,655
		小計	40,796,787	113,911
加計交通	3	病院線	15,081,033	5,328
		加計高速線	15,088,116	2,885
		小計	30,169,149	8,213
三段峡交通	2	寺領線	5,316,470	1,701
		坂原線	15,141,267	6,100
		小計	20,457,737	7,801
総合企画	1	芸北線	9,063,000	4,814
		小計	9,063,000	4,814
石見交通	2	広益線	0	14,248
		新広益線	0	4,936
		小計	0	19,184
計	11		100,486,673	153,923

※バス事業会計年度による算出

拠点バス停等維持管理経費

項目	内容	支出額[円]
需用費等	光熱水費・修繕費・報酬・旅費等	429,133
建物共済(3か所)	殿賀・戸河内待合所・三段峡入口 広島電鉄乗務員詰所	27,519
清掃管理委託料(4か所)	殿賀・加計中央(上下)・戸河内・津浪	616,530
バス停待合所建物使用料 (2か所)	加計中央(上下バス停)	600,000
土地借地料(2か所)	筒賀八幡原バス停・殿賀バス停	8,447
計		1,681,629

国道191号線 法面崩壊による広島電鉄代替バス運行費

運行期間	運行日数	利用人数	支出額[円]
平成30年6月8日～7月22日	42日	632人	2,978,630

「砂ヶ瀬バス停～飯室安佐営業所」間を1日(上り5便・下り5便)運行

(2) まち・ひと・しごと創生事業（決算書P. 58、再掲）

① 事業の目的・内容

地方創生推進交付金は、「地方版総合戦略」に位置づけられた地方自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを国が支援するものである。

安芸太田町では、「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年10月策定）に位置づく『特別名勝「三段峡」と「食」のブランディングプロジェクト』及び『安芸太田町版「生涯活躍のまち」プロジェクト』が、まち・ひと・しごと創生に資する事業として国からの交付決定を受けており、平成30年度、同交付金等を活用し事業を実施した。

② 金額

地方創生推進事業

地域再生計画等 区分		業務等	金額[円]	特定財源[円] ⊕…地方創生推進交付金 ⊖…過疎対策事業債	
繰越 明許	特別名勝「三段峡」と「食」のブランディングプロジェクト	一般社団法人地域商社あきおおた運営費補助	20,850,000	⊕ 10,425,000	
		特別名勝三段峡植物・地質調査共同研究事業	2,726,900	⊕ 1,579,450	
		特別名勝三段峡植物等調査支援	432,000		
		三段峡ガイドブック制作	3,067,200	⊕ 1,533,600	
		三段峡葎ヶ原ビジターセンター基本計画策定	1,080,000	⊕ 540,000	
	安芸太田町版「生涯活躍のまち」構想実現化事業	安芸太田町版「生涯活躍のまち」加計エリアサポート拠点整備事業補助金	48,000,000	⊕ 24,000,000 ⊖ 24,000,000	
		介護人材育成事業補助金	1,334,450	⊕ 234,000 ⊖ 1,100,000	
		安芸太田町プロモーション映像制作業務 【商工観光課】	4,492,800	⊕ 2,246,400	
	繰越明許予算 小計			81,983,350	
	現 年 度 予 算	特別名勝「三段峡」と「食」のブランディングプロジェクト	一般社団法人地域商社あきおおた運営費補助	17,117,759	⊕ 8,317,462 ⊖ 8,600,000
中山間地域における養殖具現化共同研究委託 (好適環境水を活用したサケマス類の陸上養殖試験)			3,700,000	⊕ 1,850,000	
特別名勝三段峡(猿飛)トイレ設置基本計画策定業務			1,458,000		

地域再生計画等 区分	業務等	金額[円]	特定財源[円]	
			④…地方創生推進交付金	⑤…過疎対策事業債
安芸太田町版 「生涯活躍の まち」構想実 現化事業	「生涯活躍のまち(タウン型)」 モデルエリア・拠点運営補助	17,000,000	④ 8,500,000 ⑤ 8,400,000	
	「生涯活躍のまち」加計エリア 拠点整備事業	50,000,000	⑤ 50,000,000	
	中・高齢者ヘルスケアシステム 構築事業 【健康づくり課】 ・安芸太田町地域で応援！健康 ウォーキング ・広島大学との連携による共同 研究	2,397,800	④ 1,381,320	
	移住・定住交流促進事業 【地域づくり課】 ・アドバイザー賃金、PR 広告費 等	2,360,246	④ 1,376,063	
	移住・定住交流促進事業 ・安芸太田ファンクラブ交流会 会場費等	114,124		
現年度予算 小計		94,147,929		
合 計		176,131,279		

まち・ひと・しごと創生関係事業

地域再生計画等区分	業務等	金額[円]
まち・ひと・しごと創生 関係事業	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 地方創生関係研修、事務協議旅費等	1,121,640

③ 事業の成果と課題

町産業の総合的な支援の仕組みづくりの核となる「一般社団法人 地域商社あきおおた」を平成 30 年 1 月に設立し、同年 4 月から事業運営に着手した。同地域商社は、町が観光施策として推進しているヘルスツーリズム（森林セラピー、教育旅行）に関する事業等を実施している。また、町の観光や産業の情報発信ツールとして、一般社団法人地域商社あきおおた公式ホームページ「あきおおたから」を運営開始した。

安芸太田町版「生涯活躍のまち」構想の推進においては、拠点エリア運営補助及び加計エリア拠点整備に向けて、指定地域再生推進法人である公益社団法人青年海外協力協会の取組に支援を行った。

今後の施策推進にあたっては、地域商社事業、「生涯活躍のまち」形成事業ともに、地域住民、関係組織、事業者等との連携を図りながら推進することとしている。

なお、平成 30 年度実施事業の成果と課題については、庁内で実施している施策評価を踏まえ、令和元年 8 月 8 日に開催した「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」においてその効果検証を行った。

(3) 企業誘致推進事業（決算書P.58）

• 大規模太陽光発電所（メガソーラー）事業

① 事業の目的内容

再生可能エネルギーの活用による大規模太陽光発電所を平成24年度に誘致し、平成25年10月より発電を開始し、概ね計画どおり稼働している。

進出企業	概要	金額[円]	
株式会社ウエストエネルギーソリューション	旧黒峠スポーツ広場にメガソーラーを整備し、土地使用料として、売電価格の3%相当額を受け取り、黒峠造成地利用計画組合に土地賃借料として支払った（法定外公共物部分を除く）。	歳入	2,555,299
		歳出	2,519,525

② 事業の成果と課題

太陽光発電施設は、環境教育の教材として利用可能であることから、内外に広く周知する必要がある。また、土地の一部に未利用地の活用検討を進める。

○ 税務課

1. 徴税費

(1) 税務総務管理事業（決算書 P. 58）

① 事業の目的・内容

賦課課税事務の適正を期するとともに徴収体制の整備を行う。また、更正還付事務を行う。

② 事業の成果と課題

固定資産税においては、家屋調査補助員（48名）を自治振興会単位で配置し、家屋増減状況の適正把握に努めた。

更正還付状況は、町県民税等の確定・修正申告等に基づき、9法人と個人5名に対して、総額1,240,652円を還付した。

(2) 賦課徴収管理事業（決算書 P. 60）

① 事業の目的・内容

地方税法及び町税条例等に基づき、適正かつ公正な賦課徴収業務を行うと共に、徴収率の向上対策を図る。

町県民税1期から4期、固定資産税1期から4期、国民健康保険税1期から10期、後期高齢者医療保険料1期から9期及び軽自動車税全期で徴収を行う。法人町民税、入湯税、たばこ税は申告納付による徴収を実施した。

ア 賦課・徴収の状況（決算書 一般会計 P. 10 国保特別会計 P. 123 後期特別会計 P. 148）

確定申告を町内20会場で実施し、1,874件の申告を受け付けた。

徴収状況は「2. 町税等の徴収実績」に示す。

イ 委託料の状況

業務名	契約額[円]	業務名	契約額[円]
収納共通納税システム 更新業務	977,400	固定資産評価システム 保守業務	172,800
固定資産評価システム ・評価計算業務	751,680	標準宅地の時点修正業務	123,444
		法人向けパソコン サービス保守業務	72,576
申告支援システム 保守業務	527,472	合 計	2,625,372

② 事業の成果と課題

高齢化に伴う生産年齢人口減少の中、町税収入の確保に向け、適正な賦課、徴収率の向上に向け取り組んでいる。

町税収入は、835,400,987円（前年度比△2.69%）で、一般会計歳入決算総額の11.49%となった。

軽自動車税以外の税においては税収減となった。

住民税では、国との申告データ連携が開始されてから、申告情報がインターネットを利用して受け取ることが可能となり、申告事務が簡素化された。

又、電子申告システム（eLTAX）の導入から、法人町民税や償却固定資産税の申告書の提出、及び給与支払事業者や年金支払事業者からの給与や年金の支払報告書の提出が電子申告システムで行えるようになり、申告者や納税者にとっての利便性が図られた。

更に令和元年10月からは、金融機関へ行かなくても納税ができる電子納税制度が開始される。

徴収率は、町税は現年度分が0.21ポイント減、滞納繰越分が1.81ポイント減となった。今後は、より一層の徴収努力が求められる。

町内の小学校6年生（複式学級においては5・6年生）を対象とした租税教室を開催し、次世代を担う児童に税の役割や納税の義務について理解と関心を深めてもらい、将来における納税意識の向上に努めた。

2. 町税等の徴収実績

一 般 会 計

上段:29年度 下段:30年度

(単位:円・%)

区 分	納税 義務者数	調 定 額	対前年	収入済額	対前年	不納欠損及び ▲還付未済額	収入未済額	対前年	徴収率	増減	
現 年 度 分	町 民 税 (個人)	3,019	213,521,681	▲ 2.14	211,280,830	▲ 2.39	0	2,240,851	22.06	98.95	▲ 0.26
		2,977	208,958,918		206,223,696		0	2,735,222		98.69	
	町 民 税 (法人)	186	32,917,000	▲ 0.04	32,707,000	▲ 0.04	0	210,000	0.00	99.36	0.00
		199	32,903,200		32,693,200		0	210,000		99.36	
	固定資産税	5,795	452,423,693	▲ 3.16	448,494,271	▲ 3.33	45,000	3,884,422	16.92	99.13	▲ 0.17
		5,725	438,105,493		433,563,938		0	4,541,555		98.96	
	国有資産等所 在し町村交付 金	4	101,369,700	▲ 2.36	101,369,700	▲ 2.36	0	0	-	100.00	0.00
		4	98,980,700		98,980,700		0	0		100.00	
	軽自動車税	4,622	25,232,100	2.06	24,944,100	1.61	11,700	276,300	46.76	98.86	▲ 0.43
		4,707	25,751,700		25,346,200		0	405,500		98.43	
町たばこ税	4	35,207,899	▲ 1.06	35,207,899	▲ 1.06	0	0	-	100.00	0.00	
	4	34,834,194		34,834,194		0	0		100.00		
入 湯 税	4	1,791,900	▲ 12.28	1,791,900	▲ 31.63	0	0	-	100.00	▲ 22.06	
	4	1,571,850		1,225,050		0	346,800		77.94		
小 計		862,463,973	▲ 2.48	855,795,700	▲ 2.68	56,700	6,611,573	24.62	99.23	▲ 0.21	
		841,106,055		832,866,978		0	8,239,077		99.02		
滞 納 繰 越 分	町 民 税 (個人)	95	6,520,084	2.73	1,450,122	▲ 37.77	602,255	4,467,707	9.21	22.24	▲ 8.77
		105	6,698,002		902,428		916,390	4,879,184		13.47	
	町 民 税 (法人)	3	200,000	105.00	0	-	0	200,000	80.00	0.00	12.20
		3	410,000		50,000		0	360,000		12.20	
	固定資産税	142	11,458,827	8.23	1,095,720	26.75	1,845,672	8,517,435	11.67	9.56	1.64
		151	12,401,857		1,388,781		1,501,445	9,511,631		11.20	
	軽自動車税	58	751,466	8.24	158,266	21.82	56,100	537,100	▲ 1.04	21.06	2.64
46		813,400	192,800		89,100		531,500	23.70			
入 湯 税	0	0	-	0	-	0	0	-	-	-	
	0	0		0		0	0		-		
小 計		18,930,377	7.36	2,704,108	▲ 6.29	2,504,027	13,722,242	11.37	14.28	▲ 1.81	
		20,323,259		2,534,009		2,506,935	15,282,315		12.47		
合 計		881,394,350	▲ 2.27	858,499,808	▲ 2.69	2,560,727	20,333,815	15.68	97.40	▲ 0.42	
		861,429,314		835,400,987		2,506,935	23,521,392		96.98		
延 滞 金		29年度		606,795		30年度	232,700			▲ 61.65	

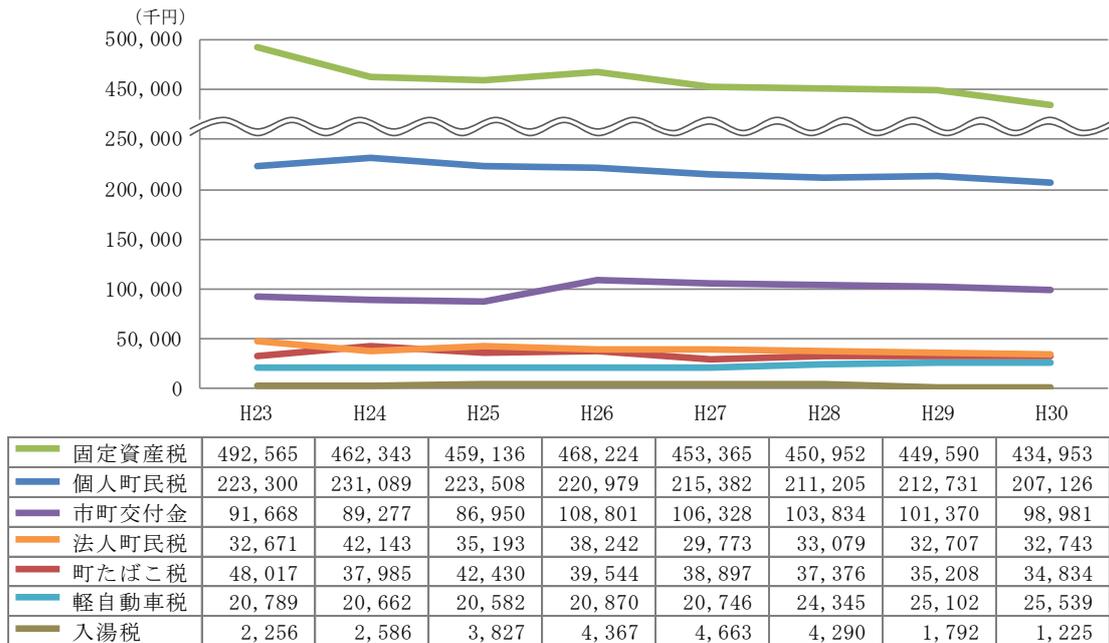
国民健康保険事業特別会計

区 分	納税 義務者数	調 定 額	対前年	収入済額	対前年	不納欠損及び ▲還付未済額	収入未済額	対前年	徴収率	増減
国民健康保険税 (現年度分)	1,167	123,812,500	▲ 5.40	119,179,500	▲ 5.96	0	4,633,000	8.89	96.26	▲ 0.57
	1,029	117,123,000		112,077,900		0	5,045,100		95.69	
国民健康保険税 (滞納繰越分)	72	17,405,014	▲ 5.88	1,891,925	▲ 34.92	3,769,154	11,743,935	2.29	10.87	▲ 3.35
	50	16,381,635		1,231,274		3,137,400	12,012,961		7.52	
合 計		141,217,514	▲ 5.46	121,071,425	▲ 6.41	3,769,154	16,376,935	4.16	85.73	▲ 0.86
		133,504,635		113,309,174		3,137,400	17,058,061		84.87	
延 滞 金		29年度		146,600		30年度	23,900			▲ 83.70

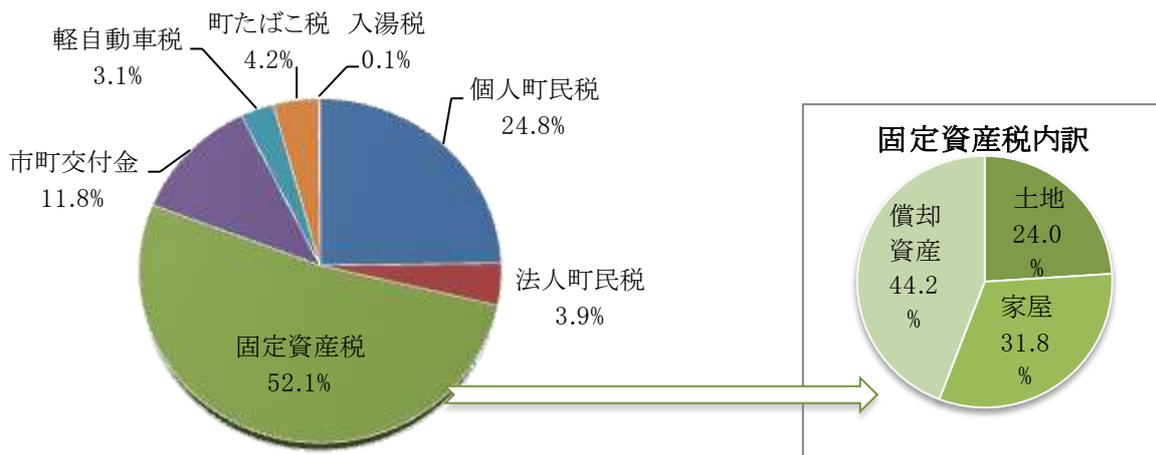
後期高齢者医療事業特別会計

区 分	納税 義務者数	調 定 額	対前年	収入済額	対前年	不納欠損及び ▲還付未済額	収入未済額	対前年	徴収率	増減
後期高齢者医療保険料 (現年度分)	2,053	84,599,281	0.53	84,398,919	0.81	0	200,362	▲ 115.92	99.76	0.28
	2,170	85,050,305		85,082,198		0	▲ 31,893		100.04	
後期高齢者医療保険料 (過年度分)	7	116,185	169.20	3,779	8.81	0	112,406	91.93	3.25	▲ 1.94
	9	312,768		4,112		92,919	215,737		1.31	
合 計		84,715,466	0.76	84,402,698	0.81	0	312,768	▲ 41.22	99.63	0.05
		85,363,073		85,086,310		92,919	183,844		99.68	
延 滞 金		29年度		6,200		30年度	3,100			▲ 50.00

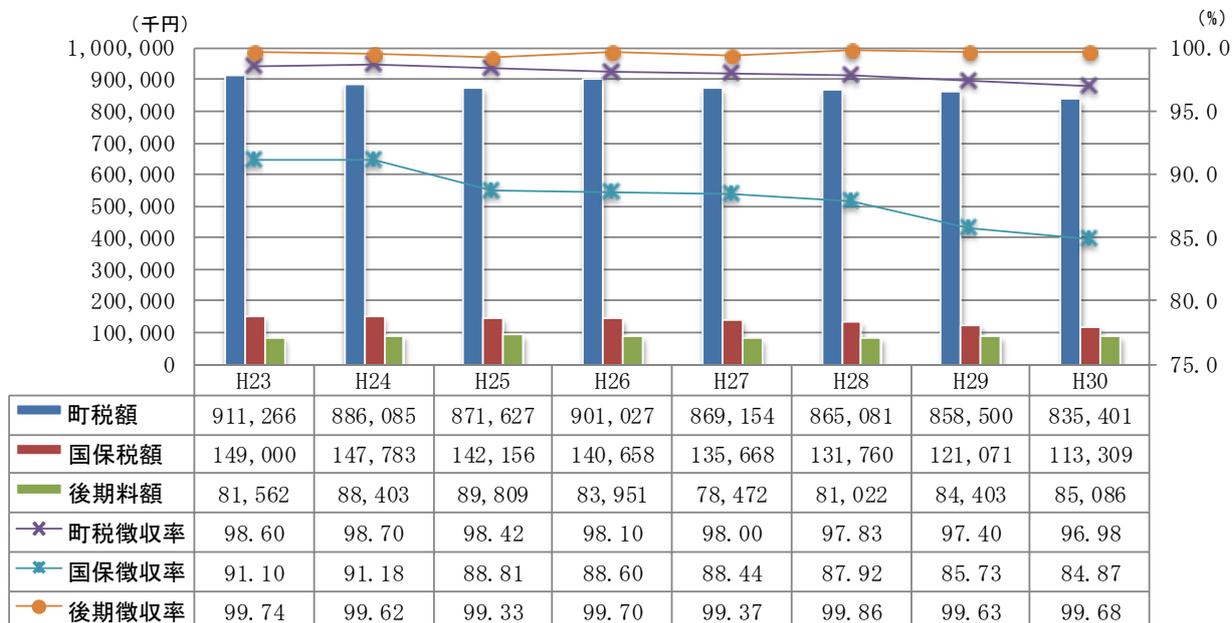
3. 町税決算額の推移



4. 町税の構成割合



5. 町税・国保税・後期医療保険料の推移



○ 住民生活課

1. 戸籍住民基本台帳管理事業

(1) 戸籍住民基本台帳管理事業（決算書P. 60）

① 事業の目的・内容

町民及び本籍人に関する戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する届出を受付・整備し、各種証明書を交付する。

② 事業の成果と課題

住民基本台帳人口（月報値）は、平成31年3月31日現在6,221人であり、前年に対して、自然減126人、社会減17人、計143人の減となった。うち65歳以上は3,097人で、49.78%を占めている。その他については次表のとおりである。

今後も、正確で迅速な対応による住民サービスの向上に努める。

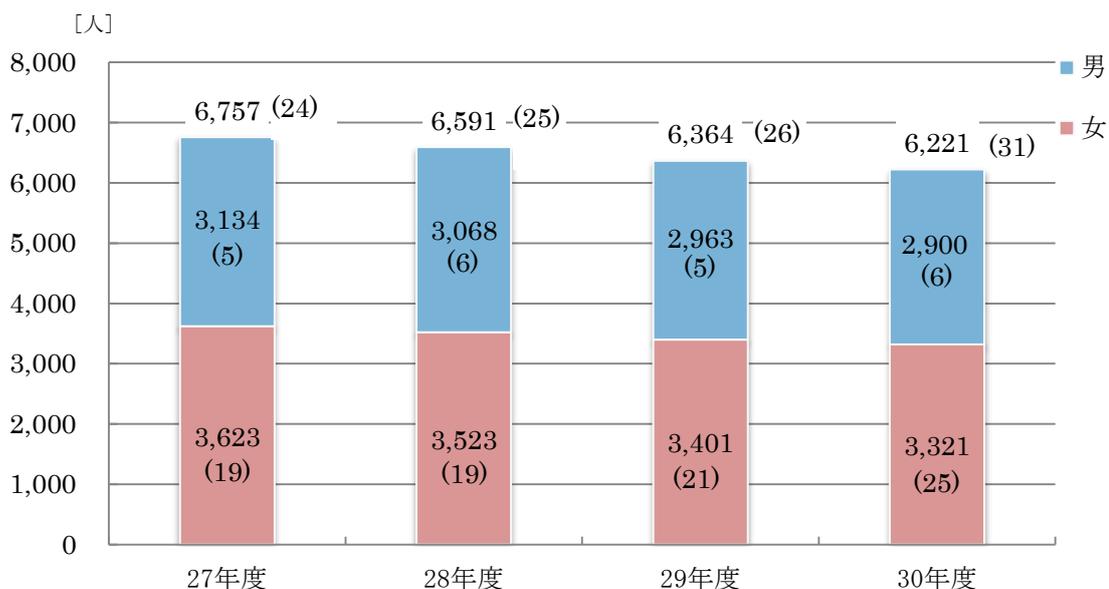
※ 平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部改正が施行され、外国人登録法が廃止されたことにより外国人住民も住民基本台帳へ記載されている。

戸籍（平成31年3月31日現在）

戸籍数 (戸籍)	本籍人口 [人]	届出件数[件]					
		出生	婚姻	離婚	死亡	その他	合計
8,022 (△160)	18,508 (△460)	98 (△3)	163 (4)	33 (13)	285 (△10)	168 (42)	747 (46)

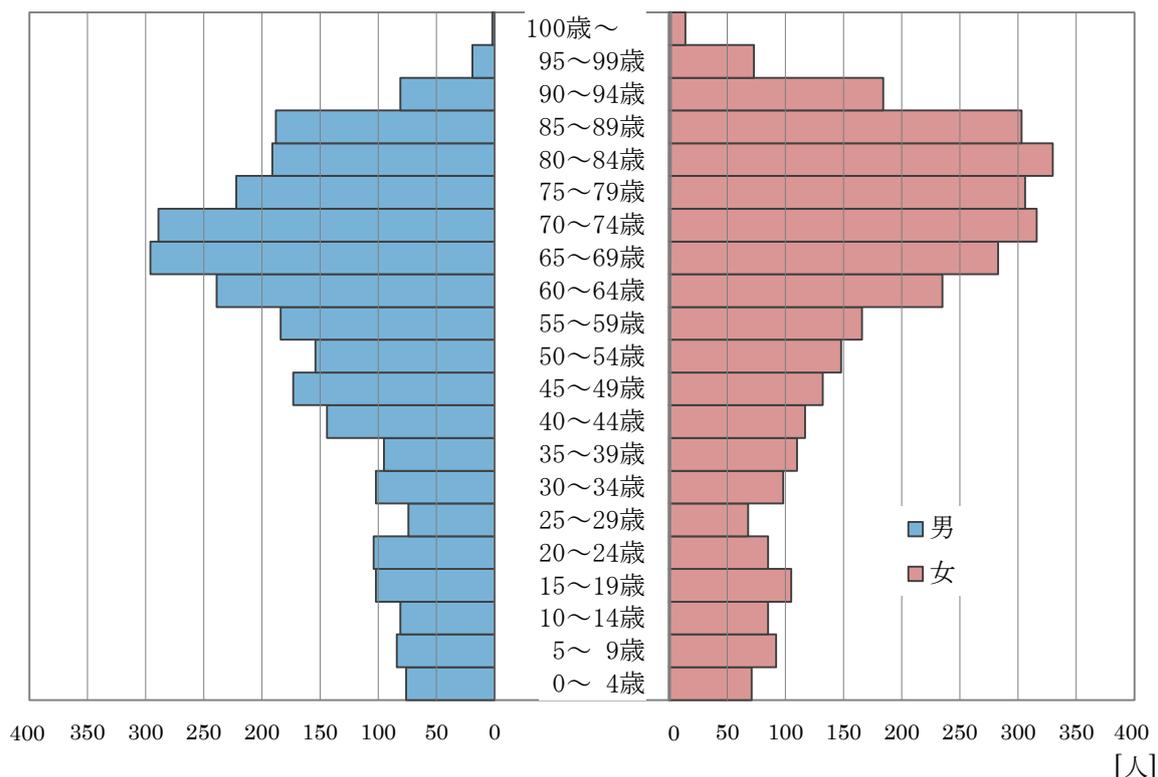
()内は対前年増減

住民基本台帳年度末人口の推移（平成31年3月31日現在）



*()内は外国人住民再掲

年齢別人口（平成31年3月31日現在）



65歳以上の人口（平成31年3月31日現在）

人 口	男	女	高齢化率
3,097 人	1,288 人	1,809 人	49.78%

人口移動状況（平成31年3月31日現在）

	社会動態			自然動態		
	転入等	転出等	増 減	出 生	死 亡	増 減
平成27年度	184 人	200 人	△16 人	31 人	153 人	△122 人
平成28年度	218 人	237 人	△19 人	26 人	173 人	△147 人
平成29年度	131 人	220 人	△89 人	21 人	159 人	△138 人
平成30年度	201 人	218 人	△17 人	20 人	146 人	△126 人

手数料（決算書P.10）

	戸 籍		住民票		個人番号カード関係	
	件数	金額[円]	件数	金額[円]	件数	金額[円]
本 庁	3,862	2,237,600	1,217	365,100	13	7,100
加計支所	2,123	1,204,150	1,189	356,700	11	5,500
筒賀支所	589	326,550	280	84,000	0	0
合 計	6,574	3,768,300	2,686	805,800	24	12,600

	印鑑登録・証明		その他		合 計	
	件数	金額[円]	件数	金額[円]	件数	金額[円]
本 庁	813	243,900	14	4,200	5,919	2,857,900
加計支所	832	249,600	38	23,550	4,193	1,839,500
筒賀支所	240	72,000	1	300	1,110	482,850
合 計	1,885	565,500	53	28,050	11,222	5,180,250

③ 歳出決算額 9,376,743 円

(2) マイナンバー通知カード関連事業(決算書P.60)

① 事業の目的・内容

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、住民登録のある人に、一人ひとり異なる12桁のマイナンバー(個人番号)を付番し、社会保障、税、災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤である。

② 事業の成果と課題

平成30年度のマイナンバーカード交付件数は81件、平成31年3月末時点の総交付件数は724件、交付率11.63%であり普及が進んでいない状況にある。

これまでも、身近にインターネット環境がない人でもインターネット経由でマイナンバーカード申請ができるように、本庁及び各支所窓口に専用タブレットパソコンを設置して利便性の向上等に努めているが、今後さらなる普及促進の取り組みが必要である。

③ 歳出決算額 875,680 円 (国庫支出金516,000円)

2. 社会福祉費

(1) 社会福祉総務管理事業(決算書P.64)

• 集会所管理事業

① 事業の目的・内容

集会所の維持管理に要する経費を支出し、地域住民における地域活動の推進を図る。

② 事業の成果と課題

所管している上殿コミュニティセンター、戸河内交流センターともに平成30年度まで指定管理契約を締結しており、両施設とも指定管理者において適正に管理運営が実施された。

施設の老朽化が進む中において、厳しい財政状況を踏まえながら施設の安全性や利便性を確保していく必要がある。

施 設 名	指定管理者	委託料	土地賃借料
上殿コミュニティセンター	中央自治会	376,837 円	588,000 円
戸河内交流センター	地縁団体上本郷自治会	316,278 円	340,589 円

上殿コミュニティセンター空調修繕 321,840 円

③ 歳出決算額 2,020,612 円

- 後期高齢者医療広域連合負担金事業

- ① 事業の目的・内容

- 後期高齢者医療被保険者に係る医療費負担金を支出する。

- ② 事業の成果と課題

- 後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町で構成する広島県後期高齢者医療広域連合において実施している。後期高齢者医療被保険者に係る平成30年3月から平成31年2月までの医療費町負担金を、運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合に支出した。(医療費の1/12を負担)

- ③ 歳出決算額 161,633,685円

- (2) 民生指導事業 (決算書P.64)

- ① 事業の目的・内容

- 民生委員児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の向上を図る。

- ② 事業の成果と課題

- 本町では定数45名の委員が厚生労働大臣より委嘱され、地域福祉活動の担い手の中心として日々活動されている。活動費の交付等による支援により、民生委員児童委員活動が円滑に実施され、地域福祉の向上に寄与した。

- 高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、地域の福祉ニーズが高まる中、民生委員児童委員の役割は非常に大きく負担も増加している。今後も能力向上のための研修会の開催等、活動を支えていく取り組みが必要である。

- ③ 歳出決算額 9,109,586円

- (3) 人権相談・啓発事業 (決算書P.64)

- ① 事業の目的内容

- 町民一人ひとりが人として尊重され、誰もが明るく住みよい地域社会を形成していくという視点に立ち、人権尊重の理念に関する正しい理解と啓発の推進に取り組む。

- ② 事業の成果と課題

- 各種啓発事業を実施し、人権に関する諸問題の解決に向け、町民の人権意識の向上を図った。しかしながら、依然として思い込みや偏見による人権課題が存在していることや、インターネットによる人権侵害等、新たな人権問題も発生しており、一層効果的で実情に合った取組みを継続していく必要がある。

- ア 「人権の花」運動

- 児童がお互いに協力し合って花を育て、この体験を通じて他人を思いやる心や優しさを醸成することを目的として、町内小学校、保育園等に水栽培用ヒヤシンスセットを贈呈した。また、人権擁護委員による「人権の花」贈呈式を上殿小学校で行い、人権教室及び人権紙芝居等を実施した。

- イ 「人権啓発セミナー」の開催

- 8月17日、9月5日、10月17日、11月14日、計4回人権啓発セミナーを開催した。講演とワークショップにより、男女共同参画、多文化共生、同和問題、インターネット

トによる人権問題について理解を深めた。併せて世界人権宣言パネルの展示を行った。

参加者数：延べ160名

ウ 「人権フェスタ」の開催

人権週間に合わせて、町民の人権意識の高揚を図るため、人権フェスタを開催した。

日時・場所：平成30年12月8日（土）川・森・文化・交流センター

内容：NPO法人ヒュールポンの企画による演劇の公演、町内小学6年生による人権標語展、啓発パネル展示等

参加者数：約100名

エ 運営費及び啓発事業補助金 2団体に交付

オ 広報啓発活動

広報安芸太田に人権啓発記事「一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり」を毎月掲載し、町民の人権意識の高揚を図る取組みを行った。また、人権週間の取組みとして、人権擁護委員による巡回広報を実施した。

カ 人権相談

社会福祉協議会が開催している「くらしの総合相談所」において、人権擁護委員、民生委員児童委員が人権相談に応じている。また、役場においては、住民生活課長・各支所長が相談業務にあたっている。

③ 歳出決算額 1,983,117円（県支出金30,000円 町村会助成金500,000円）

(4) 敬老祝い金事業（決算書P.66）

① 事業の目的・内容

敬老の日行事の一環として、高齢者に敬老祝い金の贈呈等を行い、長寿を祝うとともに、老人福祉の増進を図る。

② 事業の成果と課題

88歳の方に20,000円分のハートフル商品券、100歳の方に50,000円の祝い金を贈呈した。

平成30年度敬老祝い金事業贈呈実績

対象区分	88歳	100歳	計
人数	99人	3人	102人
所要額	1,980,000円	150,000円	2,130,000円

88歳（1930年4月1日から1931年3月31日までに生まれた者）

100歳（1918年4月1日から1919年3月31日までに生まれた者）

また、町内2つの特別養護老人ホームにおいて実施された敬老行事に対し、補助金を交付した（補助金額 282,900円）。

③ 歳出決算額 2,420,143円

(5) 身体障害者福祉医療費給付事業（決算書P.66）

① 事業の目的・内容

重度心身障がい者に対し、医療費の助成を行い、保健の向上と福祉の増進を図る。

ア 対象者

身体障害者手帳 1～3級所持者

療育手帳 ㊸、A、㊹所持者

イ 一部負担金

1 医療機関ごとに、1日につき200円の一部負担金（月額上限：入院14日、外来4日）を徴収する。

② 事業の成果と課題

平成30年度身体障害者福祉医療費給付実績

内 訳		医療費等	備 考
一 般 (65歳未満)	受給者数	63人	平成31年3月末現在
	受診件数	1,572件	
	支給額	10,457,515円	
後 期 (65歳以上)	受給者数	193人	平成31年3月末現在
	受診件数	5,284件	
	支給額	23,359,470円	
合計支給額		33,816,985円	

※福祉医療費公費負担事業費補助金により事業費の1/2（概算）を県が補助する。

③ 歳出決算額 35,709,614円（県支出金 18,502,000円）

(6) 国民年金事業（決算書P.68）

① 事業の目的・内容

国民年金制度は、全ての国民を対象に老齢、障害または死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とする公的年金制度である。

本制度は国が事業主体となって運営し、一部の届出事務等を町が委託を受け実施している。

② 事業の成果と課題

第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格関係事務等、法定受託事務を中心に事業を行った。高齢化が進む中、老後の所得保障を担う大きな柱となる公的年金制度の役割は、今後一層重要となる。

国民年金被保険者数（各年度末）

年金種別	平成29年度	平成30年度
1号被保険者	549人	524人
任意被保険者	3人	2人
3号被保険者	192人	178人

年金相談の状況

相談方法	平成 29 年度	平成 30 年度
来庁相談	142 件	126 件
電話相談	51 件	38 件
計	193 件	164 件

ア 普及・啓発事業の状況

町民広報に制度周知の掲載を（年 12 回）行った。

③ 歳出決算額 659,065 円（国庫支出金 659,065 円）

3. 児童福祉費

(1) 乳幼児医療費給付事業（決算書 P. 68）

① 事業の目的・内容

乳幼児（0～6歳までの未就学児）の医療費の助成を行い、疾病の早期発見及び治療を促進し、乳幼児の健全な育成を図る。

さらに、6歳（就学児）～18歳までの子どもを対象に町独自で医療費の助成を行い、子育て支援策の充実に取り組む。

ア 対象

乳幼児医療費給付事業： 0歳児から6歳児（未就学児）

子ども医療費給付事業： 6歳児（就学児）から18歳（満18歳到達後最初の3月31日まで）

イ 一部負担金

1医療機関ごとに、1日につき500円の一部負担金（月額上限：入院14日、外来4日）を徴収する。

② 事業の成果と課題

平成 30 年度乳幼児医療費支給事業実績 対象 0～6歳（未就学児）

内 訳		医療費等	備 考
県	受給者数	171 人	平成 31 年 3 月末現在
	受診件数	2,928 件	
	支 給 額	4,118,618 円	
単 町	受給者数	1 人	平成 31 年 3 月末現在
	受診件数	15 件	
	支 給 額	92,000 円	

※福祉医療費公費負担事業費補助金により事業費の1/2（概算）を県が補助する。（所得制限により対象外となる者については、町単独で助成を行う）

平成30年度子ども医療費支給事業（町単独事業） 対象 6～18歳

内 訳	医療費等	備 考
受給者数	386人	平成31年3月末現在
受診件数	3,543件	
支給額	7,811,436円	

③ 歳出決算額 12,674,981円（県支出金 2,275,000円）

(2) ひとり親家庭等医療費給付事業（決算書P.72）

① 事業の目的・内容

ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の助成を行い、保健の向上と生活の安定を図る。

ア 対象者

父子家庭の父及び子（18歳到達後最初の3月31日まで）、母子家庭の母及び子（18歳到達後最初の3月31日まで）

イ 一部負担金

1医療機関ごとに、1日につき500円の一部負担金（月額上限：入院14日、外来4日）を徴収する。

② 事業の成果と課題

内 訳		医療費等	備 考
県	受給者数	44人	平成31年3月末現在
	受診件数	513件	
	支給額	1,532,020円	
単 町	受給者数	61人	平成31年3月末現在
	受診件数	569件	
	支給額	1,455,508円	

※ 福祉医療費公費負担事業費補助金により事業費の1/2（概算）を県が補助する。
（所得制限により対象外となる者については、町単独で助成を行う）

③ 歳出決算額 3,147,535円（県支出金 926,000円）

4. 保健衛生費

(1) 保健衛生総務管理事業（決算書P.76）

• 献血推進事業

① 事業の目的・内容

血液確保のため献血の推進を行い、400ml献血を実施する。

② 事業の成果と課題

実施会場である加計高校において、献血を2回実施しているが、献血の適応可能条件に制限が設定されているため、参加者の人数が伸び悩んでいる。

今後も地域において献血事業が維持できるよう、広報、防災無線等で啓発を行い、特に若年世代の献血への関心を高め協力者を増やすことが必要である。

実施会場	加計高校	
実施日	4月26日	11月8日
参加者	133人	145人
実施者	100人 (うち2人は高校生による200ml献血)	115人 (うち9人は高校生による200ml献血)

③ 歳出決算額 28,425円

(2) 公衆衛生推進事業（決算書P.76）

① 事業の目的・内容

安芸太田町公衆衛生推進協議会の活動を支援し、地域社会の健全化を図る。

② 事業の成果と課題

補助金交付等による活動支援により、各地域の推進委員48名を中心に、町民の「環境」と「健康」をコミュニティで守るための事業が展開され、地域福祉の向上に寄与した。今後も引き続き、町担当課と連携した地域のコミュニティを守るための活動が期待される。平成30年度安芸太田町公衆衛生推進協議会の主な活動は以下のとおりである。

ア 町内一斉清掃（年2回）

イ ごみ収集箱設置事業等補助金の交付（設置2件、修繕1件）

ウ 不法投棄防止啓発パトロール

エ 環境啓発標語募集（町内小学3・6年生対象）

オ 健康診査講演会

③ 歳出決算額 196,000円

(3) 環境衛生管理事業（決算書P.78）

① 事業の目的・内容

地域の環境美化及び環境保全、また太田川上流域の清らかな河川環境の保全等、本町の豊かな自然環境を維持していくため、安全で快適な生活環境づくりの構築に取り組む。

② 事業の成果と課題

ア 水環境保全事業

生活排水やトイレの水洗化と浄化槽の適切な維持管理の普及啓発に努めた。

平成30年度においては、新たに6基の合併浄化槽設置届が提出された。また、浄化槽の機能を適正に保つためには、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を適切に実施する事が必要であり、これを推進するため本町では、対象となる浄化槽に対し「法定検査」費用を町が負担する制度を設けている。この効果もあって平成30年度法定検査受検率は89.4%（概算値）と県内でも高い水準となっている。一方、未受検の浄化槽管理者

に対しては、法定検査を促すチラシとともに、県の指導事務の取扱い方針に基づき受検勧奨通知や訪問指導を行っている。

今後においても、生活排水やトイレの水洗化を促進するとともに、浄化槽の適切な維持管理の指導等に引続き取り組む必要がある。

イ 狂犬病予防事業

狂犬病の発生等を防止するため、6月に町内を巡回し狂犬病予防注射の集合接種を行った。また、秋には未接種の飼い主に対し、勧奨通知を行った。町内の接種率は78.6%であり、犬の登録、狂犬病予防接種率が100%に近づくよう、引続き啓発に取り組む必要がある。

また、町広報誌や防災行政無線により、ペットの飼い方マナー向上の呼びかけや、野良猫対策として、忌避対策道具の貸出しを行った。

しかしながら、犬の糞の後始末や放し飼い、野良猫へのエサやり等に対する苦情は後を絶たない状況であり、今後も継続的に啓発に取り組む必要がある。

犬の登録件数 (H31.3.31 現在)

地 区	登録頭数
安芸太田町全体	351 頭

平成 30 年度接種率

区 分	接種率
安芸太田町	78.6%

※参考

広 島 県	70.2%	平成 29 年度実績
全 国	71.4%	平成 29 年度実績

手数料 (単位：件、円)

項 目	単 価	件 数	合 計
犬の新規登録件数	3,000	18	54,000
鑑札再交付件数	1,600	1	1,600
狂犬病予防注射済票交付件数	550	276	151,800
狂犬病予防注射済票再交付件数	340	0	0
合 計		295	207,400

野良猫忌避対策道具貸出件数 2 件

ウ 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画策定事業 (国庫補助金 9,936,000 円)

環境基本法に基づき、2019 年度から 2028 年度の 10 年間を計画期間とする「安芸太田町環境基本計画」を策定した。

本計画は町の環境面における取組の方針や基本目標を定めるもので、今後この計画をさらに具体化し、町の貴重な自然資源や生態系を未来に継承する取組みを進めていく。

また、町の事務事業における大幅な温室効果ガス削減を目的とした、「安芸太田町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」を策定した。2030 年度における温室効果ガス排

出量を、基準年度である 2013 年度比で 40%削減を目標とする計画である。今後、公共施設の設備の効率化や全職員による省エネ行動等により推進していく。

エ 海岸漂流物等地域対策推進事業（県補助金 5,469,000 円）

下流域へのごみや植物（葦等）の流出を防止（海ごみ発生抑制対策）するため、河川内植物等除去工事を実施した。また、工事完了後、地域住民による河川内清掃活動を行い、あわせて海ごみ削減学習会を開催した。

今後も地域と連携して、実施後の河川環境が保たれるよう、環境美化意識の高揚と環境美化活動の定着を図ることが必要である。

- ・筒賀三谷川の河川内植物等除去工事

延長 328m（3,800 m²）、ごみ回収量 10 kg、植物除去 252.37 m²

- ・河川内清掃活動・海ごみ削減学習会（平成 31 年 3 月 3 日〔日〕）

参加者：河川内清掃活動 50 名 講演会 32 名

③ 歳出決算額 17,292,274 円

(4) 火葬場管理事業（決算書 P.78）

① 事業の目的・内容

火葬場（千風苑）の安定した運営と適正な施設の維持管理を行う。

② 事業の成果と課題

町の火葬業務については、平成 26 年度から平成 30 年度まで富士建設工業株式会社と指定管理契約を締結し、安定した施設運営と適正な施設の維持管理に努めている。

施設運営に際しては、情報交換と課題に対する協議のため、指定管理者と町において、年 4 回連絡調整会議を行った。

修繕については火葬炉等の点検を実施し、1・2 号炉耐火台車ベッド部取替修繕及び主燃料・再燃バーナーイグナイター修繕を行った。

今後も、施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕の実施と、利用者に対し副葬品についてのお願いを徹底していく。

平成 30 年度千風苑利用状況

火葬件数 102 件	(再掲)町外火葬 2 件	(再掲)手術肢体等 0 件
------------	--------------	---------------

③ 歳出決算額 16,905,263 円

ア 指定管理委託料 14,528,000 円

イ 修繕費 2,143,033 円

(5) 生活用水取水施設整備事業（決算書 P.78）

① 事業の目的・内容

町営水道未普及地域における、生活用水確保のため取水施設整備事業への補助を行う。

【補助対象】

ア 地下水取水施設及び表流・伏流水取水施設整備事業（事業費の 1/3 : 25 万円を限度）

イ 給水戸数2戸以上の水道組合等が行う施設整備事業（事業費の1/2）

② 事業の成果と課題

地区名	件数	地下水取水施設及び表流・ 伏流水取水施設	給水戸数2戸以上の 水道組合等が行う施設	補助金額[円]
戸河内	1	1	0	35,000
加計	5	0	5	1,711,000

③ 歳出決算額 1,746,000 円

(6) 病院事業会計補助金（決算書P.78）

① 事業の目的・内容

地方公営企業法第17条の2及び第17条の3に基づき、病院事業会計に対する補助金を交付する。

② 補助金内訳

内 訳	補 助 金[円]
安芸太田病院補助金	360,000,000
安芸太田病院入院棟空調設備等改修工事実施設計 業務・医療機器整備	6,000,000
戸河内診療所補助金	14,000,000
合 計	380,000,000

③ 歳出決算額 380,000,000 円

○ 児童育成課

1. 児童福祉費

(1) 児童手当給付事業（決算書 P. 68）

① 事業の目的・内容

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

中学校終了まで（15歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している者に対し、3歳未満が一律15,000円、3歳以上小学校終了前（第3子以降15,000円）、小学校終了後中学校修了前が一律10,000円、所得制限以上に該当する世帯は当分の間の特例給付として月額一律5,000円の支給である。平成30年2月分から平成31年1月分の手当を支給した。

② 事業の成果と課題

一定の経済的支援により、保護者の養育費負担の軽減につながった。

③ 給付額及び歳出決算額（平成30年2月分から平成31年1月分）

区 分		延人数[人]	金額[円]
3歳未満	被用者	531	7,965,000
	非被用者	188	2,820,000
3歳以上 小学校修了前	被用者第1子・第2子	1,885	18,850,000
	被用者第3子以降	515	7,725,000
	非被用者第1子・第2子	489	4,890,000
	非被用者第3子以降	162	2,430,000
小学校修了後中学校修了前		1,016	10,160,000
特例給付		104	520,000
合 計		4,890	55,360,000

(2) 子ども・子育て支援事業（決算書 P. 68）

① 事業の目的・内容

持続可能な保育・教育の推進、就学前施設のあり方について審議するため保護者代表、有識者などからなる「就学前保育・教育のあり方検討委員会」を計6回開催した。

また、令和元年度において策定される（計画期間令和2年度～令和6年度）、安芸太田町子ども・子育て支援事業計画を策定する前段階として、小学校以下の児童を養育する保護者からのニーズ調査事業を実施した。

② 事業の成果と課題

平成30年10月にあり方検討委員会から報告書を受け取り、今後の町の就学前保育・教育を進めるうえでの指針となった。今後において、町としてさらなる保育・教育の推進を図る必要がある。

ニーズ調査事業については、就学前児童保護者、小学生児童保護者がともに80%以上

の回答率となり、子育て世帯の関心の高さがうかがえた。令和元年度において計画策定を行い、今後5年間の方針を示す必要がある。

③ 歳出決算額 1,832,164 円

(3) 子育て支援センター運営事業（決算書P.70）

① 事業の目的・内容

加計認定こども園あさひ、認定こども園とごうち内にある子育て支援センターを拠点として地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

② 事業の成果と課題

これまでの継続的な取り組みの中で、センター事業の認知度は上がり、支援センターを利用することで、保育所・認定こども園の様子を知る機会となり、保健師などの協力により、相談、支援業務も充実してきている。また、保護者のコミュニティの造成にも寄与し支援センター事業の必要性は高い。

一方、出生数の減少、保育所・こども園入園（所）者の低年齢化により利用者が減少しており、新たな利用者の掘り起こしが必要となっている。

利用状況は下表のとおりである。

施設名	利用人数	開設日数	平均利用者数
加計のびのび 子育て支援センター	延べ1,285人	228日	保護者3人/日 子ども3人/日
戸河内 子育て支援センター	延べ403人	228日	保護者1人/日 子ども1人/日

③ 歳出決算額 5,059,286 円

(4) 児童センター運営事業（決算書P.70）

① 事業の目的・内容

地域の児童館としての機能を有し、併設される放課後児童クラブにおいては学校の放課後、長期休業中において、児童に生活の場を提供し、指導員の保護や支援のもとで、児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援する。

② 事業の成果と課題

児童センター事業として、行事計画を立て、自然を活用しながらの創作活動や体験活動など多彩な行事を展開し、健康かつ情操豊かな児童の育成を図った。

平成30年度において、指導員1名を増員し、利用者の増とあわせて特別の支援が必要な児童についてもできる限りの対応を図れるようにしている。

平成30年度は、前年度に比べ放課後児童クラブの利用人数は716人、1日平均利用者数は2.6人増加した。また児童センター全体での利用人数は834人、1日平均利用者数は3人の増となった。

利用者は年々増えており、また放課後児童対策におけるの要望は、地域を超えて多くあ

り新たな対応を検討する必要がある。

「夢づくり交流館」は、児童センター事業の活動場所としてはもちろん、地域住民、小・中学生のスポーツ利用場として利用価値は高い。

ア 利用状況

事業名	利用人数	開館日数	平均利用者数
筒賀児童センター	延べ 10,524 人	290 日	36.3 人/日
筒賀放課後児童クラブ (内数)	延べ 8,240 人	290 日	28.5 人/日

イ 放課後児童クラブ利用料状況 (単位：円)

利用児童数	収入金額	未収入金額
664 人	700,200	0

③ 歳出決算額 14,223,899 円

(5) 保育所 (園) 管理事業 (決算書 P.72)

① 事業の目的・内容

就学前の子どもに教育、保育等の総合的な提供を行うために乳幼児を保育する。

町内 2 認定こども園、2 認可保育所で保育を実施した。

② 事業の成果と課題

新たな保育指針により、教育にかかわる側面は、保育所、幼稚園など施設を問わず整合性が図られ、町内の施設においてもこれまで保育所・こども園全体で、幼保施設を超えた連携保育、保育まつりの実施など積極的に行い、就学前の子どもの幼児教育・保育を推進した。

今後においては、連携教育の推進のため小学校との連携によるカリキュラムの作成に取り組み、今まで以上に円滑な幼保・小への接続を図る。

また、国において令和元年 10 月には、幼児教育の無償化が実施され、3 歳以上の保育料について無償化となり、町としては、独自の保育・教育のあり方、適正な保育料の賦課について、対応を検討する必要がある。

入所児童数

(平成 31 年 3 月末現在)

保育所・こども園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	充足率
加計認定こども園あさひ	60	4	9	8	13	12	14 (1)	60 (1)	100.0%
修道保育所	20	1	0	2	3	4	3	13	65.0%
筒賀保育所	30	2	2	1	5	5 (1)	7	22 (1)	73.3%
認定こども園とごうち	60	4	10	16 (1)	10	16	11 (2)	67 (3)	111.6%
合計	170	11	21	27 (1)	31	37 (1)	35 (3)	162(5)	95.2%

() 内広域入所受託児童数

③ 歳出決算額 98,556,764 円

④ 収納状況

現年度保育料

保育所(園)・こども園名	調定金額[円]	収入金額[円]	未収入金額[円]
加計認定こども園あさひ	5,640,400	5,640,400	0
修道保育所	394,200	394,200	0
筒賀保育所	1,051,950	1,051,950	0
認定こども園とごうち	6,296,900	6,296,900	0
合計	13,383,450	13,383,450	0

平成 29 年度 滞納繰越保育料

保育所(園)・こども園名	調定金額[円]	収入金額[円]	未収入金額[円]
加計認定こども園あさひ	87,750	35,100	52,650
合計	87,750	35,100	52,650

平成 29 年度 時間外保育料滞納繰越

保育所(園)・こども園名	調定金額[円]	収入金額[円]	未収入金額[円]
加計認定こども園あさひ	400	400	0
合計	400	400	0

一時保育料

保育所・こども園名	利用児童数(延べ)	収入金額[円]	未収入金額[円]
加計認定こども園あさひ	157	373,330	0
修道保育所	13	21,400	0
筒賀保育所	35	115,740	0
認定こども園とごうち	63	137,620	0
合 計	268	648,090	0

時間外保育料

保育所・こども園名	利用児童数(延べ)	収入金額[円]	未収入金額[円]
加計認定こども園あさひ	164	46,000	0
修道保育所	0	0	0
筒賀保育所	14	6,090	0
認定こども園とごうち	549	110,540	0
合 計	727	162,630	0

広域入所

受託市町名	受入児童数 (延べ)	利用保育所・こども園	受託金額[円]
広島市	6	あさひ2, とごうち4	3,070,190
北広島町	1	筒賀1	1,014,600
合 計	7		4,084,790

○ 産業振興課

1. 労働諸費

(1) 労働金庫預託事業（決算書 P. 82）

① 事業の目的・内容

勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、中国労働金庫労働者金融福祉対策預託を行うことを目的とする。

② 事業の成果と課題

当初一定金額を資金として預託することで、これを原資に町内勤労者に対して低利で貸付けや勤労者福祉の向上・増進に寄与している。

ア 貸付金 3,000,000 円（歳出）

イ 労働費貸付金元利収入（労働金庫預託金元利回収金） 3,000,000 円（歳入）

③ 歳出決算額 3,000,000 円

(2) 無料職業紹介事業

① 事業の目的・内容

定住促進・地域産業経済の充実を図るため、平成 22 年に「安芸太田町無料職業紹介所」を開設し、町内居住者または町内居住予定者と、町内事業所との雇用関係のあっせんを行う。

② 事業の成果と課題

町内事業者からの求人情報は庁舎内掲示板やホームページで随時公開しており、ホームページを見てからの問い合わせや来庁者も多く、雇用状況を聴き取り、希望に合う求人を紹介することで、雇用の安定化に努めている。

ア 利用者数等

項 目	H29	H30
求人登録事業所数	89 件	80 件
求職登録者数	51 人	42 人
マッチング数	27 件	27 件

イ 今後の課題

U・I・J ターンなど定住につながる斡旋としては、正規職員としての職種が限られるなど課題が多い。安定した就職先をあっせんできるよう、新規求人の発掘を行うなど、関係機関と連携を取り進めていく必要がある。

③ 歳出決算額 0 円

2. 農業費

(1) 農業総務管理事業（決算書 P. 82）

① 事業の目的・内容

町有施設の維持管理及び土地賃借料の支払い・庁用車管理・農業関係各種団体への負担金等の支払いと集会所等の指定管理委託など管理事業を行う。

② 事業の成果と課題

集会所及び広場等修繕	767,274 円
集会所指定管理委託料	1,245,424 円
町民広場管理業務委託料	722,400 円

施設の老朽化に伴い、財政状況を踏まえながら施設の在り方、安全性、利便性について、検討していく必要がある。

③ 歳出決算額 4,757,530 円

(2) 農業振興事業（決算書 P. 84）

① 事業の目的・内容

地域の特性に応じた地域農業の活性化と経営体の育成を図るため、農業生産の維持発展に努める。

② 事業の成果と課題

ア 営農団体育成事業

農産物の安定収量の確保を図るための機械導入事業である。

件数	補助金額[円]	内容
1	1,590,000	コンバイン4条刈

イ 畦畔改良整備事業

水田としての機能維持に努めるための畦畔の改良整備事業である。

件数	補助金額[円]	内容
9	660,750	1,500 円/m

ウ 祇園坊柿買取価格補償事業（200 g /個以上の生柿 50 円/kg）

祇園坊柿の生産量確保のため、地域特産物の振興対策を進める事業である。

件数	補助金額[円]	内容
1	871,610	取扱量 17,432kg

③ 歳出決算額 3,125,360 円

(3) 農村地域総合推進事業（決算書 P. 84）

① 事業の目的・内容

経営力の高い経営体の育成を図るため、農業生産の維持発展に努める。広島市と連携し、「ひろしま活力農業経営者育成事業」として栽培技術等を学ぶことで、農業経営者として自立する意欲のある若い農業者を育成支援する。

② 事業の成果

区 分	事業費[円]	備考
研修負担金等	752,838	
トラクタ、動力噴霧器整備事業補助金	2,271,000	産地パワーアップ事業補助金 補助率 37% 補助金 6,855,000 円
施設整備事業補助金 ハウス 11 棟 3,000 m ² 津都見地区	16,400,000	
施設リース事業補助金	1,425,706	
計	20,849,544	

【ひろしま活力農業経営者】 穴地区 5名（就農4名、研修中1名）

③ 歳出決算額 21,166,981 円（県支出金 6,855,000 円）

(4) 中山間地域等直接支払事業（決算書 P. 84）

① 事業の目的・内容

農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、農業生産活動の継続を通じ農用地の持つ多面的機能の確保を図るため、耕作放棄の原因となる農業生産条件の不利性を支払いにより直接補正されている。

本町のような山間棚田が多い中山間地域農用地を対象とした、農業生産活動の集落維持と営農の活性化支援策である。期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間であり、平成 30 年度は第 4 期目として始まり 4 年目となる。

対象農用地の現地確認、交付金の支払いを行い、水路農道等の共同管理及び電気柵や棚田の維持管理に交付金を活用して、農地を保全し集落維持に努めている。

中山間地域等支払に関する集落協定締結・交付状況

協定締結数	参加農家数[戸]	協定面積[m ²]	補助金額[円]	備考
51 協定	1,157	3,520,379	47,058,185	中山間地域等直接 支払交付金 補助率 75% 補助金 35,293,590 円

② 事業の成果と課題

協定に沿った農業生産、集落維持活動の結果、農地が適正に保全されている。

今後は、機械・農作業の共同化や水路・農道の整備、棚田の石垣補修など農業生産条件の強化も必要である。また、平成 31 年度が第 4 期最終年度であり、積立て・繰越金がある協定集落には、交付金の効果的な使用方法について指導が必要である。

③ 歳出決算額 47,079,031 円（県支出金 35,313,590 円）

(5) 経営所得安定対策等推進事業（決算書 P. 84）

① 事業の目的・内容

農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、食糧自給率の向上を図るため、農業経営の所得を安定させるための活動及び交付金の要件確認等に関する事務を行う。

② 事業の成果と課題

申請者数と交付金額

申請者数[人]	交付金額[円]		
	戦略作物助成 (加工・飼料用米)	産地資金 (出荷野菜)	計
95	1,396,500	2,860,628	4,257,128

ア 事務費 369,626 円

イ 補助金（安芸太田地域農業再生協議会） 263,000 円

③ 歳出決算額 632,626 円（県支出金 629,000 円）

(6) 人・農地問題解決推進事業（決算書 P. 84）

① 事業の目的・内容

力強い農業構造を実現していくために、集落・地域での話し合いにより、地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保する必要がある。そのため、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農組織）の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取り組みを支援することにより、持続可能な農業の実現を図る。

② 事業の成果と課題

平成 25 年度に町全域をエリアとする人・農地プランの策定により、人・農地プランの中心経営体に位置付けられた意欲のある担い手を育成支援している。

補助金額

事業名	件数	補助金額[円]	特定財源
青年就農給付金（経営開始型）事業	2	2,033,974	青年就農給付金事業補助金 補助率 100% 補助金 2,033,974 円
機構集積協力金事業（松原地区）	1	1,047,700	機構集積協力金交付事業補助金 補助率 100% 補助金 1,047,700 円
計	3	3,081,674	

③ 歳出決算額 3,352,332 円（県支出金 3,081,674 円）

(7) 多面的機能支払事業（決算書P.84）

① 事業の目的・内容

農業生産活動を通じて農地を保全するためには、畦畔や水路、農道等を良好な状態で維持する必要がある。しかし、高齢化や過疎化の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難になっており、集落共同で保全管理活動を行うことが求められている。

このため、集落共同による農地の耕作放棄地発生防止、水路・農道等の保全、農地周辺における景観形成の保全活動等への取り組みに対する支援策として、平成26年度から平成30年度までの5年間において取り組むもので、第2期目の最終年度となった。

対象農用地の現地確認、交付金の払いを行い、水路・農道等の共同管理に交付金を活用して、農地等の保全と集落維持に努めている。

多面的機能保全に関する協定締結・交付状況

協定締結数	協定面積[m ²]	補助金額[円]	備考
37 組織	3,299,100	12,247,668	多面的機能支払交付金 補助率75% 補助金9,185,751円

② 事業の成果と課題

協定に沿った活動組織による保全管理活動の結果、農地等が適正に保全されている。

今後は、機械・農作業の共同化や水路・農道の整備補修などに努めてもらうとともに、交付金の効果的な活用を図る。また、平成31年度より第3期目として新たに5年間実施されるため、新しい組織の新規参画や地域資源の保全活動に有効に活用していただくよう説明会等周知を行っていく必要がある。

③ 歳出決算額 12,257,841円（県支出金9,195,751円）

(8) 水田農業構造改革対策事業（決算書P.84）

① 事業の目的・内容

米政策改革大綱の趣旨に沿って、水田を利用した特色ある産地づくり、効率的かつ安定的な農業経営体の育成など、水田農業の構造改革の加速化が求められている。地域における需要に応じた米の生産の推進を図るために関係機関と一体となって、本地域の水田農業の構造改革を推進するため、米の需給調整に関する事務を行っている。

② 事業の成果と課題

水田における作物別面積は、次表のと通りの作付けとなった。

作物等名	作付等面積[m ²]
水稲	2,240,209
保全管理	1,484,074
野菜	280,300
果樹	159,180
飼料作物	66,220
花き、花木	33,870
豆類	11,270
杜中茶外薬用作物	7,240

- ア 事務費 299,000 円
- イ 補助金(安芸太田地域農業再生協議会) 38,000 円
- ③ 歳出決算額 337,000 円 (県支出金 278,000 円)

(9) 畜産振興事業 (決算書 P. 86)

① 事業の目的・内容

畜産業の振興に必要な諸事業を活用して、畜産経営体(肉用牛2戸・乳用牛1戸)の経営安定と環境整備を図り、経営体の負担軽減に努める。

ア 補助対象事業

・家畜共済事業

家畜の疾病及び死廃事故の発生率が高いため、家畜共済金額に対して補助することで、経営体の負担軽減に努める。

・循環型農業推進事業

町内堆肥施設から発生する有機堆肥を有効活用し、ほ場の土壌改良等を図る。

イ 畜産関係団体への負担金(家畜診療所運営負担金)

② 事業の成果と課題

ア 補助対象事業

家畜共済事業(広島県農業共済組合) 363,476 円

循環型農業推進事業 13,608 円

イ 広島県西部地域家畜診療所運営負担金(広島県農業共済組合) 319,000 円

③ 歳出決算額 696,084 円

(10) 圃場整備償還金補助事業 (決算書 P. 86)

① 事業の目的・内容

ア 土地改良事業借入償還金事業

耕地の区画の変更・用水・排水・農道等の整備により、農業機械の効率的な運用と合理的な水管理ができるよう生産性の高い農業基盤に整備する。

町内3地区(松原、与一野・才中得、寺領・長原)において実施した土地改良事業に伴い、地元が借入れた資金の元利償還金に対して補助することにより、農家経営負担の軽減に努める。

② 事業の成果

事業量 換地面積 66.6ha 補助金額 425,850 円

③ 歳出決算額 425,850 円

(11) 上水路管理・改修事業 (決算書 P. 86)

① 事業の目的・内容

上殿地区の農業用水及び防火用水として使用されている上殿上水路の適正な維持管理を図る。

上殿上水路 昭和7年6月竣工 延長6,241m 取水口：寺領川

② 事業の成果と課題

上水路の適正な維持管理を行うため監視員を配置し、安定した通水を確保する。

ア 委託料支払額（樋門監視・見回り）	50,200 円
イ 漏水修繕	283,800 円

町が所管している唯一の水路である上殿上水路について、使用料徴収事務、見廻り監視業務委託、通水確認等を行っている。田の遊休化や転用により年々使用料金が減少しており、今後、上水路を維持管理していく上で業務量等を考慮し、地元移管等も含め検討していく必要がある。

③ 歳出決算額 334,000 円

3. 林業費

(1) 林業総務管理事業（決算書 P.86）

① 事業の目的・内容

林地残材を搬出してバイオマスボイラーの熱源として利用する事業を実施した。
林業関係施設の維持管理を行い、林業関係団体へ負担金の支払いを行った。
森林の有する多面的機能発揮のために行う森林整備活動等に対して支援を行った。

② 事業の成果

杉・桧の林地残材を搬出・出荷した人にハートフル商品券を支給し、搬出を奨励した。
太田川森林組合が木質チップに加工し、木質バイオマスボイラーの燃料として活用している。

ア 報償金（林地残材搬出 61.6 m ³ 分）	185,000 円
イ 林業総合センター指定管理委託料	370,000 円
ウ 太田川森林組合及び林業総合センター土地賃借料	1,700,601 円
エ 林業総合センター煙感知器修繕料	151,200 円
オ 森林管理システム業務関係	

区 分	事業費[円]	備考
森林管理システムセットアップ業務委託料	777,600	市町村森林所有者情報整備事業補助金
森林管理システム用パソコン購入	154,310	補助率 46% 補助金 432,760 円
計	931,910	

カ 補助金

森林・山村多面的機能発揮対策事業（2団体）	199,500 円
自伐型林業普及支援事業 38 m ³ 分	68,496 円

キ 団体負担金

団 体 名	負担金額[円]
(公社) 広島県みどり推進機構	50,000
太田川流域森林整備センター	438,000
計	488,000

ク 債権買取金 5,310,000 円

筒賀財産区分収育林契約者の持口数 59 口 (300,000 円/口) の分収権の 30% を買取り、分収育林契約者 (256 名) 全員からの買取りを完了した。

③ 歳出決算額 9,758,040 円 (県支出金 432,760 円)

(2) 森林病虫害駆除事業 (決算書 P. 88)

① 事業の目的・内容

松くい虫及びナラ枯れ被害から重要な森林資源を守るため、必要な事業を実施し、森林の有する公益的機能の確保に努める。

ア 松くい虫防除事業

松林の保全及び健全な森林を維持していくために必要な事業である。

松くい虫による被害が継続的に発生しているため、保全松林に対して、効率的かつ効果的な伐倒駆除等の被害対策を実施する。

イ ナラ枯れ防除事業

ナラ枯れ被害の拡散を防ぐため、被害木に薬剤注入し、ナラ類穿孔性害虫(カシノナガキクイムシ)の駆除を行う。

② 事業の成果と課題

ア 松くい虫防除事業

防除事業を継続して実施することにより、松くい虫被害の発生を最小限に抑えている。今後は、公益的機能の高い守るべき松林を優先して防除を行う必要がある。

イ ナラ枯れ防除事業

平成 22 年度に温井地区において急速に広がったナラ枯れ被害の対策として、県内で初めてナラ枯れ防除事業を開始し、現在まで継続して実施することにより、被害は減少している。

松くい虫及びナラ枯れ被害を効率的に撲滅できる防除方法の確立を国、県に強く要望し、合わせて周辺市町と連携し広域的に防除を行う必要がある。

補助対象事業及び委託料

事業名	防除方法	防除量 [m ³ ・本]	事業費 [円]	備考
松くい虫 防除事業	伐倒防除	寺領地区 80 m ³	1,710,720	森林病虫害被害対策事業 補助金 補助率 50% 補助金 1,118,880 円
ナラ枯れ 防除事業	立木くん蒸	中筒賀地区 72 本	527,040	
合	計		2,237,760	

③ 歳出決算額 2,237,760 円 (県支出金 1,118,880 円)

(3) 環境貢献林整備事業 (決算書 P. 88)

① 事業の目的・内容

人工林対策事業・被害木の処理事業である。手入れが十分にされず放置された人工林に

ついて、森林の公益的機能を持続的に発揮させることを目的として、切り捨て間伐と積雪による人工林被害木伐倒整理を実施した。

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するために平成 19 年から広島県に導入された「ひろしまの森づくり県民税」を財源として事業を行っている。

② 事業の成果と課題

これまで放置され緊急に整備が必要な森林において間伐を行い、森林の持つ公益的機能を回復することができた。

第 3 期対策として平成 29 年度から人工林健全（間伐）については、民家や道路などの保全対象施設からの距離要件の追加により、事業の実施可能な森林が大幅に減少し、事業地の確保が困難になっている。本町の森林が広く事業対象範囲となるよう県に対して事業要件の見直しを引き続き要望していく。

具体的な実施内容については下表のとおりである。

作業区分	事業量	事業費[円]	備考
人工林健全(間伐)	32.3ha	11,590,400	環境貢献林整備事業補助金 補助率 100% 補助金 12,960,000 円
被害木の処理	0.1ha	73,600	
事業推進調査	39.7ha	619,920	
事務費	一式	676,080	
計		12,960,000	

③ 歳出決算額 12,988,100 円（県支出金 12,960,000 円）

(4) 安芸太田町森づくり事業（決算書 P. 88）

① 事業の目的・内容

ひろしまの森づくり県民税を財源として、手入れが不十分な里山林等について、土砂災害防止、生物多様性の保全、鳥獣害防止等の生活環境及び景観等を保全するため、下草刈り、伐採整理による里山林整備を実施した。

また、森林・林業体験活動の支援として、森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の多面的機能や林業について学ぶ体験活動等を実施した。

また、県内 16 会場で開催するひろしま「山の日」県民の集い安芸太田会場として、森林セラピー体験や木工体験などを深入山グリーンシャワーで開催した。

② 事業の成果と課題

手入れが必要な里山林の整備を行うことにより、森林の持つ公益的機能が回復し、景観が改善された。

森林・林業体験活動、里山保全活用への支援を行い、森林教育と里山の再生に向けて森林の保全と活用を実施した。

今後も、ひろしまの森づくり事業により森林保全活動を進めるとともに、地域住民等が里山を再生させる地域資源保全活用事業などを引き続き行い、この活動を町内各地域に普及させていくことが必要である。

具体的な事業内容については以下のとおりである。

ア 里山林整備事業

作業区分	事業量	事業費[円]	備考
里山林整備事業地測量	11 件	308,880	ひろしまの森づくり 事業補助金 補助率 100% 補助金 12,031,628 円
放置森林整備事業(天然林間伐)	3.8ha	3,959,280	
松くい虫被害跡地等整備事業	673 m ³	7,253,280	
バッファゾーン整備事業	0.3ha	83,160	
事務費	一式	427,028	
計		12,031,628	

イ 森林・林業体験活動支援事業

事業費 968,372 円 (補助率 100%、補助金 968,372 円)

種 別	参加者数	内 容
6/3 ひろしま「山の日」県民の集い安芸太田町会場	500 人	会場：深入山グリーンシャワー 森林セラピー、木工体験、アルプホルン外
10/15 林業体験教室	15 人	上殿小、筒賀小、戸河内小 5 年生
10/24 林業体験教室	15 人	加計小 5 年生

ウ 里山保全活用支援事業 (2 件) 事業費 800,000 円 (補助率 100%、補助金 800,000 円)

③ 歳出決算額 13,822,157 円 (県支出金 13,800,000 円)

(5) 森づくり事業基金管理事業 (決算書 P. 88)

① 事業の目的・内容

森林の公益機能を持続的に発揮させるべく、森林保全事業推進のための基金を設ける。

② 事業の成果と課題

基金を活用して事業資金である基金に対する利子を支出した。

③ 歳出決算額 38 円

(6) 森林バイオマス熱利用普及促進事業 (決算書 P. 88)

① 事業の目的・内容

二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止、森林の多面的機能の向上、地域資源循環システムの構築及び木材関連事業の活性化を図る。

② 事業の成果と課題

ア ペレットストーブ等購入促進補助事業

補助件数 4 件 774,000 円

町内のバイオマス資源が有効活用されるよう、継続して普及促進する必要がある。

③ 歳出決算額 774,000 円

(7) 町有林整備事業（決算書 P. 90）

① 事業の目的・内容

町保有林の多くを占める人工林に対して、適正に森林施業を実施し、健全な森林の育成に努める。計画的な森林施業を実施することにより、優良木の育成及び森林の持つ公益的機能を発揮させるとともに、計画的な木材利用を進めていく。

② 事業の成果と課題

施業履歴に基づいた計画的な森林施業として、上横山町有林、内黒山町有林の下刈り及び内黒山町有林の搬出間伐を実施し、町有林の健全な育成を図った。

今後は、搬出間伐を主体的に実施する予定であるが、木材を搬出する作業道の整備と合わせ、急傾斜地については作業道の整備が困難であるため、架線集材等による効率的な搬出を検討していく必要がある。

施業内訳

区 分		施 業 地		面積 [ha]	事業費 [円]	備考
種別	作業種	経営林名	所 在			
単層林	下刈	上横山	大字穴字上横山 11954-2	1.80	288,360	町有林整備事業 補助金 補助率 68% 補助金 1,978,440 円
単層林	下刈	内黒山	大字戸河内字内黒 山 880-2 外 2 筆	1.53	245,160	
単層林	搬出間伐	内黒山	大字戸河内字内黒 山 881-1 外 1 筆	5.89	2,376,000	
計				9.22	2,909,520	

③ 歳出決算額 3,225,679 円(県支出金 1,978,440 円)

(8) 流域森林整備事業（決算書 P. 90）

① 事業の目的・内容

健全な森林造成の推進を事業の目的に、森林組合と連携し、私有林で実施される森林整備に対して事業費の一部を補助し、林家の負担軽減を図る。

② 事業の成果と課題

近年の林業不振によりいわゆる「林業離れ」が進行し、荒廃した林分が残されている。そこで、本町の大切な森林資源を守り育てるため県標準単価の1割を補助することにより、林家の負担軽減及び森林施業の推進を図った。

引き続き、計画的な施業を推進していくためには、森林経営管理制度を活用して、森林経営計画策定の面積を増加させていくことが必要である。

流域森林整備事業による保育事業の実施状況

作業区分	面 積[ha]	事業費[円]	補助金額[円]
雪起こし	15.33	3,438,630	343,863
下刈り	16.45	2,853,130	285,313
保育間伐	1.00	105,000	10,500
合 計	32.78	6,396,760	639,676

③ 歳出決算額 639,676 円

(9) 合板・製材生産性強化対策事業（決算書P.90）

① 事業の目的・内容

間伐材等の供給力の強化を図り、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展を実現し、森林所有者の収益性の向上を図る。

ア 林内路網整備

森林整備（間伐）のために開設する、林業専用道及び森林作業道の整備に対し補助を行う。

- ・森林作業道 9 路線

イ 間伐（搬出）

林内路網整備を行った受益範囲において実施した間伐に対し補助をする。

- ・間伐面積 69.16ha

② 事業の成果と課題

林内路網の開設により、高性能林業機械を活用した木材の低コストでの搬出が容易となり、搬出間伐の推進及び木材の安定供給に取り組むことができた。

今後は、整備した森林作業道等を利用して集約化施業を図り、計画的な素材生産量を確保する。

ア 森林作業道開設

路線名	事業主体	区分	延長 [m]	幅員 [m]	事業費 [円]	備考
松原北4線	太田川 森林組合	森 林 作業道	1,244.7	3.0	2,478,000	合板・製材生産 性強化対策事 業補助金 補助率100% 補助金 14,186,800円
真峯・東山線			1,827.2	3.0	3,182,000	
槇ヶ原線			498.4	3.0	996,800	
峯尾線			1,639.8	3.0	3,127,600	
峯尾2線			269.2	3.0	372,000	
峯尾3線			522.1	3.0	733,000	
中山線			356.3	3.0	712,600	
中山BC線			429.9	3.0	834,000	
オシガ谷線			875.4	3.0	1,750,800	
計			7,663.0		14,186,800	

イ 間伐（搬出）（補助率100%、補助金28,232,200円）

施業地	事業主体	面積[ha]	事業費[円]
民有林	太田川森林組合	69.16	28,232,200

ウ 林業専用道測量設計 松原北線 108.1m 640,000円

（補助率100%、補助金640,000円）

③ 歳出決算額 43,059,000円（県支出金43,059,000円）

(10) 鳥獣捕獲事業（決算書P.90）

① 事業の目的・内容

鳥獣による農林水産物への被害防止及び農林水産業者の生産意欲の向上を図るため、安芸太田町有害鳥獣捕獲実施計画に基づき有害鳥獣の捕獲に努める。

有害鳥獣の捕獲体制を強化するため、鳥獣被害対策実施隊による集中捕獲活動と合わせ、狩猟免許取得費用を補助することにより捕獲従事者の確保を図る。

また、平成27年度から稼働している安芸太田食肉処理加工場の利用促進と加工された食肉の販路拡大に努める。

② 事業の成果

鳥獣被害対策実施隊の任命、出動状況

	任命数 [人]	出動時間 [時間]	報酬額 [円]
鳥獣被害対策実施隊員	71	536.0	777,200
鳥獣被害対策実施隊補助員	7	7.0	7,875
計	78	543.0	785,075

鳥獣別捕獲実績数

	捕獲数
イノシシ	147 頭
サル	10 匹
シカ	1 匹
タヌキ	21 匹
アナグマ	5 匹
キツネ	5 匹
テン	1 匹
カラス	27 羽
アオサギ	50 羽
カワウ	63 羽
ドバト	16 羽

・安芸太田食肉処理加工場 処理加工頭数 14 頭（イノシシ）

1 頭当たり利用料 2,000 円

主なもの

- ・有害鳥獣捕獲報償金 1,176,000 円
- ・捕獲班員傷害保険料（71 人） 532,500 円
- ・有害鳥獣対策団体育成補助金（捕獲班） 1,416,080 円
- ・食肉加工用等備品購入（スライサーなど） 282,453 円

③ 歳出決算額 4,325,067 円

(11) 野生生物被害対策事業（決算書 P. 90）

① 事業の目的・内容

野生鳥獣による農産物等への被害を防止し、農業・畜産・林業の振興を図るために設置される電気柵・トタン等の設置に要した費用に対して補助を行う。

なお、町が一集落を囲む設備を国・県の補助事業として設置した地区の設備修繕も事業の対象とし補助を行う。

対象用件： 対象補助額 資材費に対して 1/2 を補助する。

補助対象費用： 資材費 1 万円以上 40 万円まで

また、鳥獣害に強い集落づくりの実践及び普及啓発を行う。

② 事業の成果と課題

補助制度の周知により町全域で補助制度が活用され、圃場等への鳥獣被害防止柵等の設置が普及してきた。

また、経年劣化や自然災害等で設備の安全性が危惧されていた集落で取り組む被害防止柵の改修も補助対象とし、農産物の被害防止だけでなく、人身の被害防止にも努めた。

・有害鳥獣被害防止対策事業補助金 927,815 円

補助件数 19 件

③ 歳出決算額 927,815 円

(12) 野生生物保護管理事業（決算書 P. 90）

① 事業の目的・内容

県の保護獣となっているツキノワグマの出没時に住民の安全確保、農林水産物への被害防除に努める。

ツキノワグマの管理対策を円滑に実施するため、広島県ツキノワグマ対策協議会の構成町となり、被害防止対策や個体群管理等の体制強化に努める。

ア 傷害見舞金制度

広島県ツキノワグマ対策協議会が実施する制度で、ツキノワグマにより負傷した場合に見舞金を支給する。

イ 被害防除対策

人身被害及び農林水産物等の被害防止対策を推進する。

② 事業の成果と課題

ツキノワグマの出没時に住民の安全確保上、迅速な情報提供と安全策の対応が求められており、防災無線による周知と町で組織するクマレンジャーの出動強化により被害防止に努めた。

ツキノワグマの被害対策については、町民からの出没情報により、現地確認を行い、人身被害の恐れがある場合は積極的に捕獲を実施している。

ツキノワグマを集落近くに誘引しないよう、集落内の不要な果樹のもぎ取りやコンポスト等の撤去を指導していく必要がある。

ツキノワグマ捕獲頭数

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
32	3	8	2	10	2	1	5	5

広島県ツキノワグマ対策協議会負担金 4,926 円

③ 歳出決算額 27,952 円

(13) 有害鳥獣被害防止総合対策（決算書P.90）

① 事業の目的・内容

鳥獣による農産物等への被害により、遊休農地の発生など深刻化している。鳥獣による被害を軽減し、効率的な捕獲を実施するためサル用大型捕獲柵を整備する。

② 事業の成果と課題

サル用大型捕獲柵の整備に伴い、農産物等の被害防止だけでなく、人身の被害防止にも努める。

事業内容	事業費[円]	備考
サル用大型捕獲柵 1基 幅8m×奥行5m×高さ3m	648,000	有害鳥獣被害防止対策交付金 補助率100% 補助金648,000円

③ 歳出決算額 648,000 円（県支出金648,000円）

4. 水産業振興費

(1) 水産業振興事業（決算書P.90）

① 事業の目的・内容

町内に漁業権を有する太田川上流漁業協同組合及び三段峡漁業協同組合が、河川清掃等による美化活動を中心に清流「太田川」を保全することや、鮎の生産加工施設を利用し、干し鮎等の特産品化事業に対して活動補助を行う。

② 事業の成果と課題

土地賃借料（ビオトープ川登）		466,601 円
あまご稚魚購入（筒賀川放流）		99,792 円
広島県栽培漁業協会会費		65,000 円
各漁業協同組合補助金		
太田川上流漁業協同組合	補助金額	80,000 円
三段峡漁業協同組合	補助金額	80,000 円

各漁業協同組合とも稚魚の放流事業や河川清掃等を実施するなど、漁業振興及び環境保全事業が図られた。

また、近年は鮎等の漁獲量の減少と併せ、釣り人も減少しているため、観光資源としての対応策も必要である。

③ 歳出決算額 791,393 円

5. 商工費

(1) 消費生活相談事業（決算書 P.94）

① 事業の目的・内容

平成 19 年に「安芸太田町消費生活相談所」を開設した。消費者トラブルは誰もが被害者になる可能性があり、その手口は年々巧妙かつ多様化している。消費者被害防止の観点から相談窓口の周知、広報等により被害情報を発信している。また、高齢者は相談できないこと等により被害が深刻化することや、被害額も高額になる傾向があることから、高齢消費者等を地域で見守るため、関係機関（県消費生活課、民生委員、警察、福祉関係など）と連携を一層強化することにより被害の早期発見・拡大防止を目指す。

寄せられた相談には県の生活センターと連携しながら迅速に対応し、早期の問題解決と被害回復に努める。

② 事業の成果と課題

ア 消費生活相談総件数 29 件

相談内容別件数

項目	医療 健康	契約 金融	修繕	架空 請求	物品	通信	不動産	訪問 購入	個人 情報	その他 一般
件数	1	2	1	4	5	10	2	1	2	1

イ 関連事業

事業内容	参加人数[人]
高齢消費者等見守りサポーター養成研修会（2月28日）	60

啓発事業として町民広報で被害情報を発信するとともに、一人暮らしの高齢者を対象としたリーフレットの配布や、小・中学生を対象とした消費者教育資料の配布を行い、世代に応じた啓発を実施した。

高齢消費者等見守りサポーター養成研修会を実施し、高齢者を見守る立場の関係者（民生委員・介護職場・女性会・シニアクラブ・社会福祉協議会・警察・見守り協定事業者等）を対象とした研修会を実施した。高齢者の消費者被害を地域全体で防ぐためには、高齢者と接する関係機関が連携することが重要である。

消費生活に係る相談や問い合わせは関係機関と連携して対応するとともに、より深刻な被害については、県の消費生活相談員へ相談し、被害解決を行った。

個人カード情報に係る一人複数人役での偽装勧誘などの新たな手口も発生している状況を踏まえ、最新の消費者トラブルについて、広報誌等により周知を行い、被害の早期発見・拡大防止に取り組んでいく必要がある。

事業内容	事業費[円]	備考
地域社会における消費者問題 解決力強化事業	514,440	地方消費者行政活性化対策交付金 補助率 100% 補助金 514,440 円

③ 歳出決算額 578,772 円（県支出金 514,440 円）

○ 商工観光課

1. 企画費

(1) 企業誘致推進事業（決算書 P. 58）

① 事業の目的・内容

町独自の企業誘致事業で奨励金は以下の4種類としている。固定資産税相当額を補助する「固定資産税に関する奨励金」、機械や建物の設備取得を補助する「設備取得等に関する奨励金」、土地取得費を補助する「土地取得等に関する奨励金」、事業開始に当たり町内在住者を新規に雇用した際に補助する「新規雇用者に関する奨励金」である。

② 事業の成果と課題

個別の奨励金額は下表のとおりである。現在の課題として、企業を誘致するにあたり、企業のニーズにあった土地、平地の確保ができていないため、旧小中学校敷地や旧可部線跡地利用等を含めて、明確なスケジュールを示す必要がある。また、町外事業者へ向けた、当該奨励金事業の周知等を積極的に行い、サテライトオフィスを含めて町に企業進出をしたいと考える事業主を増やすことで、更なる企業誘致を行う必要がある。

③ 歳出決算額 26,434,000円（負担金補助及び交付金）

【固定資産税に関する奨励金】

企業名	内容	金額[千円]
株式会社恐羅漢	H23 取得7年目 50%	1,033
株式会社筒賀総合サービス	H24 取得6年目 50%	281
温井スプリングス株式会社	H28 取得2年目 100%	4,959
有限会社日基リース	H28 取得2年目 100%	3,191
株式会社三國屋	H25 取得5年目 60%	238
株式会社大江石油	H25 取得5年目 60%	382
計	6件	10,084

【設備取得等に関する奨励金】

企業名	内容	金額[千円]
温井スプリングス株式会社	H28 取得	13,950

【土地取得等に関する奨励金】

企業名	内容	金額[千円]
温井スプリングス株式会社	H28 取得	1,000

【新規雇用に関する奨励金】

企業名	内容	金額[千円]
温井スプリングス株式会社	H28 取得（町内新規雇用者3名）	600
有限会社日基リース	H28 取得（町内新規雇用者4名）	800

2. 商工費

(1) 商工会育成事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

商工会による経営改善普及事業及び商工業者資金利子補給事業等を通じて、町内商工業の振興支援を行うことを目的とする。

② 事業の成果と課題

近年町内の商工会員数は、新規加入者はいるものの、脱会者の方が多く、微減している。町内事業者も高齢化が進んでおり、後継者不足に悩まされている。

町内全域の商工業者に対して経営改善普及事業及び商工業振興に取り組み、新規会員数を増やすか、廃業を阻止し、商工業の活性化を図ることができるかが課題である。

がんばるビジネス応援補助金により、起業家促進分の申請者には、商工会のサポートも含めて新規会員登録を促しており、平成30年度の加入者は4件となっている。

プレミアム付き商品券は、37,400,000円発行し、37,240,000円の町内消費を促すことができた。（回収換金率99.57%）更なる既存の商品券の普及と併せて、町外者（外貨獲得）利用や外国人旅行者の利用模索により、新たな消費拡大を図ることを新年度における課題としている。

③ 歳出決算額 17,576,958円（負担金補助及び交付金）

ア 経営改善普及事業補助金 12,249,000円（906,343円【前年度比】）

イ 商工者事業資金利子補給事業

利子補給額 1,327,958円（△292,685円【前年度比】）

ウ プレミアム商品券発行事業 4,000,000円 うちプレミアム分3,740,000円

発券等取扱事務費 260,000円

(2) 商工施設事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

道の駅パークおよびパーク内商業施設の維持管理を行うとともに、新たな商業施設誘致および施設の充実を図る。

② 事業の成果と課題

適切な管理により、道の駅パークは有効に活用されている。一方、パーク内商業施設のうち、町社会福祉協議会が運営していたパン工房施設の建物や設備は売却で整理され、民間事業者が出店する予定である。企画課に於ける「重点道の駅構想」では、本町の重要なエリアとなるため、特産品出店希望者や地域住民など、利害関係者の意識共有や組織化に向けた動きが必要である。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額 4,780,584円

道の駅パーク内土地賃貸料（決算書P.32）借受土地建物貸付料の一部

ジュンテンドー	3,139,008円	}	計4,780,584円
J A広島市戸河内支店	888,168円		
安芸太田町社会福祉協議会	199,572円		
安芸太田町商工会	553,836円		

イ 歳出決算額	2,353,387 円
需用費	
水道光熱費	278,491 円
修繕料	91,584 円
役務費	23,664 円
委託料(道の駅パークエリア清掃業務委託料)	1,039,000 円
使用料及び賃借料(商業施設誘致の用に供する土地賃借料)	920,648 円

(3) 中小企業支援事業（決算書 P.92）

① 事業の目的

第三セクターを含む町内の中小企業の活力を高め、地域経済を活性化させるため町独自の支援事業を行うもの。

② 事業の成果と課題

国は各地方公共団体に第三セクター等の経営健全化に取り組むことを要請している。内容としては、地方公共団体の出資割合が 25%以上の法人で、実質債務超過にある場合、経営健全化のための具体的な対応等を内容とした経営健全化方針を策定・公表するもの。

株式会社筒賀総合サービスがこの要件に該当しており、経営健全化方針を策定するため有識者・専門家からの意見徴収を行った。経営健全化に取り組むのはもとより、設立時と大きく状況も異なっていることから、第三セクターの存在意義を再確認する必要がある。

③ 歳出決算額 16,200 円（報償金）

(4) がんばるビジネス応援補助金事業（決算書 P.92）

① 事業の目的

町内の中小企業の活力を高め、地域経済を活性化させることで、安定的な雇用や所得の確保を図ることを柱とし、地域産業振興と経済振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

② 事業の成果と課題

平成 30 年度の交付決定件数は 9 件（8,403,000 円）であった。内訳は以下のとおりである。新分野の進出や起業により、雇用・就業の場が増え、町内の経済が活性化に寄与している。

起業化促進	4 件
新分野進出	2 件
事業継承	2 件
I T活用ビジネス	1 件

がんばるビジネス応援補助金事業を使用した事業者が、継続的に営業活動を行えるよう商工会等と連携を密にし、セミナー等活用したフォロー体制を構築・強化することが課題であり、新年度に向けて協議している。

③ 歳出決算額 8,403,000 円（負担金補助及び交付金）

(5) 観光管理事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

広域連携による観光振興を進め、西中国山地へ誘客することを目的としている。またヘルスツーリズム推進協議会を主体とした森林セラピーの推進により、「健康」「癒し」のまちとしてのイメージ定着による町の魅力向上を目指す。

② 事業の成果と課題

これまでの取り組みにより、本町のヘルスツーリズム事業の基盤を固めることができた。森林セラピー事業及び民泊等教育旅行事業は、安芸太田町ヘルスツーリズム推進協議会の事務局を、当課や観光協会から地域商社あきおおたが継承して運営することとなった。今後は、組織の一元化（部門別）や受入家庭の拡大、農泊の推進やセラピーのWeb受付（ホームページ改訂）等により、当町での滞在時間拡大を図る。

また、やまがたサイクルツーリズム推進協議会では8月11日の山の日には有名なサイクリストをゲストとして迎え、「Fun Ride 2018 in やまがたサイクルランド 今中大介と走ろう」を開催した。北広島町（事務局）・安芸太田町2町を周遊する64kmのコースを89名の参加者のもと行った。コース中にエイドステーションを設け、特産品を食べて頂き、自然豊かな本町サイクリングコースの魅力などをPRした。

③ 歳入歳出決算額

ア 歳入決算額	4,696,000 円
農山漁村振興事業貸付金元利回収金	3,996,000 円（決算書P.38）
観光コンテンツ開発支援事業補助金（県補助金）	700,000 円（決算書P.30）
イ 歳出決算額	11,279,891 円
需用費	1,558,659 円
うち 消耗品費	732,955 円
燃料費（公用車ガソリン代）	365,333 円
修繕料	460,371 円
役務費	562,699 円
うち 通信運搬費	193,918 円
手数料	260,751 円
自動車損害保険料	108,030 円
使用料及び賃借料	1,027,827 円
備品購入費	141,706 円
負担金	

参加団体名	金額[円]
中国「道の駅」連絡会	40,000
全国「道の駅」連絡会	20,000
やまがたサイクルツーリズム推進協議会	1,400,000
全国草原再生ネットワーク会費	10,000
計	1,470,000

補助金	
ヘルスツーリズム推進協議会活動事業補助	2,500,000 円
貸付金	
地域づくり活動つなぎ資金貸付（ヘルスツーリズム推進協議会）	3,996,000 円
公課費	23,000 円

(6) 観光宣伝事業（決算書P.92）

① 事業の目的・内容

町内観光地及び周辺観光地との連携による誘客促進のためのPRを目的とし、町独自及び広域観光パンフレット（ひろしまさんぽ）を作成して配布する。

また、広島県観光連盟主催の着地型旅行商品を旅行会社等に提案するワークショップに参加する。広島東洋カープ企画の「わがまち魅力発信隊」として、マツダスタジアムにて本町のPRを行う。広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会として、世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン2018」に参加する。

② 事業の成果と課題

広島県観光連盟主催の着地型旅行商品のワークショップにより、観光素材の磨き上げ、観光素材集「旅の素」として取りまとめ、旅行会社・観光情報出版社等を対象とした大阪・名古屋・福岡会場へ参加した（例年参加している東京会場は台風の影響のため中止となった）。

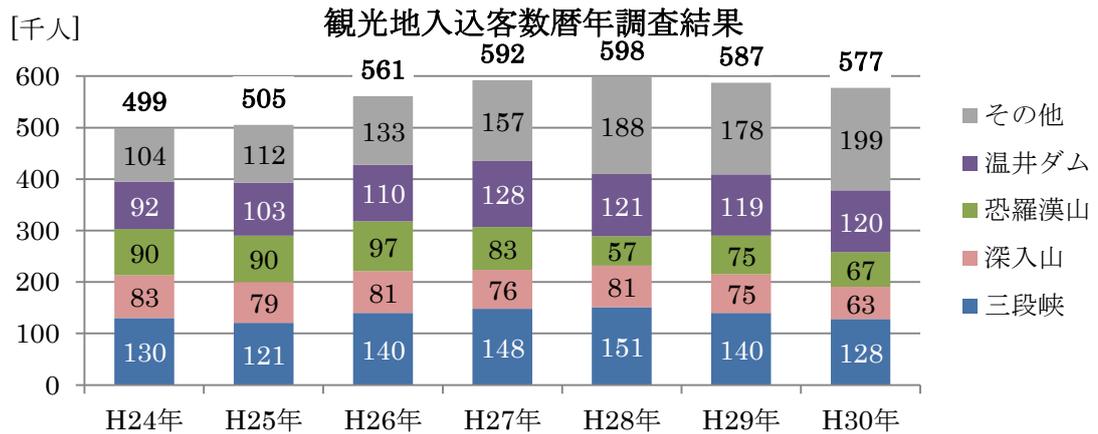
7月21日にマツダスタジアムで行われた「わがまち魅力発信隊」では、広島県内・県外からの来訪者に漬物焼きそばや鮎の一夜干しの特産品をPRするとともに、安芸太田町全体の観光PRを地域商社あきおおたと連携を取りながら行った。

広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会として、世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン2018」に参加し、宮島や平和公園など広島を代表する観光地と同様に、三段峡や温井ダムなど町内の魅力を旅行業界関係者や来場者へ発信した。

広島北部地域市町観光連携事業では、広島市・安芸高田市・北広島町と連携を取り「ひろしま北里山ガイドブック」を活用し「ひろしま北里山キング認定制度」に取り組んだ。7月に認定制度をスタートし、3月16日には全山を踏破された里山キング認定者を対象とした交流イベントを安佐北区の牛頭山の麓で行った。

雪山誘客事業について、平成31年2月17日に開催予定であった第7回世界イグルー選手権は、雪不足のため中止となった。全種目予定されていた参加チーム数は39チーム、参加者は280名の予定であったが、会場の積雪状況が5～10cmであったことから、2月12日に中止を決定した。荒天等による中止は3年連続となり、課題が残った。

また6月の津浪地区国道岩盤崩落と7月豪雨災害の風評被害もあり、夏休み期間の宿泊予約キャンセルが相次ぎ、平成30年も観光入り込み客が減少した。広島県ではV字回復を目指しており、2020年のディストネーション・キャンペーン（DC）では本町も観光PRに力を入れていくこととしている。



③ 歳出決算額 6,124,244 円

ア 旅費 128,450 円

イ 需用費 210,230 円

ウ 役務費 373,500 円

うち 広告料 (マツダスタジアム PR 用グッズ制作) 265,500 円

〃 (デジタルスタンプラリー公式ガイドブック掲載費) 108,000 円

エ 委託料 (単位:円)

安芸太田町観光パンフレット印刷製本業務委託	680,400
安芸太田町観光パンフレット (安芸太田ナビ) 英語版データ作成	1,161,000
安芸太田町散策マップ (日本語版・英語版) 印刷業務委託	158,760
安芸太田町三段峡散策マップ修正業務委託	82,944
計	2,083,104

オ 使用料及び賃借料 62,960 円

カ 負担金 (単位:円)

広島県観光連盟会費	90,000
広島県観光連盟キャンペーン事業	340,000
広島県観光連盟 広域情報誌「広島さんぽ」負担金	330,000
ひろしま観光ナビホームページ広告負担金	30,000
広島県観光ガイドマップ「広島県の宝」負担金	52,000
広島県観光ボランティアガイド協議会	10,000
広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会事業負担金	350,000
広島北部地域市町観光連携事業負担金	258,000
ひろしま雪山誘客促進協議会負担金	1,792,000
広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会費	10,000
JAFナビ会費	4,000
計	3,266,000

(7) 観光施設整備事業（決算書 P. 92）

① 事業の目的・内容

町公共施設等総合管理計画の基本方針及び基本目標を踏まえた施設の適正化を目的とする。内容としては、耐用年数を超え老朽化の著しい施設の廃止、施設の長寿命化をはかる改修を行う。

② 事業の成果と課題

主たる町内観光施設は合併前に整備され、多くは設置後 20 年を経過し、劣化が著しく現在の利用状況にそぐわないものがある。しかし、利用が今後も一定数見込まれる施設は省エネルギー対策等を施した長寿命化を行う必要がある。今年度においては、水洗化・洋式化されていないため利用者に不便を強いていた便所の改修など、利用者目線に立った改修を行った。一方、老朽化が著しい施設は廃止等を進めていく必要があるが、地元協議が不調に終わる等の理由により適正化が進んでいない。

③ 歳出決算額 14,238,720 円

内容	工事名	工事請負費
長寿命化対策	筒賀交流の森バーベキュー広場便所改修工事	5,576,040
	道の駅わくわくランド遊具修繕工事	4,506,840
	いこいの村ひろしま照明器具改修工事	3,075,840
施設廃止	筒賀交流の森ケビン解体工事（前払分）残は繰越明許	1,080,000
計		14,238,720

(8) 観光施設管理事業（決算書 P. 92）

① 事業の目的・内容

観光施設の通常管理運営を目的とする。内容としては、町所有の観光施設を適切に維持管理する業務と、西中国山地国定公園内の維持管理を県から受託する業務に分けられる。

② 事業の成果と課題

指定管理者制度による運営施設と直営管理施設の維持管理を中心に、管理運営事業を行った。指定管理者間の情報連携や意見交換を図るため、連絡協議会を初めて開催して、管理運営状況の把握と相互施設の活用を目指した。

観光施設については、過去に整備した機器類が設置から 10 年以上が経過し、耐用年数を超過したものが多く、修繕部品等も在庫されていないため修繕不可となったものが増加している。今後も施設や機器類の修繕・更新等が必要となるが、箇所の優先順位、安全対策、また施設の統廃合等について財政面を含めて総合的に判断する必要がある。

また、指定管理施設については、年度内に管理期間が満了となる施設の指定管理者に複数回の聴き取り等を行い、新年度に向けた指定管理料を含む管理運営条件の見直し等を行ったものの、一部で申請辞退が起これ、運営に支障をきたしかねない事態が生じた。

については、公募スケジュール運用を早めに設定するとともに、建物・機器類の状況、施設利用状況等を検証し、施設運営方針の見直しを含め施設の在り方を検討することとした。

三段峡内の遊歩道や黒淵公衆トイレなど、西中国山地国定公園内の県所有施設を管理受託しているが、施設の経年劣化が進んでおり、利用者にとって不便であるだけでなく危険

である場所もある。インバウンドなどの施設利用促進を県と協力して進めるとともに、公衆トイレの改修や遊歩道法面改修等を継続して強く要望していく必要がある。

③ 金額

ア 歳入決算額 9,147,458 円

- ・セリエ戸河内使用料 829,512 円 (決算書P.16)
- ・自然保護協力奨励金 90,819 円 (決算書P.28)
- ・西中国山地国定公園施設管理委託料 2,171,000 円 (決算書P.32)
- ・温井ダム周辺地域町有施設整備基金繰入金 3,023,460 円 (決算書P.36)
- ・板ヶ谷チェーン着脱場負担金 599,044 円 (決算書P.42)
- ・電気利用料 2,433,623 円 (決算書P.40の一部)

イ 歳出決算額 69,791,771 円

・需用費 14,719,071 円

消耗品費 (観光施設内トイレ消耗品等)	330,143 円
燃料費 (黒淵仮設トイレ発電機)	107,555 円
光熱水費	5,429,458 円
修繕料	8,851,915 円

施設名	修 繕 箇 所	修繕費[円]
いこいの村ひろしま	冷水ポンプ取替修繕	901,800
	消防設備法定検査指摘事項修繕	274,536
	男女サウナ修繕	160,272
深入山グリーンシャワー	管理棟屋根及び外壁修繕	133,920
深入山	セラピーロード路面修繕	349,920
三段峡交流広場	公衆トイレ漏水修繕	244,080
道の駅来夢とごうち	污水管漏水等修繕	177,120
セリエ戸河内	照明器具修繕	286,200
	非常灯及び誘導灯バッテリー交換修繕	56,160
温井ダム周辺環境施設 (基金充当分)	龍姫湖のさと温井公衆トイレ修繕	432,756
	温井夢の丘公園合併浄化槽活性炭循環ポンプ及び活性炭交換修繕	421,200
	公衆トイレ手洗い栓修繕	238,680
	温井夢の丘公園公衆トイレ男子小便器フラッシュバルブ修繕	193,104
太田川交流館かけはし	給湯設備修繕	324,000
	空調機修繕	162,000
深山峡	公衆トイレ活性炭循環ポンプ及び活性炭交換修繕	252,720
	公衆トイレ隔壁修繕	102,600
	外灯照明修繕	97,200

杉の泊ホビーフィールド	水道配管分岐（1工区）修繕	330,685
	水道配管分岐（2工区）修繕	216,000
	キャンプ場合併処理浄化槽放流ポンプ修繕	291,600
	配水池逆止弁交換修繕	150,120
	配水池水位計交換修繕	111,240
	横断側溝修繕	90,720
	オートキャンプ場ポンプブレーカー修繕	54,000
筒賀ふれあい農園	外灯設置修繕	162,000
筒賀交流の森	木工陶芸館前公衆トイレ男子小便器フラッシュバルブ修繕	216,216
	木工陶芸館作業用機器工具修繕	146,728
	森林館公衆トイレ修繕	110,000
	森林館木部腐食部修繕	282,960
	オートキャンプ場木柵修繕	89,000
グリーンスパつつが	空調1A圧縮機取替修繕	444,960
	給水高架水槽薬注装置交換修繕	367,200
	防火扉他修繕	339,120
	給湯一次ラインポンプ交換修繕	181,440
	浴槽薬注装置修繕	140,400
	ろ過機配管水漏れ修繕	129,600
その他	わくわくランド園内修繕外7件	189,658
	計	8,851,915

・ 役務費 1,646,088 円

通信運搬費	5,544 円
手数料（公衆トイレ浄化槽等汚泥引き抜きほか）	168,320 円
火災保険料（建物共済分担金）	1,472,224 円

・ 委託料

形態	業務名	委託料[円]
指定	道の駅来夢とごうち管理	6,492,000
指定	筒賀交流の森管理	5,410,000
指定	三段峡交流広場管理	1,160,000
指定	杉の泊ホビーフィールド管理	1,300,000
指定	筒賀交流の森木工陶芸館管理	1,400,000
指定	深入山グリーンシャワー管理	3,024,000
指定	地域体験交流館かけはし管理	1,600,000
指定	温井ダム周辺環境施設管理	4,400,000
指定	グリーンスパつつが管理	5,000,000
指定	筒賀ふれあい農園管理	1,000,000

形態	業 務 名	委託料[円]
一般	温井ダム周辺環境施設管理（猪山自治会分）	1,500,000
一般	西中国山地国定公園内清掃	1,146,600
一般	西中国山地国定公園内公衆便所浄化槽清掃	721,440
一般	西中国山地国定公園内公衆便所浄化槽保守点検	82,080
一般	いこいの村ひろしま建築物・建築設備定期点検検査及び報告書作成	594,000
一般	いこいの村ひろしまバイオマスボイラー定期メンテナンス	528,120
一般	深入山山焼き事業（翌年度の山焼き事業のための下刈作業）	267,840
一般	松原深入山フラワーロード（あじさい）刈り払い	270,000
一般	三段峡トイレ秋季対策清掃	20,655
一般	三段峡内落石処理及び清掃	120,000
一般	三段峡黒淵仮設トイレ設置及び管理業務	529,200
一般	柴木川ダム公園草刈り及び植木剪定	79,680
一般	登山道刈払い（深入山、内黒山、恐羅漢山、十方山、猪山展望台、立岩山）	921,164
一般	消防施設保守点検（ホビーフィールド・セリエ戸河内）	101,000
一般	板ヶ谷チェーン着脱場ほか浄化槽清掃	1,014,876
一般	板ヶ谷チェーン着脱場ほか浄化槽保守点検	127,440
一般	板ヶ谷チェーン着脱場清掃管理	584,000
一般	明神公衆便所清掃管理	94,500
一般	わくわくランド整備複合遊具保守点検	97,200
一般	戸河内 IC バス停公衆トイレ案内看板設置業務	54,000
一般	セリエ戸河内清掃	75,735
一般	セリエ戸河内自家用電気工作物保守管理	60,800
一般	グリーンスパつつが建築物・建築設備定期点検検査及び報告書作成	637,200
一般	筒賀交流の森オートキャンプ場支障木伐採業務	150,120
一般	町道三谷龍頭線支障枝刈り払い業務委託	298,746
一般	龍頭峡及び深山峡遊歩道斜面調査業務委託	648,000
一般	深山峡施設等管理	135,000
一般	深山峡遊歩道支障木伐倒	235,440
一般	月ヶ瀬公園草刈	61,485
一般	月ヶ瀬公園清掃	91,080
一般	鍛冶屋館清掃	44,550
一般	温井ダム周辺環境施設温井夢の丘公園草刈清掃	152,936
一般	温井ダム周辺環境施設自然生態公園草刈業務	185,629
一般	温井ダム周辺環境施設滝山峡記念庭園高木等支障木伐採業務	292,680
一般	温井ダム周辺環境施設複合遊具保守点検	156,600
一般	温井ダム周辺環境施設温井夢の丘公園被害木整理業務	133,920

形態	業 務 名	委託料[円]
一般	観光施設公衆トイレピクトサイン看板設置業務	166,644
一般	杉の泊ホビーフィールド井戸調査業務	97,200
一般	旧温井テニスコート周辺法面草刈	197,432
一般	安野花の駅公園施設清掃	253,500
計		43,714,492

- ・ 使用料及び賃借料（観光施設土地賃借料等） 7,073,101 円
- ・ 工事請負費

工事名	工事請負費[円]
温井ダム周辺環境施設転落防止柵取替工事（基金充当分）	1,737,720
計	1,737,720

- ・ 原材料費 97,666 円
- ・ 備品購入費

項 目	内 訳	購入費[円]
庁内器具費	雉野原キャンプ場テント（6張）	257,904
機械器具費	筒賀ふれあい農園ミニ耕耘機（1台）	155,000
	商工観光課 LED 投光器（3台）	191,999
	商工観光課芝刈り機（1台）	158,000
	商工観光課軽量チェーンソー（1台）	40,730
計		803,633

(9) 観光団体育成事業（決算書 P. 92）

① 事業の目的・内容

観光イベント実施団体への支援を通じて、より魅力ある観光地の情報発信を行い、実施団体の育成を図ることを目的として、各種イベントに対し補助金を交付する。

② 事業の成果と課題

後継者不足、人手不足や資金不足等により継続が難しくなっているイベントもある。各イベントの目的等を見直すなど、開催内容や継続可否などの検討が必要である。

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨災害では県内でも甚大な被害が発生した。被災者の方々のご苦勞を鑑み、身近で自然豊かな当町へ来ていただき、住民と交流して復興に向けた元気の回復を目指すため、西日本豪雨災害被災者支援に伴う交流活動団体補助金を創設した。被災地域の小学生等延べ 119 人がスキー教室や椎茸菌打ちなどの活動をするために訪れ、「(このような機会があれば)是非来たい」とのアンケート結果が寄せられた。復興支援もさることながら、近隣にアクティビティができる場所があることを広めることができた。

③ 金額

ア 歳入決算額 5,000,000 円

- ・ 協働のまちづくり助成金 3,000,000 円（決算書 P. 16）

・過疎地域自立促進特別事業基金取崩 2,000,000円 (決算書P.28)

イ 歳出決算額 6,110,293円

補助金(イベント等)

事業名等	主催者	補助金額[円]
安野花まつり	安野花まつり実行委員会	100,000
与一野しだれ桜保全活動事業	与一野自治会	100,000
井仁の棚田地域保全活動事業	いにびちゅ会	110,000
吉水園一般公開イベント	かえる祭り実行委員会	276,000
三段峡ホテルまつり(中止)	三段峡ホテルまつり実行委員会	88,370
第52回納涼加計まつり	納涼加計まつり実行委員会	354,000
深山峡滝と風のまつり	深山峡運営委員会	157,000
第31回龍頭峡まつり(中止)	安芸太田町商工会	167,362
第28回ふれあい戸河内まつり	ふれあい戸河内まつり実行委員会	1,150,000
龍姫湖まつり in 温井ダム2018	龍姫湖まつり実行委員会	864,000
第21回五サー市と秋の吉水園一般公開	五サー市実行委員会	710,000
つつがふるさとまつり	ふるさとまつり実行委員会	785,000
つつが神楽祭	安芸太田町商工会	331,000
計		5,192,732

補助金(西日本豪雨災害被災者支援に伴う交流活動団体補助金)

地区	事業内容	人	団体名	補助金額[円]
小屋浦地区	椎茸菌打ちとBBQ	19	(一社)ひろしまイニシアティブ	76,000
瀬野川地区	そば打ち講習など	12	津浪振興会	50,000
呉市天応・安浦地区	スキー教室	88	(株)恐羅漢	440,000
計				566,000

補助金(その他)

事業名等	補助金額[円]
三段峡黒淵浚渫機械修繕事業	351,561
計	351,561

(10) 温井ダム周辺施設整備対策基金管理事業(決算書P.94)

① 事業の目的・内容

温井ダム周辺施設の整備や改修を行った場合に取り崩して充当している。

ア 歳入決算額 預金利子 432円 (決算書P.32)
 基金繰入金 3,023,460円 (決算書P.36) 再掲
 イ 歳出決算額 積立金 432円 (決算書P.94)

○ 建設課

当課では農林土木事業、公共土木事業、住宅事業等を所管し、これに係る建設事業を執行するとともに、道路、河川、住宅、上下水道等の維持管理を行っている。

その他、町としての要望の集約や、統一的な事業執行をすべき事案について調整している。

1. 農業費

(1) 農業施設整備補助事業（決算書 P. 86）

① 事業の目的・内容

国や県の補助対象とならない公共用道路の維持修繕や灌漑水路改修等に関して、地域住民の負担を軽減するため「安芸太田町土木・耕地事業等補助金交付規程」に基づき補助を行う。

② 事業の成果と課題

地域の道、地域の水路は自分たちで守るという気概の一助を担っており、重要な役割を果たしている。

しかし、国や県の補助対象とならない事業を本事業の対象としているため、小規模事業を想定しているが、近年、県費補助の対象枠が縮小されているため、これまで県費事業で対応していた事業が本事業へ移行している。地域住民の負担増もさることながら、本町単独費の増加も懸念される。

また、予算の有効的な活用のため、舗装事業の優先順位を下げている実質凍結状態となっている。

③ 補助金交付状況

種 別	件数	補助対象事業費	補助金[円]	備 考
灌漑用排水施設（改良）	11	6,338,368	2,427,000	
公共用道路整備（改良）	2	2,000,000	1,000,000	
合 計	13	8,338,368	3,427,000	

(2) 小規模農業基盤整備事業（決算書 P. 86）

① 事業の内容

当水路は老朽化が著しく進んでおり、漏水箇所が多く管理に労力を要しているため、水路を改修することにより、水管理を容易にする。

② 事業の成果と課題

水路改良を実施したことにより、水の管理が容易となり、稲作の生産向上へつながる。

③ 歳出決算額

工事名	概要	事業費[円]		特定財源[円]	
来女木水路改良工事	L=45m	工事費	4,600,800	起債額	4,100,000

(3) 芸北地区広域農道整備事業（決算書 P. 86）

① 事業の目的・内容

県営土地改良事業で実施している芸北地区広域農道は、当町内の工事は既に完了し合併

前に引継ぎを受けている。

② 事業の成果と課題

広域農道は、供用開始から 20 年近く経過しており、貨物トラックなどの大型車両の通行も多く舗装が傷んでいるため、計画的な補修工事を実施した。

③ 事業の執行状況

道路舗装補修

工 事 名	概 要	事業費[円]		特定財源[円]
農道畑ヶ谷溝口線 舗装工事	側溝布設替 L=6.0m 舗装補修 W=7.0m L=264.0m	工事費	5,205,600	地方債 4,700,000

2. 林業費

(1) 林業施設管理事業（決算書 P.88）

① 事業の目的・内容

本町が管理する林道 91 路線、総延長約 205km の維持管理事業である。主な事業内容は、除草や側溝・路面清掃、舗装補修等である。

その他、緑資源機構によって実施された緑資源幹線林道大朝・鹿野線に係る事業負担金及び補助金の支出を行う。

② 事業の成果と課題

除草作業や側溝・路面清掃等の維持管理を定期的を実施することにより、林道機能の維持はもとより災害発生の未然防止に効力を発揮している。

大規模林道については、一般車両の通行量が多く舗装が傷んでいるため、計画的な補修工事を実施している。

③ 事業の執行状況

委 託 名		事業費[円]	備 考
横川トンネル非常警報設備保守点検業務		756,000	
路 線 名	工 種	事業費[円]	特定財源[円]
道路環境整備工事(路線委託)	道路維持	14,058,360	
大朝鹿野線	舗装補修	9,062,280	起債額 9,000,000
平見谷線	維持工事	3,449,520	
神ヶ尾線外 1 路線	維持工事	2,188,080	
道路除草工事	除草工事	16,308,000	
計		45,066,240	

負担金及び補助金の支出状況

種 別	支払相手方	金額[円]	備 考
事業負担金	(独) 森林総合研究所	3,011,786	
事業補助金	戸河内受益者組合	7,095,092	
計		10,106,878	

(2) 林道開設改良事業 (決算書 P.88)

① 事業の目的・内容

林道横川西平線は安芸太田町大字横川と廿日市市吉和を結ぶ、延長 522m、利用区域内の森林面積 491ha の林道である。

未改良区間の改良を実施することにより、大規模林道との連携が発揮でき、森林の管理及び施業に大きく貢献し、維持管理費の軽減にも繋がる。

② 事業の成果と課題

改良を実施することにより森林の管理及び施業を容易にする。改良完了後においては、全線の舗装の要望を県に行う。

③ 歳出決算額

工 事 名	概 要	事業費[円]		特定財源[円]	
林道横川西平線 改良工事	(道路改良) W=4.0m L=149m (法面工事) 420 m ²	委託費	1,944,000	県単独林道整備事業補助金 補助率 50% 補助対象 10,000,000 補助金 5,000,000 起債額 5,000,000	
		工事費	8,053,560		
		事務費	3,183		
		計	10,000,743		

3. 土木総務費

(1) 土木総務管理事業 (決算書 P.94)

• 安芸太田町アダプト活動支援事業

① 事業の目的・内容

町管理の道路・河川についてボランティア活動を通して住民が里親となり、美化活動(清掃、草刈)に取り組む、町がその活動をバックアップする。具体的な支援内容としては、登録団体について損害保険の加入、申請による奨励金の交付等である。

② 事業の成果と課題

平成 30 年度の登録団体は 9 団体である。今後も引き続き新規登録団体加入に取り組んでいく。また、平成 29 年度は保険料、交付金を含む奨励金事務を NPO 法人に委託していたが、平成 30 年度からは町が事務執行することにより、事務委託料の削減につながった。

③ 事業の執行状況

保険料	50,930 円
交付金	314,374 円

4. 道路橋梁費

(1) 道路台帳整備事業（決算書 P. 94）

① 事業の目的・内容

道路台帳は道路法で備え付けが定められており、交付税の措置を受ける基礎資料として必要となるため、町道認定が行われた路線については台帳の新規作成を行い、路線廃止・区域変更が行われた路線などについては台帳の加除修正を行う。平成 30 年度は道路台帳の加除・修正を行った。

② 事業の成果と課題

本町の町道は、平成 30 年度末現在で 377 路線、248,004m である。道路改良が完了した路線については台帳の新規作成及び修正を行っているが、部分的な改良済区間において、台帳の修正が必要な区間が多数存在しているため、引き続き整理し、道路台帳を修正する必要がある。

③ 事業の執行状況

種 別	委託費[円]	概 要
安芸太田町町道道路台帳加除・修正委託業務	4,999,320	台帳システムの整備

(2) 道路維持管理事業（決算書 P. 94）

① 事業の目的・内容

本町が管理する町道の維持管理事業である。

平成 30 年度においては、地域住民の要望や点検結果による道路構造物、舗装の維持修繕、交通安全施設の設置、車両の離合等に支障をきたしている箇所の雑草木の刈払工事を行った。

② 事業の成果と課題

町道は住民生活に直接影響する路線であるため、道路の安全かつ円滑な交通の確保に努めているが、生活環境の多様化による要望、車両の重量化に伴う道路の損傷が著しく、年々維持管理費用が増大する傾向にある。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費[円]	繰越額[円] (H30→R1)	備 考
道路環境整備工事(路線委託)	道路維持	50,204,880		
町道田中八幡原線維持工事	道路維持	0	3,268,000	
舗装維持修繕工事	道路舗装	4,891,320		
交通安全施設設置工事	交通安全	3,141,720		
道路除草工事	除草工事	27,155,520		
計		85,393,440	3,268,000	

(3) 除雪事業（決算書 P. 96）

① 事業の目的・内容

主に町道の冬期における除雪事業である。また、広島県西部建設事務所安芸太田支所が

管理する国道の歩道及び県道の一部についても、除雪を受託している。

② 事業の成果と課題

本事業により生活道路の確保、交通の安全が図られた。

除雪作業については、すべて町内業者に委託しているが、受託業者の規模縮小や人員の削減、保有機械の処分等もあり広範囲かつ早急な対応が困難な状況にある。世代交代も始まりつつあり、路線ごとの注意点などの引き継ぎが課題となっている。

また、町・受託業者所有の除雪機械も年々老朽化しており、現在の除雪体制を今後も維持するためには、町が所有する除雪機械を新規導入するか、町が除雪機械をリースし、受託業者に機械を貸与する方法を検討する必要がある、これによりリース機械の賃料が増大すると思われる。

③ 歳出決算額

種 別	金 額 [円]	備 考 [円]
道路除雪委託費	41,576,760	町内業者等 18 社に委託
		国県道除雪に係る収入 529,050
		雪寒路線除雪に係る収入 6,876,000
		収入計 7,405,050
除雪機械賃借料等	5,329,834	トラクターショベル 6 台 4,178,662
		除雪機修繕料 1,151,172
合 計	46,906,594	

(4) 県道維持事業（決算書 P.96）

① 事業の目的・内容

広島県西部建設事務所安芸太田支所が管理する県道の軽微な維持工事について、安芸太田町が広島県から権限の移譲を受けて行う事業である。

主な事業内容は、除草、側溝・路面清掃、舗装補修、倒木・落石処理、動物死骸処理、道路照明や植栽の維持、凍結防止剤の設置、安全施設の設置等である。

② 事業の成果と課題

この事業により、県道における安全で円滑な車両交通の確保に寄与した。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費[円]	特定財源[円]
県道道路施設等維持	道 路 維 持	47,700,352	県支出金 47,700,000

(5) 町道整備事業（決算書 P.96）

• 町道津浪巡回線法対策工事

① 事業の目的・内容

平成 29 年度に町道津浪巡回線の法面において測量・落石調査を行い、比較検討のうえ、落石予防工詳細設計および落石防護工詳細設計を行ったものを基に、対策工事を実施した。

② 事業の成果と課題

工事を実施することにより、主に加計 SIC を利用する 1 日平均 800 台以上の通行車両の

安全が確保できた。

③ 歳出決算額

工 事 名	事業費[円]		繰越額[円] (H30→R1)	備 考[円]
(繰越明許 H29→H30) 町道津浪巡回線法面 対策工事 (1工区)	工事費	20,000,520	—	社会資本整備総合交付金 補助率 63.8% 補助対象 20,000,000 補助金 12,760,000
町道津浪巡回線法面 対策工事 (2工区)	工事費	5,961,000	10,803,000	社会資本整備総合交付金 補助率 58.0% 補助対象 5,961,000 補助金 3,457,000 起債額 2,200,000
合 計		25,961,520	10,803,000	

• 町道法面補修設計委託業務

① 事業の目的・内容

平成 26 年度に実施した、道路施設（法面）点検業務により要対策と判断された町道津浪巡回線の法面において、測量・落石調査を行い、比較検討のうえ、落石予防工詳細設計および落石防護工詳細設計を行うものである。

② 事業の成果と課題

今回設計を基に工事を実施することにより、町道路線における歩行者、通行車両の安全が確保できる。

③ 歳出決算額

業 務 名	事業費[円]		繰越額[円] (H30→R1)	備 考
町道出口横山線法面 補修設計委託業務外	委託費	0	15,455,000	

• トンネル定期点検業務

① 事業の目的・内容

本業務は、トンネルの変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行車両への被害の防止を図るための維持管理に必要な基礎資料を得るために点検を行うものである。橋梁と同様に 5 年に一度の定期点検が義務づけられている。

② 事業の成果と課題

平成 30 年度は筒賀隧道・船場隧道・水梨隧道の 3 トンネルの点検を行い、今後の維持管理に向けての計画ができた。引き続き、定期点検業務を実施していく。

③ 歳出決算額

業 務 名	事業費[円]		繰越額[円] (H30→R1)	備 考[円]
町道道路トンネル定期点検委託業務	委託費	4,644,000	0	社会資本整備総合交付金 補助率 63.8% 補助対象 4,644,000 補助金 2,962,000

• 町道出口横山線外道路舗装工事

① 事業の目的・内容

舗装修繕は該当する補助事業がなく、単独費の修繕での対応で予算的に厳しい状況にあったが、平成27年度より、電源立地地域対策交付金事業での舗装修繕の対応が可能となった。

経年劣化等による舗装状況の著しく悪い箇所と使用頻度等考慮し順位をつけ修繕を行うことにより、道路の安全を確保する。

② 事業の成果と課題

舗装修繕工事を実施し交通の安全を確保した。

引き続き修繕の必要な路線の舗装修繕工事を実施する。

③ 歳出決算額

工 事 名	概 要	事業費[円]		備考[円]
町道出口横山線 舗装工事外1路線	L=1,208m A=5,850 m ²	工事費	27,686,880	電源立地地域対策交付金 交付金 26,115,000

• 経済対策事業

① 事業の目的・内容

町が管理する町道の維持管理事業である。主な事業内容は、町道の路面や路肩構造物の補修等である。

② 事業の成果と課題

町が管理する町道については経年劣化等により路面や路肩構造物の補修等が必要である箇所が多いが、これまで予算の関係から大規模な補修が行えないのが実情であった。しかし平成30年度は前年度に引き続き、経済対策として町道整備の予算を確保し、大規模な補修を行った。

③ 歳出決算額

地 区 名	概 要	事業費[円]	備考[円]
戸河内地区	舗装修繕・道路構造物修繕	59,289,840	起債額 45,400,000
加計地区	舗装修繕・道路構造物修繕	10,208,160	
筒賀地区	舗装修繕	5,766,120	
合 計		75,264,120	

(6) 国県道改良事業（決算書 P. 96）

① 事業の目的・内容

西部建設事務所安芸太田支所で執行された本町内の国県道の改良事業について、本町が当該事業の負担金を支出するものである。

② 歳出決算額

種 別	事業費[円]	負担金[円]	備考[円]
一般国道 191 号外道路改良	7,074,270	707,427	負担率 1/10 対象事業費 7,074,270 起債額 600,000

(7) 橋梁施設改良事業（決算書 P. 96）

① 事業の目的・内容

本町が管理する橋梁は、全 323 橋（15m以上：86 橋、15m未満：237 橋）であり、昭和 40 年から昭和 60 年頃に集中して建設された橋梁が多く、平成 26 年度より 5 年に一度の定期点検が義務付けられている。

このため、橋梁の点検結果及び長寿命化修繕計画策定結果を反映させるアセットマネジメントシステムを活用しながら、橋梁ごとの損傷状況及び修繕費用の長期的予測を行い、交通の安全を図りながら計画的に修繕工事を行う必要がある。

② 事業の成果と課題

平成 23 年度に行った橋梁長寿命化修繕計画策定結果によると、予防保全としての橋梁修繕を早期にかつ大規模に実施すると、結果として全体の修繕及び架替費用が抑制できる。そのため、今後も財政的な平準化を図りながら、大規模な修繕を実施する必要がある。平成 30 年度は、早期に修繕を要する橋梁について補修工事を行った。

③ 歳出決算額

業 務 名	事業費[円]	繰越額[円] (H30→R1)	備考[円]
町道小板深入山線小板橋架替設計業務	委託費 2,322,000	0	社会資本整備総合交付金 補助率 63.8% 補助対象 2,322,000 補助金 1,481,000 起債額 800,000
二反田橋外橋梁補修設計業務委託	委託費 0	17,701,000	
町道道路橋梁定期点検委託業務	委託費 14,896,440	0	社会資本整備総合交付金 補助率 63.8% 補助対象 14,895,000 補助金 9,503,000
合 計	17,218,440	17,701,000	

工 事 名	事業費[円]		繰越額[円] (H30→R1)	備 考[円]
(繰越明許 H29→H30) 町道本郷線明神橋橋 梁補修工事外 1 件	工事費	16,857,440	0	社会資本整備総合交付金 補助率 63.8% 補助対象 16,345,000 補助金 10,428,000 起債額 6,400,000
橋梁補修工事	工事費	0	31,692,000	
合 計		16,857,440	31,692,000	

5. 住宅費

(1) 住宅管理事業・定住促進住宅管理事業（決算書 P.96, 98）

町が平成 30 年度末現在で管理している住宅は、公営住宅 92 戸・特定公共賃貸住宅 24 戸・単独住宅 7 戸・定住促進賃貸住宅 12 戸の計 135 戸である。

• 町営住宅管理

① 事業の目的・内容

公営住宅は公営住宅法に基づく低所得者のための住戸である。その他、公営住宅法の所得制限を超える者が入居できる特定公共賃貸住宅、所得制限を設けず町の裁量で運営する単独住宅、さらに定住促進を目的とした定住促進賃貸住宅がある。

近年では低迷する経済状況の中、収入が著しく減少した者や生活扶助を受けざるを得ない者の入居が多くなっている。今後も住居に困った者に対応すべく、安定した住宅の供給を行う。

② 事業の成果と課題

本町の管理する住宅のうち約 4 割程度が耐用年数を経過したものであり、長寿命化もしくは建物の更新が必要である。

一部は昭和 20 年代に建築された建物であり、老朽化が激しく修繕の施しようのない建物も存在している。このような耐用年数を大きく経過している建物については、空室となり次第解体除却を行っている。

それ以外にもその建物の使用料による年間収入より、1 回の軽微な修繕費用の方が高額となる場合もある。よって長寿命化計画を基本に、維持管理を行う。

平成 30 年度末の調定戸数及び、使用料調定額、収納状況は次のとおりである。

使用料の徴収状況

住宅の種類	調定戸数	使用料 調定額[円]	収入済額 [円]	不 納 欠損額	未収戸数 [戸]	未納額
公 営 住 宅	78 戸	16,211,987	14,556,319	0	8	1,655,668
単 独 住 宅	6 戸	893,507	893,507	0	0	0
特定公共賃貸住宅	21 戸	11,321,740	11,132,740	0	1	189,000
定住促進賃貸住宅	12 戸	4,794,160	4,372,200	0	3	421,960
計	117 戸	33,221,394	30,954,766	0	12	2,266,628

※ 駐車場については公営住宅6団地 42 台分を管理しており、現在契約があるのは 34 台分である。

※ 未納使用料については、未収戸数 12 件のうち 3 件の分割納付を認めている。

法的整理も視野に入れて事務を行っているが、本人及びその連帯保証人が生活扶助を受けていたり、死亡して請求できなかつたりといった案件も発生しているため、取扱要領を整備する必要がある。

• 町営住宅維持管理事業

① 事業の目的・内容

入居者が安心・快適に暮らせるよう、町営住宅の維持管理を行う。

② 事業の成果と課題

修繕を施すことにより、建物が長寿命化され、入居者の安全が確保されている。

しかしながら、築年数を大きく経過した建物については、更新等を行う必要がある。

事業名	事業費[円]	事業内容	備考(%、円)
安芸太田町営住宅明装工事	5,853,600	壁塗装工事 (出口団地・中央住宅・遊谷2住宅)	社会資本整備総合交付金 補助率 45% 補助対象 5,853,000 補助金 2,633,000
安芸太田町営タレソツ団地屋根改修工事	1,674,000	雨漏りによる屋根改修工事	
安芸太田町営川北定住促進住宅敷地内舗装工事	1,125,360	敷地内の舗装工事	経済対策事業

(2) 空き家対策総合支援事業 (決算書 P. 98)

① 事業の目的内容

当事業は、適切な管理が行われていない空き家等に対する法律である「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、安芸太田町空家等対策協議会を設置し、空き家等対策計画の策定や、空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断基準等の協議を行うものである。

② 事業の成果と課題

協議会は、町・自治振興会長・町議会議員・弁護士等 13 名の委員で構成している。

平成 30 年度は、2 月に開催し、老朽危険空き家に対する事業等について次のとおり報告を行った。

③ 歳出決算額

事業名	事業費[円]	事業内容	備考(%、円)
老朽危険空き家解体除却事業	600,000 (300,000×2件)	老朽化し、危険な建物を所有する者が解体を行う場合、除却費用の一部を補助	社会資本整備総合交付金 補助率 50% 補助対象 600,000 補助金 300,000

(3) 地域未来活力づくり事業（決算書P. 56）

① 事業の目的・内容

個人の所有する住宅の改修工事に対し住宅改修助成金を交付し、住環境の向上に資することを目的とする。

② 事業の成果と課題

地元業者が施工することを条件としており、地域経済の活性化に寄与している。

下記の決算額のとおり、10,778千円の経済効果があったと判断できる。

③ 歳出決算額

件数	事業費[円] (工事費総額)	交付対象金額[円]	交付金額[円]	助成率
8件	10,778,980	10,312,000	726,000	50万円以上の工事10/100

6. 河川費

(1) 河川総務管理事業（樋門操作委託）（決算書P. 98）

① 事業の目的・内容

当業務は、異常気象等による河川の増水時に国土交通省・広島県が設置した樋門を開閉し、内外水位を調整するものである。

② 事業の成果と課題

国土交通省管理施設4箇所・広島県管理施設2箇所の樋門管理業務を当町が受託し、緊急時に素早く対処できるよう近隣住民に操作員を委嘱して、定期点検や非常時の操作を委託している。平成30年7月豪雨時には長期間となったため、建設課職員と交代での待機操作となった。

③ 歳出決算額

種別	金額 [円]	備考 [円]
樋門操作委託料	1,412,369	国庫支出金 1,193,500 県支出金 335,841 ※ 建設課職員による操作があるため歳入>歳出

(2) 河川維持事業（決算書P. 98）

① 事業の目的・内容

町が管理する普通河川の維持管理事業である。主な事業内容は、未改修河川や護岸の補修等である。

② 事業の成果と課題

町が管理する普通河川には、町道のような年間を通した緊急的な維持予算がなく、土砂等の堆積が発生した際は、その都度補正等行っているのが実情である。そのため、緊急的な対応が困難な状況である。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費 [円]		備 考
木坂川堆積土砂浚渫工事 外1件	河川維持	工事費	1,022,760	

(3) 河川改良事業（決算書P.98）

① 事業の目的内容

町が管理する普通河川の改良事業で主な事業内容は、護岸の改修等である。

② 事業の成果と課題

町が管理する普通河川の大部分は未改修河川であり、護岸改修等が必要な箇所が多い。しかしながら、整備が必要な箇所が多く十分に対応できていないのが実情で、砂防事業や災害復旧事業に頼っている状況である。平成30年度は、その中でも緊急性の高い河川2箇所の護岸等の修繕を行った。

その中でも平成30年度においては、経済対策も兼ねて2箇所ほど改修工事を実施した。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費 [円]		備考 [円]
杉谷川護岸修繕工事 外1件	河川改修	工事費	6,685,200	経済対策事業 起債額 6,100,000

7. 急傾斜地対策費

(1) 急傾斜地対策事業（決算書P.100）

• 急傾斜施設維持工事

① 事業の目的・内容

広島県西部建設事務所安芸太田支所が管理する急傾斜地施設の軽微な維持管理について、安芸太田町が広島県から権限の移譲を受けて行う事業である。

主な事業内容は、倒木などにより損傷した施設の復旧・施設に影響のある支障木の伐採、急傾斜施設排水路の修繕等である。

② 事業の成果と課題

平成30年度は、急傾斜施設排水路の維持・修繕及び施設内の支障木伐木などを行った。当該事業により、急傾斜施設の維持保全に寄与することができた。

③ 歳出決算額

工 事 名	工 種	事業費 [円]	備考 [円]
急傾斜施設維持	急傾斜維持	1,000,000	県支出金 1,000,000

• 負担金

① 事業の目的・内容

西部建設事務所安芸太田支所で執行された本町内の急傾斜地対策事業について、本町が当該事業の負担金を支出するものである。

② 歳出決算額

種 別	負担金[円]	事故繰越額[円] (H30→R1)	備 考 [円]
(繰越明許 H29→H30) 急傾斜地崩壊対策事業	3,180,000	2,820,000	負担率 1/20 鳥屋地区外 対象事業費 63,600,000 起債額 3,000,000

種 別	負担金[円]	繰越額[円] (H30→R1)	備 考 [円]
急傾斜地崩壊対策事業	149,000	3,300,000	負担率 1/20 筒賀松原地区外 対象事業費 2,980,000 起債額 100,000

8. 公共土木施設災害復旧費

(1) 公共土木施設災害復旧事業 (決算書P.112)

① 事業の目的・内容

平成 29 年災害の繰越事業分及び、平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した公共土木施設災害復旧事業である。

② 事業の成果と課題

平成 29 年発生災害の繰越分及び、平成 30 年発生災害の現年分の補助金を受け入れた。

5 箇所 (道路 3 箇所、河川 2 箇所) の災害復旧事業の調査および工事を行い、工事の一部を令和元年度に繰り越した。

③ 歳出決算額

工 事 名	事業費[円]		繰越額[円] (H30→R1)	備 考 [円]
(繰越明許 H29→H30) 町道虫木峠線道路災害 復旧工事外 2 件	工事費	15,743,560	-	災害復旧費負担金 補助率 66.7% 補助対象 17,096,520 補助金 11,403,000 起債額 4,200,000
町道川登勝草線道路災 害復旧工事外 4 件	工事費	16,387,000	38,613,000	災害復旧費負担金 補助率 66.7% 補助対象 16,387,000 補助金 10,930,000 起債額 5,400,000
町道川登勝草線外 2 件 道路災害復旧工事調査 業務委託等	委託費	7,666,164	0	災害復旧費負担金 補助率 50.0% 補助対象 3,721,000 補助金 1,860,000 起債額 4,100,000
計		39,796,724	38,613,000	

9. 農林水産施設災害復旧費

(1) 農地災害復旧事業（決算書P.114）

① 事業の目的

平成29年災害で被災した農地の復旧事業で、未竣工で補助事業対象外となり、平成30年度へ繰越した2箇所の災害復旧事業について、下記のとおり実施した。

② 歳出決算額

工事名	事業費 [円]		備考
(繰越明許 H29→H30) 追付郷農地災害復旧事業	工事費	831,600	
(繰越明許 H29→H30) 平見谷農地災害復旧事業	工事費	777,600	
計		1,609,200	

(2) 農業施設災害復旧事業（決算書P.114）

① 事業の目的

平成30年7月豪雨災害により被災した農業施設の災害復旧事業である。

② 歳出決算額

工事名	事業費[円]		繰越額[円] (H30→R1)	備考 [円]
農業用施設災害復旧 事業設計書作成業務	委託費	1,479,600	0	起債額 200,000
上殿上水路災害復旧 工事外2件	工事費	2,894,000	10,727,000	災害復旧費補助金 補助率 94.8% 補助対象 3,013,591 補助金 2,861,189 起債額 100,000
計		4,373,600	10,727,000	

(3) 林道施設災害復旧事業（決算書P.114）

① 事業の目的・内容

平成29年災害の繰越事業分及び、平成30年7月豪雨災害により被災した災害復旧事業である。

② 歳出決算額

事業名	事業費[円]		繰越額[円] (H30→R1)	備考 [円]
林道施設災害復旧事業測量設計業務	委託費	4,104,000	0	起債額 600,000
林道松原線災害復旧工事	工事費	0	1,620,000	
林道槇ヶ原渡畑線 災害復旧工事外2件	工事費	14,536,000	30,244,000	災害復旧費県補助金 補助率 94.3% 補助対象 14,536,000 補助金 13,706,000 起債額 700,000
(繰越明許 H29→H30) 林道長野峠線災害復旧 工事	工事費	2,114,640	-	災害復旧費県補助金 補助率 81.1% 補助対象 2,114,640 補助金 1,714,000 起債額 300,000
計		20,754,640	31,864,000	

10. 保健衛生費

(1) 合併処理浄化槽設置整備事業 (決算書P.78)

① 事業の目的・内容

下水道等集合処理整備区域外において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、小型合併処理浄化槽を設置する個人に対し、設置整備補助金を交付する。

平成24年度に10ヶ年の「生活排水処理基本計画」を策定した。これは個人設置型浄化槽への国庫補助である循環型社会形成推進交付金を受けるため、事業要綱に基づき作成する地域計画である。最終年度となる平成33年度における生活排水処理率88.4%、浄化槽整備区域における浄化槽設置人口75%を目標としている。

② 事業の成果と課題

平成30年度の合併浄化槽新規設置基数の内訳は、補助対象3基(加計地区、豪雪以外5人槽)と補助対象外2基となった。台帳精査により町内の浄化槽基数は次表のとおりとなる。

浄化槽設置基数 (補助対象外と単独浄化槽含む総基数)

種類	平成30年度末		
	新規設置基数	廃止基数	総基数
合併浄化槽	5	2	919
単独浄化槽	0	2	121
合計	5	4	1,040

集合処理されていない地区においては、この事業があることで水洗化が容易となり、定住促進につながっている。

浄化槽設置費以外に、宅内配管及び家屋の改修に多額の経費を要することから、後継者不在の高齢者世帯等においては、浄化槽の設置に消極的であるが、環境への負荷軽減を図るため、理解を得て浄化槽の普及促進を図る。

③ 歳出決算額

ア 小型浄化槽設置整備事業補助金 1,326,000 円 (442,000 円×3基)

事業費内訳

国費[円]	県費[円]	地方債[円]	一般財源[円]	事業費計[円]
110,000	221,000	700,000	295,000	1,326,000

イ 広島県地域振興対策協議会負担金 (浄化槽推進部会) 14,500 円

(2) 浄化槽維持管理費補助事業 (決算書P.78)

① 事業の目的・内容

下水道等集合処理区域外で、居住されている専用住宅 (主として居住を目的とする住宅 (店舗等を併設するものを含む) をいう) に設置された合併処理浄化槽に対して、補助を行う。

【浄化槽法定検査補助】 浄化槽法第 11 条で定められた法定検査受検率の向上を目的とし、法定検査手数料の補助を行う。

【浄化槽清掃補助】 平成 29 年度から始まった事業で、下水道料金と年 1 回の浄化槽清掃費用との差額について補助を行う。

② 事業の成果と課題

今後も、下水道等集合処理区域との格差是正を図り、浄化槽管理者の負担を軽減する為にも浄化槽維持管理費補助事業の継続が必要である。

【浄化槽法定検査補助 実施状況】

項目	基数[基]
効率化検査	593
ガイドライン検査	1
合計	594

【浄化槽清掃補助 実施状況】

項目	基数[基]
補助金交付	331
補助対象外	131
同意書未提出	34
不同意	6
清掃未実施	108
H31 交付予定	18
合計	628

③ 歳出決算額

浄化槽維持管理費補助事業補助金 9,262,000 円

事業費内訳

補助内容	項目	基数[基]	補助金[円]
法定検査補助	効率化検査	593	2,965,000
	ガイドライン検査	1	7,000
清掃補助		331	6,290,000
合計			9,262,000

○ 健康づくり課

1. 企画費

(1) まち・ひと・しごと創生事業（決算書 P. 58、再掲）

- あきおた地域応援ウォーキング事業

① 事業の目的・内容

運動習慣の少ない町民の生活習慣病予防及び介護予防の一つである。歩数計及び活動量計（リストバンド型）を活用して運動習慣づくりへの効果的な動機づけ（意識啓発）を行い、自ら健康に関する情報を収集し実践できる町民となる最初の一步を支援することを目的とする。楽しみながら健康づくり（主にウォーキング）に取り組むとともに、参加者全体での歩数目標達成により学校等へ図書カードを贈呈する仕組みとすることで地域貢献につなげ、運動継続意欲を高める。

② 事業の成果と課題

全国にも例を見ない「学校へ寄付する仕組み」実現のため、町オリジナルのシステム開発を行った。学校・町PTA連合会・町生涯学習課と連携して保護者等の働き盛り世代に参加を呼びかけ、231人の参加となった（目標200名）。アンケート結果から、56%が以前に比べ運動が身についたと回答し、普段から歩くことへの意識が25ポイントと大幅に改善し、運動習慣づくり支援の成果がみられた。

運動無関心層の一層の掘り起こしと、運動クラブ等へ繋げるなどの運動継続支援が今後の課題である。

③ 歳出決算額

システム提供業務（まち・ひと・しごと創生事業）	2,010,960円
-------------------------	------------

- 広島大学との連携による共同研究

① 事業の目的

当町の死因は男女とも心疾患が第2位である。そのため高齢期に向け、心理的要因に注目し、働き盛り世代の40～50歳代から精神的な健康の保持増進と循環器疾患の予防を行うことで、健康寿命の延伸を図る。

② 事業の成果と課題

子育て中の壮年期世代を対象に、ストレスマネジメント教室を実施した。次年度は更に対象を拡大するため職域連携のあり方を模索する。

③ 歳出決算額

広島大学共同研究委託料（まち・ひと・しごと創生事業）	375,840円
----------------------------	----------

2. 保健衛生費

(1) 保健衛生総務管理事業（決算書 P. 76）

- 地域包括ケアシステム推進事業

① 事業の目的・内容

平成27年に介護保険法の改正があり、地域住民との協働による地域での自主的な支え合い活動などが提唱されている。平成29年度に策定された第7期介護保険事業計画及び

高齢者福祉計画（安芸太田町地域包括ケア計画）に基づき、関係機関等と多職種連携・強化を図りながら、安芸太田町版の地域包括ケアシステムの推進を図り「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち あきおおた」の構築をめざす。

一方で医療を取り巻く環境は厳しく、医師が地域においてやりがいを感じながら医療活動を行うためには、行政・地域住民の理解・協力が不可欠である。そのため設立された住民組織「安芸太田町地域医療を守る会」と共に、安心して健康に生活できる地域を目指す。

② 事業の成果と課題

今後の高齢社会を乗り切る取り組みに向け、医療と福祉、介護のこれからの考えるシンポジウムを開催し、住民への広報及び啓発を図った。

高齢者等地域見守り活動では、ひろしま生協・町内4清掃業者との活動協定を締結した。

支援している安芸太田町地域医療を守る会においては、町との協働で活動を行っており、全国シンポジウムへの参加、病院の清掃事業等を実施した。

③ 歳出決算額

安芸太田町地域医療を守る会補助金 150,000 円

• 医師確保

① 事業の目的・内容

地域医療の確保に向け、医師配置調整や人材育成等の取り組みに対し支援する。

② 事業の成果と課題

住民の安全と安心を確保するために、地域医療体制の整備、安定した医師の確保が必要である。また、修道地区の医療機関休院もあり、町内のこれら地区の医療提供体制についての対策も課題である。

③ 歳出決算額

地域保健医療確保対策負担金（内科医2名分） 1,896,000 円

• 安芸太田ウォーキング大会、運動クラブ連絡協議会活動支援

① 事業の目的・内容

有酸素運動であるウォーキングの普及と健康のまちづくりを目指し、安芸太田ウォーキング大会を開催している。町内だけでなく町外からの参加者も多く、ウォーキングの普及とともに町の魅力を伝える場にもなっている。

健康運動の普及団体として支援している運動クラブ連絡協議会は、町内自主運動講座を組織として運営され、運動を中心とした健康づくりの自主活動を展開している。また、地域の安心・安全を守るための活動や、サロン等へのヘルスマイスターの派遣により、健康運動の普及・介護予防事業を行っている。

② 事業の成果と課題

12回目となるウォーキング大会は、台風で中止となった。今後、大会を開催するにあたっては、スタッフの高齢化もあり実行委員会のあり方や運営体制等見直しが必要である。また例年、町外参加者が8割を占める。町内参加者が増加するような工夫が必要である。

運動クラブ連絡協議会は、町内で13の自主運動クラブが活動している。町内だけでな

く町外での活動により「健康のまち」をPRする良い機会となっている。また、ヘルスマイスター（運動普及推進員）として集団健診会場での補助やサロンでの運動支援を行っている。しかし、高齢化が進み人数が減少しているクラブもあるため、健康運動の普及については今後も人材の確保が課題である。

③ 歳出決算額

安芸太田ウォーキング大会開催補助金	950,000 円
運動クラブ連絡協議会補助金	320,000 円

(2) 疾病予防事業（決算書P.76）

① 事業の目的・内容

予防接種法に基づき、感染予防、発病予防、症状の軽減及び病気のまん延防止等を目的として予防接種を実施している。

② 事業の成果と課題

乳幼児については、出生時・転入時に保健師が個別訪問し、接種券の交付、説明を行うことで接種勧奨を行った。就学児及び高齢者、未接種者については、定期接種の機会を逃さないよう、各事業での指導や個別通知による再勧奨を行い、接種率の向上に努めている。また、乳幼児期と比べ、就学前や小学生になってからの接種率が低くなっているため、接種時期に合わせた接種勧奨を継続して実施する必要がある。

予防接種関連及び感染症関連の国の情報について素早く情報提供や対応ができるよう県及び医師会と連携し、地域住民の健康・安全を確保する体制を強化する。

③ 歳出決算額（委託料）

予 防 接 種 名	接種人数[人]	委託料[円]
二種混合（ジフテリア・破傷風）	24	112,080
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）	87	974,400
不活化ポリオ	0	0
麻しん・風しん混合	53	553,420
日本脳炎	161	1,164,490
ヒブワクチン	81	691,740
小児用肺炎球菌	76	900,600
BCG（結核）	18	131,580
水痘	46	410,780
B型肝炎	51	326,400
子宮頸がん予防ワクチン（積極的勧奨差し控え中）	0	0
高齢者肺炎球菌	369	2,693,700
予診のみ	5	15,250
インフルエンザ（中学生以下）	334	1,068,480
インフルエンザ（65歳以上）	1,713	6,372,360
インフルエンザ（予診）	11	20,240
おたふくかぜ（任意）	9	60,300
合 計	3,038	15,495,820

(3) 母子保健事業（決算書P.76）

① 事業の目的・内容

妊産婦及び乳幼児とその保護者や家族に対し、必要に応じ育児相談・保健指導・集団教育等を行い地域住民の健康保持及び増進に努める。

乳幼児期の健康診査は、乳児期（前期・後期）・1歳6か月・2歳6か月・3歳児を対象に実施し、広島市立安佐市民病院小児科医の派遣を受け、疾病の早期発見・早期治療・早期療育につなげる。健診未受診者に対しては、個別訪問や再度健診受診勧奨を行うことで受診率の向上を図っている。

また、専門家による相談・指導を行うことで発育・発達の確認と育児不安を解消し、乳幼児の健やかな発育を支援する。

出生児・転入児は全戸訪問を実施し、安心して子育てができるように支援するとともに、町内2か所の子育て支援センターを利用し育児相談・妊婦相談等を実施している。

② 事業の成果と課題

平成30年度母子保健事業 実施状況

事業名	対象者	実施回数	対象者数	実施者数
乳幼児健康診査	生後4か月児	6回	20人	20人
	生後9か月児	6回	17人	17人
	生後1歳6か月	6回	30人	30人
	生後2歳6か月	6回	23人	22人
	3歳児（小児科・歯科）	3回	38人	35人
	3歳児（耳鼻咽喉科）	随時	43人	27人
妊婦健康診査	妊産婦	随時	25人	(延) 187人

妊娠期から顔の見える関係の構築を行い、子育ての悩みや不安をひとりで抱え込まないように各種事業を実施し、子どもが健やかに育つための支援や、子育てに関する知識を得る機会の増加を図った。

新規事業として「産前・産後サポート事業」を実施した。妊産婦等が抱える妊娠・出産、子育てに関する悩み等について、助産師の訪問による相談支援及び産後に必要な乳房管理や育児指導を広島県助産師会に委託して助産師が訪問するもので、延べ10回（6名）の利用があった。

平成30年度は安芸太田病院の管理栄養士のもと、離乳食教室や食育指導を実施し、授乳や離乳食に関する不安やトラブルに対して、母親等の気持ちに寄り添いながら適切な支援を行った。しかしながら、母子保健事業に限らず、健康寿命を延伸して元気な町づくりを実現するうえで、各ライフステージに応じた栄養指導や食生活指導を担う行政栄養士の配置について早急に取り組む必要がある。

また、発達障がいに対する相談や虐待等の事例については、各種機関との連携を通して課題の解決を図った。

今後も各事業を実施する中で、安心して子育てができる・子育てが楽しいと思える支援

を行うとともに、発達・発育に関する相談体制を確立する。

③ 歳出決算額

母子保健各種事業

3,643,461 円

(4) 住民検診事業（決算書P.76）

① 事業の目的・内容

健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、基本健診をはじめ、各種がん検診等を実施し、生活習慣病やがんの早期発見・早期治療に努めることを目的に事業を実施している。

集団健診（山ゆり健診）に加え、年間対応できる個別健診（人間ドック健診及び働き盛り応援健診、女性特有のがん検診費用助成）を実施し、受診率の向上を図っている。

また、集団健診では若年層から健診受診が習慣化するよう 20 歳から基本健診を受診できる体制を整えている。

② 事業の成果と課題

住民の効率的ながん対策のためには、予防や早期発見に重点的に取り組むことが必要である。これは、医療費適正化の観点からも全体の経費を圧縮することにもつながるため、引き続き、病気の正しい理解と受診の必要性を伝え、受診率の向上と健診を受けるという行動化への普及啓発に努める。

健診結果送付後には健診結果説明会を開催し、健診結果に対する適切な指導による重症化予防と早期受診勧奨を目的にフォローを行った。

平成 30 年度がん検診等受診者の概要

	基本健診	胃がん	肺がん	大腸がん	前立腺がん	子宮がん	乳がん
対象者数	4,942 人	4,942 人	4,942 人	4,942 人	2,254 人	3,063 人	2,688 人
集団健診	753 人	233 人	638 人	533 人	251 人	199 人	262 人
個別健診	197 人	165 人	197 人	197 人	109 人	15 人	13 人
合計	950 人	398 人	835 人	730 人	360 人	214 人	275 人
受診率	19.2%	8.1%	16.9%	14.8%	16.0%	7.0%	10.2%

※ 対象者数は地域保健・健康増進報告（平成 30 年度分）から算出

③ 歳出決算額（委託料）

12,611,933 円

内訳

山ゆり健診	9,586,189 円
人間ドック健診	2,365,724 円
働き盛り応援健診	141,030 円
個別がん検診（子宮がん検診）	20,490 円
歯周疾患検診（集団：20 歳以上）	212,000 円
歯周疾患検診（個別：40 歳、50 歳、60 歳、70 歳）	286,500 円

○ 福祉課 福祉事務所

1. 企画費

(1) まち・ひと・しごと創生事業（決算書 P. 58、再掲）

- 安芸太田町介護人材確保・育成支援事業

① 事業の目的・内容

町内の介護施設等における介護に従事する人材の確保と育成を図り、併せて施設入所者や介護サービス利用者の処遇向上を図ることを目的として、介護福祉施設への新規就労者や施設従事者の資格取得等に係る費用の一部等を助成する。

② 事業の成果と課題

地方創生推進交付金を活用し、町内介護施設への新規就労者に対し、就労準備に要する費用の一部を助成するとともに、介護福祉士等の資格取得に係る費用助成を行った。

介護従事者の確保・育成は、介護施設等の運営のみならず、介護保険制度を持続可能なものとするためにも必要不可欠であり、次年度についても、積極的に当該事業を推進していく。また、町内介護施設連絡会と連携しながら、新たに事業所や住民向けの介護人材育成に関する研修や広報活動を展開していく。

③ 歳出決算額 1,334,450 円

助成の概要（平成 30 年度）

区 分	事業所数	件数[件]	金額[円]
新規就労助成	3	4	1,200,000
資格取得時助成	1	2	128,000
その他の費用			6,450

2. 社会福祉費

(1) 社会福祉総務管理事業（決算書 P. 64）

- 原爆被爆者援護事務

① 事業の目的・内容

被爆者援護法に基づき、保健・医療及び福祉に関わる総合的な援護を行う。

② 事業の成果と課題

被爆者の高齢化に伴う死亡等により、手帳所持者数は年々減少している。

健康管理手当受給者は、原爆手帳所持者数と同じように減少傾向にあるが、医療特別手当や特別手当、保健手当の受給者には、ほぼ変動がない。

また、平成 25 年度から始まった「黒い雨体験者相談・支援事業」における巡回相談会を平成 30 年 10 月 25 日に川・森・文化交流センターで実施し、医師への相談等により対象者の健康不安の軽減等を図った（参加者：7 名）。

被爆者健康手帳等の状況（平成 30 年度）

項 目	新規申請件数	新規認定件数	喪失件数	総 数
被爆者健康手帳	11	0	26	283
健康診断受診者証	11	0	0	0
医療特別手当	0	0	0	6
特別手当	0	0	0	3
健康管理手当	0	0	26	254
保健手当	0	0	0	10

• 団体運営事業補助金

① 事業の目的・内容

社会的に弱い立場にある人やその家族が、交流や親睦等の活動を通じて社会参加を促すために組織された団体に対して運営の補助を行い、社会福祉事業の推進を図る。

② 事業の成果と課題

社会生活の中で孤立しがちな会員にとって、同じ境遇にある会員の存在は大きく、相互理解のもと、交流や親睦会などを通じた社会参加が促されている。

しかし、各種団体の会員は、高齢化の進行、多様化する価値観による会員の固定化などに伴い、年々減少傾向にあり、会の運営も困難な状況になってきている。

団体運営事業補助金の状況（平成 30 年度）

団 体 名	金額 [円]	会員数 [人] (H31. 3. 31 : 前年比)
安芸太田町原爆被害者の会	161, 000	205 (△42)
安芸太田町遺族会	89, 000	179 (△37)
安芸太田町母子寡婦福祉会	67, 000	37 (△ 5)
安芸太田町身体障害者福祉協会	215, 000	96 (△ 7)

(2) 地域福祉計画策定業務（決算書 P. 64）

① 事業の目的・内容

平成 29 年度からの継続課題となっている「第 2 期安芸太田町地域福祉計画」の策定を行った。

② 事業の成果と課題

介護保険などの公的サービスでは対応が難しい問題や、公的制度の狭間といわれる部分の生活課題が増えてきており、地域においてお互いを支え合う仕組みづくり・地域福祉の重要性はますます高まっている。

第 2 期計画の策定については、平成 29 年度に 2 回と本年度 3 回の策定委員会を開催し、改めて「自助」「共助」「公助」、そして「互助」の関係性を確認しながら、地域における助け合いや支え合いに係る基本目標を掲げ、各施策の方向性を打ち出した。

また、本町における成年後見制度の利用促進や、制度の運用に資する支援体制の構築をめざすことを目的として「安芸太田町成年後見制度利用促進計画」を新たに定め、第2期地域福祉計画の中に盛り込んだ。

今後は、地域福祉活動の推進をめざす町社会福祉協議会ともさらに連携し、本計画の実行に向けて取組を進めていく。

③ 歳出決算額 97,420 円

(3) 社会福祉協議会運営事業（決算書P.64）

① 事業の目的・内容

安芸太田町社会福祉協議会は、「地域福祉の増進を図ることを目的とする団体」であり、公共性・公益性の高い民間非営利団体として、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉事業従事者の人材育成など多岐にわたる事業を実施している。これらの取組を支援するために人件費に対する補助金を交付する。

また平成29年度から社会福祉協議会に対して補助金として交付していた5事業（①心配ごと相談所運営事業、②ふれあいサロン運営事業、③権利擁護サポート事業《かけはし》、④さんさんネット運営事業、⑤ボランティアセンター運営事業）分を一本化して、補助金事業の透明化を図っている。

② 事業の成果と課題

安芸太田町社会福祉協議会は、第4次地域福祉活動計画（5年計画：平成29年度～平成33年度）を策定した。本計画は、多種多様な視点から町が抱える課題を解決することを主眼におき、以下三点を目的とした内容になっている。

- ア 住民が主役の地域福祉活動を推進
- イ 暮らし続けられる福祉のまちづくりを推進
- ウ 町と両輪となり地域福祉を推進

地域や高齢者、障がい者、生活困窮者等の様々な問題を解決するため、福祉の推進を図る担い手として各種事業に取り組んでいる。しかし、法人運営等に関しては評価の基準を設けていないことから、各種事業における成果指標が設定できないという課題がある。

運営及び事業補助金等の状況

(単位：千円)

事業名	27年度	28年度	29年度	30年度
①法人運営	31,565	28,405	32,000	34,800
②権利擁護サポート事業	606	578		
③さんさんネット	1,215	1,200		
④ボランティアセンター運営事業	595	639		
⑤ふれあいサロン運営事業	1,325	1,285		
⑥心配ごと相談所運営事業	202	202		
計	35,508	32,309	32,000	34,800

(4) 老人福祉管理事業（決算書 P. 66）

• 高齢者生活支援移動活発化補助金事業

① 事業の目的・内容

高齢者の外出支援及び社会参画の促進、また福祉の増進を図るため『あなたく』の運行区域外において、一定の要件を満たす高齢者が外出する際に利用するタクシー運賃の一部（1枚500円：上限48枚）を助成する。

② 事業の成果と課題

登録者数も年々増加しており、高齢者の外出支援・社会参加の促進につながっていると考えるも、将来にむけた公共交通施策の在り方・取組が必要であることから、制度の改廃等も含めて公共交通担当課と連携しながら検討を行う必要がある。

高齢者生活支援移動活発化補助金の状況（平成30年度）

登録者数 [人]	事業者名	利用状況 [回]		補助金額 [円] (回数×@500)
		延利用回数	平均利用回数	
242	加計交通	3,137	12.96	1,568,500
	三段峡交通	490	2.02	245,000
	安野タクシー	80	0.33	40,000
	合計	3,707	15.32	1,853,500

※「平均利用回数」・・・延利用回数÷登録者数

(5) 在宅福祉事業（決算書 P. 66）

• 移送支援事業

① 事業の目的・内容

身体機能の低下により、公共交通機関等の利用が困難な高齢者及び重度の身体障がい者等に対し、車いす専用車両による移送支援サービスを行うことにより、当該利用者の社会参加の促進と、より豊かな在宅生活と福祉の向上を図る。

② 事業の成果と課題

車いすレベルの重度の障がい者や認知機能の低下により、公共の交通機関を利用できない人が年々増加し、福祉有償運送の必要性は益々高くなっている。

しかし、利用者のほとんどは、社会参加・福祉向上という本来の事業趣旨よりも通院手段の一つとして利用されている状況にあることから、事業本来の趣旨の啓発及び、より社会参加しやすい環境づくりを構築していく必要がある。

また、平成30年10月から、利用料金の改定（1kmあたり20円→30円）と新たに医療機関への受診や買物への同行等新サービス（サポート（介助）サービス事業）を開始した。

移送支援事業の利用状況（平成30年度）

項目	実績	備考
利用者実人数[人]	90	
延利用日数[日]	585	
輸送回数[回]	1,138	
輸送距離[km]	8,130	
走行距離[km]	9,764.5	・10km以上 5,082km ・10km未満 4,682.5km

③ 歳出決算額 4,005,375 円 (委託料)

• あんしん電話設置事業

① 事業の目的・内容

緊急通報電話を整備することにより、一人暮らし高齢者及び重度身体障がい者の不安を解消するとともに、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者及び障がい者の福祉の推進に資することを目的とする。

② 事業の成果と課題

昨年度の課題であった、利用者の入所や入院等によって空き家に放置されていた機器の回収は、民生委員や利用者親族の協力により、全てを回収した。また、2年以上貸与契約を結んでいる利用者全てを訪問し、再度、制度の周知徹底を図った。

利用者は基本的に高齢者が多いため、今後とも利用者本人だけでなく親族や協力者にも制度の周知を図り、不要な長期設置を防いでいく。また、本事業に係る委託料やサービス内容の改善、さらには利用者負担の有無等について見直す方向で取り組んでいく。

③ 歳出決算額 2,771,496 円 (運営委託料)

あんしん電話の状況 (平成 30 年度)

(単位：台)

29 年度末登録台数	新規登録	撤 去	30 年度末登録台数
126	19	31	114

• シニアクラブ連合会運営費補助

① 事業の目的・内容

シニアクラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的な団体であり、少子高齢化が進む本町にとって明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に大きな役割を担っている。本事業はシニアクラブが取り組んでいる諸活動の増進を目的としている。

② 事業の成果と課題

町シニアクラブ連合会には、文化部・厚生部・体育部・交通安全部・女性部の5つの部があり、各種研修会をはじめ健康づくりのためのスポーツ活動や交通安全街頭指導等を行っている。

町村合併当時は49クラブ、会員数2,259人であったが、平成30年度末においては31クラブ、会員数943人となり、クラブ数・会員数とも年々減少している。会員の加入促進を図るためにも、高齢者の豊かな経験を活かした活動を実施することを通じて、生きがいの持てる魅力ある組織づくりが重要となっている。

③ 歳出決算額 2,430,000 円 (補助金)

(6) 高齢者福祉推進事業 (決算書 P. 66)

• シルバー人材センター

① 事業の目的・内容

定年退職者等が高齢者の知識・経験・能力を活かした臨時的・短期的な就業機会を提供

することを通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉向上・活性化を図る事業運営に対し、国庫補助と同額の補助金を交付する。

② 事業の成果と課題

高齢化社会を迎え、現役を退いた方々の生きがい対策や社会貢献の場としての使命を果たしているが、より成果を上げるため、会員の増強（特に女性会員並びに未加入地域への声掛けなど）や就業機会の開拓及び拡大に向けて努力しているものの、会員数及び受注金額も伸び悩んでいるのが現状である。

今後も会員及び就業機会の確保に努めるものとされているが、継続雇用や定年制の延長等により、ますます困難な状況が予想される。

厳しいセンター運営の状況が続く中、町の運営費補助はシルバー人材センターに対する重要な支援策となっている。また、当該シルバー人材センターに対する国庫補助金額は、本町からの補助金額と同額となることもあり、シルバー人材センターにおける事業の充実と見直しを図っていく必要がある。

③ 歳出決算額 5,710,000 円

シルバー人材センターの状況

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
会員数	122人	123人	131人	124人	125人
就業率	86.1%	82.9%	81.6%	83.8%	85.6%
就業実人員	105人	102人	107人	104人	107人
受託件数	830件	883件	934件	932件	882件
就業延人員	6,096人	5,821人	5,983人	5,528人	4,529人

(7) 老人ホーム措置事業（決算書P.66）

① 事業の目的・内容

養護老人ホームは、原則65歳以上の高齢者で、環境上の理由と経済的な理由で居宅での生活が困難な人に対し、心身の健康保持及び生活の安定を目的とし、必要な措置を講じていく施設である。また、虐待等の理由から、緊急避難を目的として短期間を目処に措置する場合もある。

② 事業の成果と課題

平成30年度において、新規入所者及び退所者は無かった。今後は、高齢化率の上昇や単身高齢者世帯の増加に併せ、措置者も微増していくと予想される。

また、国庫及び県費補助金等の措置がないため、措置者の増加に伴い、一般財源も増加するものと考えられる。

老人ホーム措置の状況（平成30年度）

区分	人数	金額[円]	備考
入所措置者	6	12,963,777	県内外 6施設
入所者負担金	6	2,814,400	負担金なし 1人

(8) 地域密着型サービス運営委員会事業（決算書P.66）

① 事業の目的・内容

運営委員会を開催し、地域密着型サービス事業所の指定や基準・介護報酬の設定に関すること、また、サービスの質の確保や運営評価等について協議する。

② 事業の成果と課題

本年度は2度の運営委員会を開催し、所在する地域密着型サービス事業所2事業所の更新指定を行った。また、次期介護保険事業計画に反映されるよう、地域密着型サービスの必要性・方向性について継続して検討していくこととした。

③ 歳出決算額 28,040円

地域密着型サービス事業所指定の状況（平成30年度）

種類	事業所の名称	指定開始日	指定期限日
小規模多機能型 居宅介護	安芸太田町社協小規模多機能型 居宅介護事業所ふれあい	平成28.4.1	令和4.3.31
小規模多機能型 居宅介護	安芸太田町社協小規模多機能型 居宅介護事業所ひまわり	平成31.3.1	令和7.2.28
認知症対応型共同生 活介護	グループホームなごみの里	平成31.1.1	令和6.12.31
介護予防認知症対応 型共同生活介護	グループホームなごみの里	平成28.4.1	令和4.3.31

(9) 特別障害者手当等給付事業（決算書P.68）

① 事業の目的・内容

在宅における日常生活の負担の軽減を図るため、次のとおり手当を支給する。

ア 特別障害者手当

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者

イ 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者

ウ （経過的）福祉手当

20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者

② 事業の成果と課題

平成30年1月26日付けで平成29年全国消費者物価指数の実績値(対前年比が0.5%)が公表され、平成30年4月に各種手当額の改定が行われた。

入所又は長期入院に至った場合（特別障害者手当のみ）は手当の支給停止となるため、手当支給該当者の現状把握等に注意が必要である。

特別障害者手当等給付の状況（平成 30 年度）

区 分	受給者数	支出内訳	支出額[円]
特別障害者手当	6	@26,810 円×延 12 人 +@26,940 円×延 57 人	1,857,300
障害児福祉手当	2	@14,580 円×延 4 人 +@14,650 円×延 20 人	351,320
(経過的) 福祉手当	1	@14,580 円×延 2 人 +@14,650 円×延 10 人	175,660
合 計	9		2,384,280

(10) 障害者自立支援対策事業（決算書 P. 68）

① 事業の目的・内容

身体、知的、精神（発達も含む）に障がいのある人及び難病を持つ人々に対し、手帳の交付や用具の給付、障がい福祉サービス等を提供することなど、地域社会における共生の実現に向けて日常生活の便宜を図るとともに、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常及び社会生活を営むことができるよう、総合的に支援を行う。

② 事業の成果と課題

平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間とした「第 5 期安芸太田町障害者計画・障害福祉計画」、「第 1 期障害児福祉計画」に基づき、本町の現状・課題を踏まえて障がい者（児）の施策を進めた。

この計画では、「地域で安心して暮らせる生活の基盤づくり」を目標に掲げ、前期計画からの課題も含め、総合的に適切な支援を行うための専門的な窓口設置など相談支援体制の確保等を重点課題としているが、受託事業者の確保に課題があり、未だに基幹型の相談支援事業所が設置出来ていない。障がい者に併せて障がい児の計画相談も行える事業所の開設を、事業者と連携して行っていく必要がある。

また、障がいのある人が地域で自立した生活が営めるよう、多様な就労の場を確保する取組の一つとして、平成 30 年 4 月に、就労継続支援 A 型事業所を開設することが出来た。今後とも、既に町内にある就労継続支援 B 型事業所も含め、共に利用推進と利用者の希望に沿った就労支援におけるサービス提供を行っていく。

ア 障害者手帳

身体障害者手帳事務は、平成 20 年に広島県から権限委譲され、現在は町で申請受付、認定及び交付の事務処理を行っている。ただし申請にかかる診断書を発行できる指定医師（身体障害者福祉法 15 条）は、広島県が指定を行う。

また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の認定は広島県が行っており、町は申請の受付及び手帳交付事務が主な業務である。

身体障害者手帳の所持者は年々減少しており、死亡等による手帳返還者数が新規取得者数を上回っている。平成 30 年度時点で、身体障害者手帳を所持している高齢者率は 88%にのぼることから、手帳の所持者数は今後も減少していくと予想される。

療育手帳の所持者数及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、新規取得はあるもの

の、ほぼ横ばいとなっている。

平成20年に本町が作成・発行した「障がい者福祉サービスの手引き」は、これまで制度改正などの該当箇所を修正しながらお渡ししていたが、現行制度に対応したものに更新し、障害者手帳を所持している全員へ配布した。

手帳所持者数（平成30年度）

（単位：件）

区 分	新規認定	更新認定	変更認定	資格喪失	総数[人]
身体障害者手帳	16	6	2	38	470
療育手帳	1	4	0	0	67
精神障害者保健福祉手帳	3	19	0	5	63

イ 障害者自立支援認定審査会

審査会 開催回数 5回 審査件数 22件

認定状況（平成30年度）

（単位：件）

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
新規申請	0	1	0	0	1	0	2
更新申請	0	7	1	2	2	7	19
区分変更申請	0	0	0	0	1	0	1
合 計	0	8	1	2	4	7	22

ウ 障がい者相談事業

相談支援専門員による「お陽さま相談」を年5回実施し、相談支援体制の充実を図った。一般相談については健康づくり課、福祉課を窓口として対応している。

お陽さま相談（平成30年度）

（単位：件）

件 数	(内 訳)			研修・学習会
	個別相談	認定こども園・保育所訪問		
	保護者・本人	保護者面談	スタッフ支援	
15	11	1	1	2

一般相談（平成30年度）

（単位：件）

項 目	件 数	項 目	件 数
訪問相談	63	電子メール	0
来所相談	69	個別支援会議	9
同行訪問	6	関係機関協議	26
電話相談	44		

エ 計画相談支援

障がい福祉サービス等利用計画作成状況 (平成31年3月末現在)

障害者総合支援法分			児童福祉法分		
障がい福祉サービス受給者数	計画作成済人数	達成率 [%]	障がい児通所支援受給者数	計画作成済人数	達成率 [%]
73	73 (14)	100.0	2	2 (1)	100.0

※ () 内は、セルフプラン対応人数

オ 障がい者サービス給付事業

項 目		件数 [件]	金額 [円]
介護給付	居宅介護	112	4,124,612
	療養介護	72	18,735,110
	療養介護 医療費	72	10,501,754
	障害児施設医療費	12	233,040
	生活介護	318	63,498,297
	短期入所	40	3,655,972
	施設入所支援	223	25,639,224
	基準該当生活介護	86	4,950,480
訓練等給付	共同生活援助	96	8,354,137
	就労継続支援A型	76	7,481,356
	就労継続支援B型	208	21,810,168
	基準該当自立訓練 (機能訓練)	10	458,457
	基準該当自立訓練 (生活訓練)	2	27,685
特定障害者特別給付費		293	3,376,189
高額障害福祉サービス費		98	604,064
サービス計画作成費		123	1,782,349
補装具費		16	2,524,200
更生医療		47	410,138
育成医療		3	85,981
障害児通所給付費		13	368,308
地域生活支援事業	移動支援	18	216,010
	日常生活用具給付等	132	1,549,610
合 計		2,070	180,387,141

※件数は年間の延件数

3. 児童福祉費

(1) 児童扶養手当給付事業（決算書P.72）

① 事業の目的・内容

母子及び父子家庭の経済的安定と自立の促進を通して、児童の福祉の増進を図ることを目的として事業を実施する。

ただし、手当の支給にあたっては、所得による支給制限があり、手当を請求する人（父母又は養育者）もしくは、扶養義務者の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当の全部又は一部を支給しない。

② 事業の成果と課題

平成22年度からは父子家庭への支給が開始されるなど、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ってきている。

増加傾向にあるひとり親家庭が、安心して子育てと仕事との両立ができるよう、事業を実施していく必要がある（現在も、母子父子自立支援員により転職等就業相談にも応じており、対象全世帯が就業中である）。

平成30年度受給世帯（平成31年3月末現在）（単位：世帯）

対象世帯	支給世帯	全部停止世帯
34	30	4

平成30年度給付額

区分	延月人数[人]	支出額[円]
全部支給	163（うち、父子24）	6,915,950
一部支給	191（うち、父子16）	5,848,190
加算	第2子加算	123（うち、父子12）
	第3子以降加算	36（うち、父子0）
合計	—	14,095,260

(2) 母子自立支援員設置事業（決算書P.72）

① 事業の目的・内容

母子家庭並びに父子家庭や寡婦の福祉に関して、実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行うことを目的として専門員を設置し事業を実施する。

② 事業の成果と課題

全体的に相談件数が減少している。これは、他法・他施策への円滑な移行、かつ速やかな指導等により相談ごとが解決しているためであると考えられる。

今後もひとり親家庭の増加が見込まれることから、母子父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

母子自立支援員設置事業の状況（平成30年度）（単位：世帯）

区分	前年度からの繰越及び新規	解決件数	翌年度への繰越	相談回数
母子家庭・寡婦				
生活一般	78	56	22	314
児童	38	30	8	146
経済的支援	39	34	5	97
生活支援施設	3	3	0	7
計	158	123	35	564
父子家庭				
生活一般	20	12	9	72
児童	8	3	5	31
経済的支援	6	4	2	20
計	34	19	16	123

4. 生活保護費

(1) 生活保護費給付事業（決算書P.74）

① 事業の目的・内容

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けることを目的として事業を実施する。

② 事業の成果と課題

生活保護業務においては、年度当初に「生活保護実施計画書」を策定し、世帯訪問等、実施上の基本方針を中心に保護の適正化を図った。

被保護世帯タイプの現状は、平成31年3月末において、高齢世帯が15世帯、傷病・障がい世帯は6世帯であり、精神疾患等による長期入院や、慢性疾患による長期的通院を要する被保護者が大半である。

事業の執行にあたっては、経済的な給付に加え、被保護者の抱える多様な課題や対応が困難な事例に対応できるよう、査察指導員（現業員への指導助言者）並びに現業員（ケースワーカー）の資質向上をはじめ、他法・他施策の利活用等福祉事務所としての組織的な対応が必要である。しかし、専門性の高い業務であるため、有資格者（社会福祉主事）の計画的な育成が引き続きの課題である。

保護の適正化においては、法第63条費用返還や第78条費用徴収を適用する場合がある。平成30年度に発生した返還金等は、4件（270,590円）であった。

また、被保護者全世帯に対しては、法第61条（届出の義務）に基づき、収入申告及び資産申告の徹底と実態調査の強化を図った。

被保護世帯数の7割以上が単身高齢者の世帯であるため、今後において居宅での生活が営めなくなった場合の居住地（施設等）の確保が緊急の課題である。

ア 生活保護世帯数

相談件数及び開始・廃止

内 容		件 数	備 考
相 談 (うち申請)		15 (5)	
結 果 申 請 の	保 護 開 始	4	4世帯(6人)
	申 請 却 下	1	理由:資産活用が可能
	申 請 辞 退	0	
保 護 廃 止		6	6世帯(8人)

平成29年度においては7世帯(9人)の保護廃止であったが、平成30年度は6世帯(8人)が保護廃止となった。廃止の理由としては、次のとおりである。

生活保護の廃止理由

理 由	廃止世帯(人数)
世帯収入の増加(就労収入)	1(3)
死亡	3(3)
保護の辞退	1(1)
その他の理由	1(1)

一方、保護開始は4世帯(6人)あった。

平成30年度までの生活保護の実施動向は、下表のとおりである。

生活保護の実施動向

年 月	世帯数	人 数	保護率(%)
平成27年3月	23	26	3.77
平成28年3月	23	25	3.69
平成29年3月	26	28	4.24
平成30年3月	23	23	3.61
平成31年3月	21	21	3.37

(% (パーミル) = 1,000人当たりの被保護者数)

イ 給付費

平成30年度の全扶助費額は、前年比(平成29年度)で、生活扶助費で4.6%、住宅扶助費で9.7%、医療扶助費で3.7%の減額となったが、介護扶助費で166.0%、葬祭扶助費で100.0%の増額となった。

今後は被保護者の高齢化に伴い、医療扶助及び介護扶助の大幅な増加が見込まれる。

給付費の内訳（平成30年度）

区 分	延件数	金額 [円]
生活扶助	271	7,705,998
住宅扶助	137	2,008,872
教育扶助	0	0
介護扶助	106	818,095
医療扶助	605	33,191,957
出産扶助	0	0
生業扶助	0	0
葬祭扶助	2	206,754
保護施設事務費及び委託事務費	0	0
合 計	1,121	43,931,676

ウ 費用返還

区 分	件 数	金額[円]
介護扶助費償還分	0	0
法第63条費用返還（過年度分含む）	4	288,590
法第78条費用徴収	0	0
法第78条費用徴収（過年度）	0	0
その他	0	0
合 計	4	288,590

※ 法第63条…資力があることを認識しながら扶助費を支給する場合の事後調整

※ 法第78条…被保護者の作為又は不作為による不当な扶助費が支給された場合

○ 議会事務局

1. 議会費

(1) 議会運営事業（決算書P.48）

① 事業の目的・内容

議会活動の推進

② 事業の成果と課題

6月6日、国道191号で発生したがけ崩れによる死亡事故を受け、防災・減災への対応が急務であることから、6月15日に「災害対策特別委員会」を設置し、直面する課題研究にあたるとともに、県、国に対し、安全対策の整備を求める緊急要望を行った。

議会の広聴活動として12月19日、「議会と町民との懇話会」を役場大集会室で開催した。約80名の参加者の中、持続可能な地域社会総合研究所所長の藤山浩氏による基調講演に続き、『次世代に遺す安芸太田町』をテーマとして、地域おこし協力隊員、集落支援員、議会議員、併せて7名のパネラーと、会場の参加者により、活発な意見交換を行った。

「議会改革調査特別委員会」では、29項目について議員間討議を重ね、議員報酬、政務活動費等のあり方についても協議を行ってきた結果、政務活動費の交付に関する条例案を議員発議により提出し、可決された。これにより、令和元年度から議員に対し政務活動費が交付されることになった。

議員視察研修を県内1回、県外2回実施し、議会の活性化に資した。

本会議の開催は、定例会4回、臨時会3回の招集がなされ、会期日数43日間で審議、93議案が議決された。

上程された案件数

案 件	件数[件]	案 件	件数[件]
条例（制定、一部改正）	19	専決処分の承認	3
予算（当初予算、補正予算）	34	報告（繰越明許費等）	3
決算認定（平成29年度会計決算）	2	その他 （契約、指定管理者指定等）	26
人事の同意	1		

意見書の提出	3	請願・陳情	14
--------	---	-------	----

会期中及び会期外における各委員会の開催状況は次のとおりである。

委員会名	回数	委員会名	回数等
議会運営委員会	14回	適正な行政事務確保調査特別委員会	1回
総務常任委員会	10回		
産業建設常任委員会	7回	災害対策特別委員会	2回
議会改革調査特別委員会	8回	決算審査特別委員会	4日間
地方創生調査特別委員会	6回	予算審査特別委員会	5日間
議会広報広聴調査特別委員会	29回		

③ 歳出決算額

議会運営事業	54,960,783円
（内訳） 報酬、手当、共済費	50,254,186円
その他	4,706,597円

○ 監査委員

1. 監査委員費

(1) 監査委員事務局運営事業（決算書 P. 62）

① 事業の目的・内容

監査業務の実施（代表監査委員 1 名・議会選出監査委員 1 名）。

公正で合理的かつ能率的な町行政の運営を確保するため、違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて実施し、町行財政の適法性、効率性、有用性の確保に資した。

② 事業の成果と課題

役場及び病院事業の「例月出納検査」を実施し、現金、預金と諸帳簿の確認を行うとともに、執行された事務事業について聞き取りを行い、不備が認められた事項については適正な処理とするよう是正を求めた。

以下、下記一覧の監査業務を計画実施した。

決算審査においては、両支所、保健・医療・福祉統括センター、商工観光課、教育委員会等の現地訪問を行い、現場における実情把握も同時に行った。

一般会計及び各特別会計の例月出納検査	12 回
病院事業会計の例月出納検査	12 回
決算審査	10 日
基金運用状況審査	1 日
財政健全化法による監査	1 日
補助団体等の監査	1 日
決算審査特別委員会（議会）	1 日

③ 歳出決算額

監査委員運営事業 757,970 円（報酬、旅費、その他）

○ 教育委員会 学校教育課

1. 学校の概要及び教育施策

小学校は、児童数 202 名で平成 29 年度と比べて 1 名減、学級数は 2 減（通常学級 1 減、特別支援学級 1 減）であった。

中学校は、全体では生徒数 113 名で 6 名の減であった。

広島県教育委員会「『学びの変革』パイロット校事業」の全県展開を推進するため、「町学びの変革推進協議会」を設置し、町内での「主体的、対話的で深い学び」の実現を目指した取組を行っている。これにより、これまで積み上げてきた協調学習の授業実践をすべての学校でできる状況となった。教職員の指導力向上にもつながっている。

本町が日本技術士会中国本部と提携して主催する「安芸太田町科学アカデミー（次世代科学者育成プログラム）」は、6 年目となった。例年の科学工作に加え、広島呉高専の先生や生徒の協力により、新学習指導要領にあるプログラミング教室を行い、参加した児童生徒の興味関心をさらに高めることができた。

小学校 6 年と中学校 3 年を対象とした「全国学力・学習状況調査」では、小学校は全国平均を上回ったが、中学校では一部教科において全国平均を下回った。各校では改善計画を策定し、指導主事等学校へ出向いて実施方法も検討しながら学力向上に取り組んでいる。

外国語活動については、外国語指導助手（ALT）は 2 名体制で引き続き活動し、加えて新たに外国語教育推進員を配置し、外国語指導助手と各学校の連携を高め、小学校や幼稚園の外国語活動、中学校では外国語科（英語）の指導をさらに充実させた。また、平成 29 年度に引き続いて英語検定料補助事業を行い、中学生の英語力向上に努めた。

学校教育環境整備では、これまで使用していた児童生徒用パソコンの更新推奨時期を経過していたため、新学習指導要領を視野に入れ教師用と生徒用をタブレット機器に更新した。パソコン教室以外に教室でも使用できるよう無線 LAN 環境や大型提示装置なども整え、授業の質の向上と子どもの学習意欲の向上につながる整備となった。

(1) 学校別児童・生徒数及び教職員数（平成30年5月1日現在）

小学校

(単位：人)

	加計	筒賀	上殿	戸河内	合計
学級数	8(2)	4	4(1)	4	20(3)
1年生	16	7	4	7	34
2年生	18	8	3	7	36
3年生	14	7	7	5	33
4年生	21	5	4	3	33
5年生	19	5	3	7	34
6年生	16	4	5	7	32
計	104	36	26	36	202
学校長	1	1	1	1	4
教頭	1	1	1	1	4
教諭	11	4	3	4	22
養護教諭	1	1	1	1	4
事務職員	1	1	1	1	4
栄養教諭	0	1	0	0	1
計	15	9	7	8	39

※学級数の（ ）は、うち特別支援学級数。

※教職員数 教諭は、本務者の数。

中学校

(単位：人)

区分	加計	安芸太田	合計
学級数	4(1)	5(2)	9(3)
1年生	21	10	31
2年生	24	13	37
3年生	22	23	45
計	67	46	113
学校長	1	1	2
教頭	1	1	2
教諭	9	10	19
養護教諭	1	1	2
事務職員	1	1	2
計	13	14	27

※学級数の（ ）は、特別支援学級数。

2. 教育委員会費

(1) 教育委員会運営事業（決算書P.102）

① 安芸太田町教育委員等

教育長：二見吉康

教育委員：清胤祐子・河野義文・池野博文・河本千絵

② 教育委員会議の開催状況

12回

日 時	主な協議事項	出席委員
4月23日	安芸太田町立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について 安芸太田町職員旧姓使用取扱要綱の制定について 安芸太田町社会教育委員の委嘱について	5
5月16日	安芸太田町歴史民俗資料館条例の一部改正について 安芸太田町歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正について	4
6月18日	安芸太田町学校運営協議会委員の委嘱について 安芸太田町学校関係職員定期健康診断実施要領について 安芸太田町社会教育委員の委嘱について 安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について 安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱について	5
7月18日	安芸太田町立学校職員衛生管理要綱の一部改正について	5
8月27日	安芸太田町新入学児童・生徒学用品費支給要綱の制定について 安芸太田町就学援助費支給要綱の一部改正について 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について 平成31年度使用中学校教科用図書の採択について 著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について	5
9月27日	学力調査結果について	5
10月22日	安芸太田町社会教育委員の委嘱について 安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について 安芸太田町立図書館協議会委員の任命について 安芸太田町文化財保護審議会委員の任命について 安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱について	5
11月22日	学校教職員人事異動について	5
12月18日	県費負担教職員の任免その他の進退の内申について	5
1月22日	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価報告について 学校における働き方改革取組方針（平成30年度～平成32年度） 運動部活動の方針	5

日 時	主な協議事項	出席委員
2月20日	安芸太田町立安芸太田中学校寄宿舎居住費徴収条例廃止案を定例議会で上程することについて 安芸太田町立安芸太田中学校寄宿舎管理等に関する規則の廃止について 安芸太田町立小・中学校施設及び設備使用規定の一部改正について 安芸太田町立安芸太田中学校寄宿舎居住費の減免に関する事務処理要領の廃止について 安芸太田町奨学金貸付基金条例施行規則の一部改正について	5
3月14日	安芸太田町教育委員会事務局組織規則の一部改正について 安芸太田町教育委員会決裁規定の一部改正について 安芸太田町教育委員会懲戒処分等審査委員会設置要綱の一部改正について 県費負担教職員の任免その他の進退の内申について	5

③ 学校訪問・研究公開訪問

平成30年6月19日 戸河内幼稚園・戸河内小学校・上殿小学校

平成30年6月22日 加計小学校・加計中学校

平成30年6月26日 筒賀小学校・安芸太田中学校

3. 事務局費

(1) 教育委員会事務局運営事業（決算書P.102）

• A L T（外国語指導助手）活用事業

① 事業の目的・内容

A L TはJ E Tプログラムによる2名に加え、新たに配置した外国語教育推進員により、3名体制となった。A L Tは全小中学校へ毎週（小学校週2回、中学校週2回）訪問し、児童・生徒の英語による実践的コミュニケーション能力の育成と国際理解を深めた。

また、幼稚園や町内各こども園や保育所へ毎月訪問し、就学前教育の充実を図った。

② 事業の成果と課題

J E Tプログラムにより8月に1名のA L Tを新たに迎え、新しいA L Tが新生活や学校生活へ早期に順応できるよう努めた。また外国語教育推進員の配置により各学校との連携をより深めることができ、お互いに授業におけるA L Tの役割を理解し、新指導要領への対応に向け、体系的なカリキュラムを作成することができた。

外国語教育推進員により幼稚園は毎週1回、町内保育所及びこども園には月2回と訪問回数を増やし、ゲームや歌あそびをして過ごすことで、英語や多文化に慣れ親しむ機会を持たせることができた。

小学校においては「外国語活動」の充実と、コミュニケーション力の育成を図るとともに、新学習指導要領による英語の教科化へ向けた各学校の授業の取組みを補助した。

また、授業の中で折に触れてA L Tの自国の文化を紹介する時間や、本の読み聞かせの時間をとり、児童に他国の文化への興味を持たせることができた。

中学校においては英語科の授業のほか、休憩時間や他の活動時にも声をかけ、生徒の意

欲や力を伸ばすことができた。また、月ごとにALTの自国の文化や生活について紹介するポスターを作成し、学校の掲示板へ掲示することで生徒の興味や国際理解を深めることができた。

英語暗唱大会においては、出場する生徒のサポートを熱心に行い、平成30年度も芸北地区の英語暗唱大会で入賞し、1年生と2年生の生徒が県大会に出場することができた。

今後は令和2年度からの小学校における英語の教科化と新学習指導要領に対応するため、更なる英語教育の充実へ向け有効なALTの活用について検討していく必要がある。

また、就学前の教育について更なる充実を図る。

③ 歳出決算額（ALT報酬・費用弁償・負担金） 7,394,145円

● 学校ICT整備事業（決算書P.104）

① 事業の目的・内容

これまで使用していた児童生徒用パソコンの更新推奨時期を経過しており、新学習指導要領における新しい学びの実現として、教師用及び児童生徒用のパソコンをタブレット機器に更新した。これに対応するため、学校内の無線LAN環境や大型提示装置なども整備し、容易に授業で活用できる環境となった。

② 事業の成果と課題

タブレット機器にしたことにより、教材の視覚的な提示が容易になった。また、児童生徒1人1台若しくはグループで用いることで、教師と児童生徒の双方向型の授業ができるため児童生徒の考えの見える化が可能となり、学習指導に役立っている。1学校1クラス最大人数分の整備のため、各学校とも有効活用できるよう使用する学年の計画表を作成するなど工夫している。今後は、近い将来に向け文部科学省の示す教育の情報化による1人1台可動式PC整備の導入に向けた整備の内容検討・計画が必要となる。

③ 金額

ア 学校ICT機器等整備（構築・備品含む） 53,457,840円

イ その他教育系管理費用

区 分	金 額	備 考
回線使用料	430,224円	インターネット、プロバイダーほか
システム保守	1,972,728円	サーバー・ネットワーク保守 ウェブ会議システムほか
機器賃借料	2,605,365円	サーバー

(2) 奨学金貸付基金運営事業（決算書P.104）

① 事業の目的・内容

高等学校、専門学校及び大学に進学を希望するが、経済的な理由から修学が困難な者に対して奨学金を貸し付ける。

平成30年度の新規貸付者は、大学2人であった。

奨学基金会計の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

収支の状況

収入の部		支出の部	
費目	金額 [円]	費目	金額 [円]
返還金	6,642,375	貸付金	6,144,000
前年度繰越金	41,404,003	次年度へ繰越	41,956,484
寄附金	0		
利子	54,106		
計	48,100,484	計	48,100,484

貸付状況

区分	貸付者数[人]			貸付額 [円]
	大・専	高	計	
30年度新規貸付	2	0	2	960,000
在学貸付中の者	10	2	12	5,184,000
計	12	2	14	6,144,000

奨学基金総額

区分	金額 [円]
貸付金	50,916,375
現金	41,956,484
計	92,872,859

② 事業の成果と課題

進学希望者を経済的に支援することができた。貸付希望については年度によって人数のバラツキがあるものの、現在は収支バランスが保たれている。しかし、今後希望者が急増すれば、基金の不足が予測される。

返還事務のシステム導入については今後の検討課題である。

(3) 連携教育推進事業（決算書P.104）

• 連携教育推進事業

① 事業の目的・内容

小学校又は中学校間及び中学校区ごとの小小連携や小中連携といった児童・生徒・教職員を含めた学校間の交流、教育振興を目的とする。

② 事業の成果と課題

本町で進める連携教育の目的達成のためにキャンプ、社会見学、合宿といった合同教育への講師謝礼や児童生徒の移動等に予算を充て、より効率的な推進を図った。

小学校間連携では、安芸太田中校区で集合学習を実施し、協調学習を積極的に実践するとともに、小学校間の人間関係づくりなどを推進した。

加計高校との連携教育では、高校生と中3の合同合宿を実施した。中1ギャップのみならず、高1ギャップの解消、進路決定に効果的であった。

また、新しい学びプロジェクト事業（市町と東京大学による協調学習研究連携）に町内小中学校の推進教職員が参加し、協調学習を主とした授業力向上を推進した。

• 人権教育研究推進事業（決算書P.104）

① 事業の目的・内容

国の委託を受けた広島県教育委員会が、人権教育の総合的な取組により、人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図るものである。本事業は3年間継続して行うものであり、本町では安芸太田中学校区（安芸太田中学校・筒賀小学校・上殿小学校・戸河内小学校）を指定地域として取り組む。

② 事業の成果と課題

本町では、これまで取り組んできた「協調学習」を核として取り組んでいる。各校で行われている授業、教育内容に人権教育の視点を意識して行うことで、「自他を大切にする」児童生徒の育成を目指した。県教育委員会人権教育係の指導主事、東京大学 CoREF 教授等の指導を受けながら取り組んだ。平成31年1月には、研究会を開き、県内外から多くの参加を得て協議を行った。

③ 歳出決算額

事業名	決算額 [円]	備考
連携教育推進事業	1,909,385	
人権教育研究推進事業	500,000	県委託金 500,000円
計	2,409,385	

(4) 加計高校を育てる会事業（決算書P.104）

① 事業の目的

本町唯一の高等学校である県立加計高等学校の特色ある学校教育推進と、県立高等学校再編整備基本計画における統廃合対象校である加計高等学校の存続を目指し、それに要する経費に対し補助金を交付する。

② 事業の成果と課題

学校全体の学力向上による進学率アップのための進路対策や、魅力ある学校づくりとしての地元の資源を生かした菌類の探究や森林講座、国際理解講座等を引き続き行っている。また、地元の中学校を対象としたオープンスクールや、中学校へ出向いての進路講演、進路面接指導を行うなど中学校と連携した活動を行い、中高連携を深めた。

また、平成28年度から引き続き、中高一貫教育に伴う連携枠として地元出身生徒の確保や、町外・県外からの生徒確保に努めた。

進路対策講座の一環として行っている「公営塾」は、会場を川・森・文化・交流センターとし、土日及び学校の振替休日を利用して開催し、加計高生はもとより中学生へも門戸を広げている。

広報活動としては、機会あるごとに生徒募集チラシを配るなどし、広報活動を行った。

加計高校生徒数（平成30年5月1日現在、単位：人）

1年生	2年生	3年生	合計
34	28	40	102

加計高校を育てる会への補助金内訳

事業名	金額[円]	内容
教育支援事業	3,797,452	進路対策講座、総合的な学習支援、部活支援ほか
総合支援事業	3,297,249	射撃部支援、通信衛星授業支援（講座受信料等）ほか
居住支援事業	3,642,024	寮生への居住支援 合計18名
広報等活動事業	3,828,776	加計高校の広報活動費用（五輪の峰、生徒募集チラシ作成費等）
合計	14,565,501	

公営塾講師賃金 2,188,380円

③ 金額

歳出決算額		16,753,881円
歳入決算額（特定財源）	過疎対策事業債	12,000,000円
	企業版ふるさと納税	2,200,000円

4. 学校管理費（小・中学校）・幼稚園管理費

(1) 小・中学校管理事業・幼稚園管理事業

- ・ スクールバス運行（使用料及び賃借料）（決算書P.104, 106）

遠距離通学に係る小学校便を5路線、中学校便は7路線で運行し、児童生徒の安全な登下校を確保した。

小学校費

学校名	運行地域	金額[円]	備考
加計小・加計中	修道・安野	9,255,862	小・中学生が一緒に登校
	坪野・津浪	6,916,586	
	殿賀	6,207,943	
戸河内小	松原・小板	6,160,546	
	寺領	4,570,236	
合計		33,111,173	

（統合に伴う通学経費の補助金：国庫補助3,305,872円・県費補助995,775円）

中学校費

学校名	運行地域	金額[円]	備考
加計中	猪山	1,912,960	中学校のみ利用及び週末部活便
	修道・安野	1,919,334	
	坪野・津浪	1,669,734	
	殿賀	1,499,610	
安芸太田中	寺領・下本郷・土居・上殿	7,583,266	松原・小板便は、スクールタクシー
	田吹・遊谷・上本郷	7,576,372	
	松原・小板	4,065,950	
合計		26,227,226	

（統合に伴う通学経費の補助金：国庫補助4,418,128円・県費補助1,347,225円）

- 小・中学校管理・運営事業（決算書P.104, 106）
 - ① 事業の目的・内容

児童生徒が安心・安全な教育活動を行うために、施設の保守・整備・修繕を行う。
 - ② 事業の成果
 - ア 施設の修繕状況（修繕料）
 - 小学校 1,006,536 円
 - 筒賀小芝刈り機・スクールバス車検等修繕
 - 上殿小網戸修繕
 - 中学校 1,089,877 円
 - 加計中学習室ガラス修繕
 - 安芸太田中工作室、トイレ修繕
 - イ 管理、点検等業務委託（委託料）
 - 小学校 2,447,956 円
 - 自家用電気工作物保安管理業務・消防設備点検・樹木剪定委託等
 - 中学校 2,385,100 円
 - 自家用電気工作物保安管理業務・消防設備点検
 - 加計中エレベーター・空調設備メンテナンス委託 等
 - ウ 施設整備状況（工事請負費）

小学校費

事業内容	金額[円]	備 考
加計小学校衛生設備整備工事	1,134,000	
筒賀小学校グラウンド排水工事	1,044,360	
上殿小学校施設保全工事	637,200	
町内小学校施設整備工事	615,600	
合計	3,431,160	

中学校費

事業内容	金額[円]	備 考
加計中学校食堂棟屋根改修工事	20,981,160	
安芸太田中学校倉庫解体工事	453,600	
合計	21,434,760	

5. 教育振興費（小・中学校）

(1) 小学校教育振興事業・中学校教育振興事業（決算書P.104, 106）

- 遠距離通学費補助金 （平成30年4月～平成31年3月）

区 分	学 校 名	対象者数[人]	補 助 額[円]
中 学 校	加計中学校	2	30,800
	安芸太田中学校	4	14,700
合 計(a)		6	45,500

※自転車通学者も含む

- 特色ある学校づくり推進事業補助金

- ① 事業の目的・内容

各学校が独自性のある学校づくり推進事業の展開が実施できるように活動費補助を行い、もみじプラン21を基本とした特色のある活動を推進した。

小学校費

学 校 名	金額[円]	事業テーマ
加計小学校	420,000	自ら学び 自ら考え 行動する児童の育成 (マーチングバンド合宿指導講師招聘、バンドフェス参加費用等)
筒賀小学校	125,500	ふるさとに学び、高い自己肯定感を持つ児童の育成 (歌唱指導、けん玉指導、食農活動指導、ものづくり教室講師謝礼等)
上殿小学校	126,500	魅力ある上殿小学校づくり(表現力の向上、心豊かな児童の育成)(米づくり、紙すき、和紙作り体験等講師謝礼、山ゆり訪問諸経費等)
戸河内小学校	121,412	自信と安心を育み、意欲を持った子どもを育てる教育活動の創造(絵本作り、新聞作成講師謝礼、地域交流活動費等)
合 計(b)	793,412	

中学校費

学 校 名	金 額[円]	事業テーマ
加計中学校	208,000	広い視野を持ち、地域に貢献し、主体的に生きる生徒の育成 (マナー講座、キャリア教育、歌唱指導、異文化活動等)
安芸太田 中学校	208,580	未来を創る人づくり 学びを生き方につなぐ教育の創造 (マナー講座、キャリア教育、地域活動等)
合 計(c)	416,580	

- ② 事業の成果と課題

特色ある学校づくり補助金による外部講師の招聘や地域の方の協力により、各学校とも学校長の経営方針に基づいた特色ある学校経営及び教育研究推進に大いに成果があがった。

- その他負担金及び補助金

- ① 事業の目的・内容

町内全小中学校が行う、合同修学旅行費用へ補助を行うもの。

また、平成29年度から行っている英語検定料補助を継続して実施し、全生徒に英語検定に挑戦する機会を設けた。

名 称		金額[円]	備 考
小学校	小学校修学旅行補助金（関西方面）	406,491	@12,000×32人 ほか
小学校計(d)		406,491	
中学校	中学校修学旅行補助金（関西方面）	703,870	@18,000×36人 ほか
	英語検定料補助金	250,350	加計中 64名分 安芸太田中 44名分
中学校計(e)		954,220	
小学校費補助金合計(b)+(d)		1,199,903	
中学校費補助金合計(a)+(c)+(e)		1,416,300	

② 事業の成果

町内全小中学校が、合同修学旅行をそれぞれ実施し、学校間の児童生徒の交流を深めることができ、団体行動による社会性の育成と同世代同士のコミュニケーション育成につながった。

英語検定料補助により、全生徒に英語検定に挑戦する機会を設けることができた。受験した級を取得できた生徒は78.3%（前年度63.4%）で向上した。また、中学3年卒業時の英検3級取得率は54.3%（前年度37.8%）で、国の目標値50%を超えることができた。

(2) 小学校就学援助事業・中学校就学援助事業（決算書P.106, 108）

① 事業の目的・内容

経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、国の制度に則り、学用品や給食費など必要な援助を行った。

② 事業の成果

援助が必要な児童生徒に対して、経済的負担を軽減することができた。

③ 歳出決算額

準要保護児童生徒就学援助費に係る支給状況（平成30年4月～平成31年3月）

区 分	対象者数			支 給 額 [円]			備 考
	小	中	計	小学校	中学校	計	
学用品費等	46	28	74	589,030	614,910	1,203,940	
修学旅行費	7	9	16	99,680	364,059	463,739	
校外活動費	0	1	1	0	1,740	1,740	
新入学学用品費	8	4	12	162,400	379,200	541,600	
給食費	44	28	72	2,143,272	1,561,209	3,704,481	
医療費	13	2	15	16,820	2,500	19,320	
P T A 会費	29	24	53	81,500	99,000	180,500	
新入学用品入学前支給	4	7	11	162,400	331,800	494,200	
計(f)				3,255,102	3,354,418	6,609,520	

※就学援助対象者の割合 小学校18%、中学校22%

特別支援就学奨励費補助金に係る支給状況（平成30年4月～平成31年3月）

区分	対象者数			支給額 [円]			備考
	小	中	計	小学校	中学校	計	
学用品費等	3	4	7	40,950	69,190	110,140	国庫補助額 小・中学校 139,000円
修学旅行費	1	1	2	14,240	20,226	34,466	
校外活動費等	3	2	5	540	5,290	5,830	
新入学学用品費	0	2	2	0	94,800	94,800	
給食費	3	4	7	146,916	176,440	323,356	
計(g)				202,646	365,946	568,592	
扶助費合計(f)+(g)				3,457,748	3,720,364	7,178,112	

(3) 「山・海・島」体験活動推進事業（決算書P.106）

① 事業の目的・内容

日常とは異なる環境での生活を体験し、児童の自立心や主体性などを育てるとともに体験先の地域の方々や学校との交流を通して、コミュニケーション能力など人間関係を形成する力を育てることにより、児童の豊かな心を育成することを目的とする。

3泊4日の宿泊体験を加計小は単独で実施した。他の3校は合同実施の予定であったが7月の豪雨災害のため宿泊施設の受入ができず、今年度については中止した。

加計小は、マーチングバンドの練習を中心に仲間と協力することや、比治山大学の学生たちと交流することで参加児童が共通の関心・課題を持ち、仲間意識と共に自己有用感を高めることを目指して実施した。

② 事業の成果と課題

ア 成果

体験活動に関わる児童アンケートの結果、自分たちでやりきることにより「自立心」「主体性」が、そして集団生活により「仲間との連帯感」「コミュニケーション能力」の向上が見られた。また、自らの成長を実感した児童が多かった。4日間の集団活動を通して、互いに自分の考えや思いを伝え、交流することや暑い中でも自らを律し集団として高まること、そして感謝や思いやりの気持ちの大切さを体感できた結果の表れだと考えられる。

イ 課題

活動することが目的にならないために、本事業を行う中で育てたい児童の資質能力を明確に位置づけるとともに、そのための活動の精査、振り返りの場の充実などを図る必要がある。このことも含め、今年度実施できなかった3小学校、また、これまで単独で実施してきた加計小について、内容と方法の見直しを行い、次年度については自然環境での体験活動を中心に5・6年生が参加し、4校とも江田島での合宿で計画を立てている。

③ 歳出決算額 433,655円

6. 幼稚園費

(1) 幼稚園管理事業（決算書P.106）

① 事業の目的・内容

乳幼児期は、小学校以降の教育の基盤となる力を育む大事な時期であり、幼稚園では、幼稚園教育要領に沿って適切な教育課程を計画し実施してきた。

② 事業の成果と課題

町唯一の幼稚園の平成30年度における園児数は4名のみであり、集団教育や年齢に応じた教育が行えないこと等、大きな課題となっている。そのため、認定こども園や保育所との年齢別交流の継続実施や、ALTの週1回の訪問による英語あそびなどを積極的に実施し、小人数ではあるが工夫しながら想像力や表現力、思考力などを育てる取り組みを行った。

園児数及び教職員数（平成30年5月1日現在、単位：人）

区 分	戸河内
赤組(3歳児)	1
黄組(4歳児)	1
青組(5歳児)	2
園児数計	4
前年度園児数	4
前年度比較	0
園 長	1
教 諭	2 (1)
職員数計	3

※ 園長は、小学校長が兼務 () はうち臨時教諭

③ 歳入歳出決算額

平成23年度から、若者定住施策の一環と少子化対策に資するための政策として、町内未就学児の保育料及び幼稚園授業料の減免を行っている。平成25年度より、満18歳未満の子を扶養する世帯の第2子以降無料となり、幼稚園授業料徴収は以下ようになった。

歳入

区 分	金 額[円]	備 考
幼稚園授業料	0円	第2子3人、第3子1人

歳出（負担金及び補助金）

区 分	金額[円]	備考
広島県国公立幼稚園連盟会費	8,100	
合 計	8,100	

7. 保健体育費

(1) 加計共同調理場運営事業・筒賀共同調理場運営事業（決算書P.112）

① 事業の目的・内容

2つの学校給食共同調理場から、町内の幼稚園、小学校、中学校及び保育所、認定こども園へ、安心して安全な完全給食を提供する。

② 事業の成果と課題

学校栄養士間で定期的に情報を共有し、広島県で取り組んでいる「ひろしま100万食プロジェクト」で募集した献立を取り入れたり、産直市や農家と連携を取り地元の食材を積極的に給食に取り入れたりすることで地域や町への関心を持つ機会を設けるとともに、豊かな献立作りを行っている。毎日、「ひとくちだより」を作り各学校に送ることで、栄養はもちろん、マナーなど給食を通して必要な事を学んでいる。

筒賀調理場の給食車をリフト機能付きにし、緊急時の相互協力が可能となった。

加計学校給食共同調理場（平成30年5月1日現在、単位：人）

職 員	場長 1人、栄養士 1人、調理員 正職3人、臨時5人（半日勤務・2時間勤務各1人）、運転手（臨時）4人			計 14人	
学 校 給 食（職員数は臨時・非常勤含む）					
幼稚園	児童数	職員数	合 計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童数 144人 ・ 生徒数 67人 ・ 職員数 39人 <li style="text-align: right;">計 250人 	
戸河内	4	3	7		
小学校	児童数	職員数	合 計		
戸河内	36	8	44		
加 計	104	15	119		
中学校	生徒数	職員数	合 計		
加 計	67	13	80		
保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園（職員数は臨時・非常勤含む）					
保育所	3歳児未満	3歳児以上	職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児未満 22人 ・ 3歳児以上 51人 ・ 職員数 23人 <li style="text-align: right;">計 96人
修 道	2	10	6		
認定こども園	3歳児未満	3歳児以上	職員数		
あさひ	20	41	17		

筒賀学校給食共同調理場

職 員	場長（兼任）1人、栄養士 1人（兼任：筒賀小学校栄養教諭） 調理員 正職3人、臨時1人、運転手（臨時）1人 計7人		
学 校 給 食（職員は臨時・非常勤含む）			
小学校	児童数	職員数	合 計
筒 賀	36	9	45
上 殿	26	7	33
中学校	生徒数	職員数	合 計
安芸太田	46	14	60
			・児童数 62人 ・生徒数 46人 ・職員数 30人 計 138人

学校給食費徴収状況

（決算書P.40）

	年度	調定額 [円]	収入額 [円]	収入未済額 [円]	未納数 [件]
現年度分	30年度	26,497,207	26,373,790	123,417	29
過年度分	27年度	9,800	0	9,800	2
	29年度	119,812	119,812	0	0
	計	129,612	119,812	9,800	2
合 計		26,626,819	26,493,602	133,217	31

収納率 現年度分 99.53%（対前年比 0.02%減）

過年度分 92.97%（対前年比 0.53%増）

○ 教育委員会 生涯学習課

1. 社会教育費

(1) 社会教育総務管理事業（決算書 P. 108）

① 事業の目的・内容

社会教育の推進を図るため、各種団体への負担金・補助金を支払う。

社会教育関係負担金の内訳

名 称	金額[円]
広島県社会教育委員連絡協議会会費	24,000
けんみん文化祭ひろしま'18 開催負担金	100,000
広島県公民館連合会負担金	76,900
筒賀東区分館テレビ共同受信施設組合金費	2,400
広島県公民館大会参加負担金	6,000
合 計	209,300

社会教育関係補助金の内訳

名 称	金額[円]
安芸太田町女性連合会事業補助金	1,170,000
安芸太田町子ども会連合会事業補助金	250,000
安芸太田町PTA連合会事業補助金	250,000
青少年育成安芸太田町民会議事業補助金	630,000
安芸太田町文化団体連合会事業補助金	300,000
合 計	2,600,000

② 事業の成果と課題

各種団体への活動を支援することで、団体の活発な事業展開が図られた。ただし、団体ともに会員数が減少していることから、今後の団体の継続性について課題がある。

③ 歳出決算額 12,975,270 円

(2) 社会教育施設管理事業（決算書 P. 108）

① 事業の目的・内容

社会教育施設の運営維持のため、以下の施設について保守・整備・修繕を行う。

施設名	金額[円]	備 考
戸河内ふれあいセンター	9,275,236	賃金・需用費・委託料 ほか
筒賀公民館	392,438	光熱水費・通信運搬費 ほか
筒賀公民館東区分館	200,406	消耗品・電話料・施設管理委託料 ほか
温井文化センター	251,322	施設管理・浄化槽管理委託 ほか
香南文化センター	353,003	指定管理・建物共済

② 事業の成果と課題

施設の管理について、各施設とも老朽化による修繕の増加が今後とも予想される。ただし早急に大規模改修とはならないことから、不具合箇所を早期に発見し適切な補修を行なう。そして、指定管理制度導入をについても検討する。

③ 歳出決算額 10,563,619 円

(3) 文化財保護管理事業（決算書P.108）

① 事業の目的・内容

指定文化財を含め貴重な財産である文化財の保存維持を図る。

種 別	件 数
国指定	2
国登録	2
県指定	14
町指定	37

② 事業の成果と課題

近年、文化財に対する関心が高まっている。これまで、文化財の考え方は大きく二つに分けられた。単に文化財を限られた人々で守り、価値を損なうことなく後世に継承していく「保存」、そして地域においてより多くの人々に対して公開し、鑑賞してもらい、親しんでもらう「活用」である。これからは、文化財の本来的な価値の継承に配慮しつつ、地域ニーズに沿った形での積極的な「活用」が新たに組み込まれるとともに、課題にもなっていくと思われる。

③ 歳出決算額 633,003 円

(4) 生涯学習推進事業（決算書P.110）

• 地域生涯学習センター（小学校廃校地域対象）

① 事業の目的・内容

廃校となった小学校区を対象に地域生涯学習センターを開設した。

各地域の団体と連携し、講座や教室、スポーツ大会の開催、地域情報の提供等を実施し地域の活性化を促す。

② 事業の成果と課題

講座や教室、スポーツ大会の開催等で地域の活性化が図られた。

③ 歳出決算額 350,539 円

センター名	金額[円]	備 考
松原地域生涯学習センター	94,939	報償費及び消耗品
二郷地域生涯学習センター	255,600	報酬
合 計	350,539	

- 安芸太田町成人式

- ① 事業の目的・内容

新成人の門出を祝福するとともに、大人の仲間入りをしたことによる義務と責任を再確認してもらうための事業である。

開催日時 平成31年1月13日[日] 11:00～

開催場所 温井スプリングス

対象者 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ

対象人数 男性 37人 女性 30人 計 67人

出席者数 男性 33人 女性 26人 計 59人

内 容 第1部「記念式典」

第2部「記念行事」

オープニング

懇親会（テーブルマナー、安芸太田町の紹介、恩師からのメッセージ、新成人レポート、中学校の思い出スライドショー、未来の自分にビデオレター）

記念品 「もりみん×カープコラボタオル」、「木製ボールペン」

- ② 事業の成果と課題

例年とおりの記念式典に加え、懇親会形式の記念行事を行い、2部構成に内容を一新することで、新成人自らが成人式に関わり、自分たちの成人式を作り上げ、新成人としての自覚と責任を高めることができたと思われる。

また、出席率は88%と高く、成人式を通して町への思いを新たにし、今後町へ何らかの関わりをもつことにつなげることができた。

- ③ 歳出決算額 1,247,618円

- 公民館講座（そろばん教室）

- ① 事業の目的・内容

そろばん教室を通して、現代の子どもたちに低下しがちな集中力、忍耐力、積極性を養う。

- ② 事業の成果と課題

受講者数は22人であった。

毎月検定を行うことにより、よりレベルを上げて行くというチャレンジ精神が養われている。

- ③ 歳入・歳出決算額

歳入（受講料） 283,500円

歳出（講師謝礼）287,000円 @7,000円/回×41回

- カルチャー教室

- ① 事業の目的・内容

都市部では様々なカルチャー講座が実施され、意欲のある人が参加している。しかし安芸太田町ではたとえ意欲がある人がいても、交通手段等の事情により受講することが難し

い。そこで町が講師を招へいし、町民に対し安価で受講できるカルチャー講座を開講することにより、町民の文化に対する意識向上や生きがいつくり、日常の充実を図る。

太極拳を、3ヶ月を1つの期間として、3期（第1期：6月～8月、第2期：8月～10月、第3期：10月～12月）実施した。マナー講座は2期（第1期：6月～8月、第2期：10月～12月）、トールペイント（6月～12月）を1期実施した。

新規の講座として美磨女ヨガは、3期（第1期：6月～8月、第2期：9月～10月、第3期：11月～12月）実施した。

また、インターネットの利用促進とインターネットの活用による生きがいつくり等を目指し、パソコン教室を全4期実施した。

内 容	開催日	開催場所
実用的なパソコン技術	6月19日～21日	本庁東館
Windowsの基本操作	9月18日～20日	川・森・文化・交流センター
パソコンの基本操作	2月25日～27日	川・森・文化・交流センター
インターネット体験	3月18日～20日	本庁東館

② 事業の成果と課題

受講者数131人と平成29年度と比べ受講者数が増加し、町民の生きがいつくり、日常の充実、町民の交流が図られた。

対象者を中級～上級者向けとしたパソコン教室中心に、エクセルを活用した講座を実施するなどパソコンの利用促進、パソコンの実用的な活用による生きがいつくりが図られた。

今後は各地域で開催し、更なるインターネットの利用促進とインターネットの活用による生きがいつくりを目指す。

③ 歳出

講師料、講師交通費 1,991,400円

• 芸術文化推進事業

① 事業の目的・内容

質の高い芸術文化に触れてもらうことにより、町民の芸術文化感覚を養う。

また、文化団体連合会の事務局を教育委員会に置き、町民の芸術文化活動を発表する場を設けることにより、町民の日々の生きがいつくりを支援する。

② 事業の成果と課題

質の高い芸術文化は町民に感動を与え、また、町民の発表の場では素晴らしい演舞等の中に笑顔を生み出すことができた。

高齢化等による観客数の減少や、文化団体の出演団体数が減少している。加盟団体数も微減しており、支部での活動は困難となったため、平成28年度から支部をなくし、連合会一本としている。

ア 安芸太田町文化団体連合会活動の促進・支援

総会 年1回開催（5月22日）

幹事会 年4回開催

イ 文化団体連合会の主な主催事業

第3回安芸太田町文化芸能フェスティバル

日時 10月27日(土)～28日[日]

場所 戸河内ふれあいセンター

• 人権関係

① 事業の目的・内容

ア 地域人権教育支援事業

回	日時	対象	内容	参加者
1	11/5 (月)	津浪振興会	テーマ「人・ふれあい・ふるさと・ 地域づくり」 講師 「経教は鏡のごとし」 法専寺 佐々木 亮 師	30人

イ 人権フェスタの開催

平成30年度は町・教育委員会の主催で開催した。各団体・機関が実施している人権イベントの連携と交流のネットワークを図り、お互いの活動を紹介し合い、情報を共有し、人的な交流を深め合うことを大切にするため、平成20年度から実施している。

日時 平成30年12月8日(土) 13:30～15:30

場所 川・森・文化・交流センター(1階やまびこホール)

・演劇公演 おきらく劇場ピロシマ「ウタとナンタの人助け」

・人権展：町内小学6年生の人権標語展示

(人権標語は町内小・中・高等学校、町内企業等所で展示)

② 事業の成果と課題

地域の自治振興会を対象とした「地域人権教育支援」は、地域の自主的・主体的な取り組みとして、1地区で実施した。開催時期や時間帯などの要望は様々であり、今後はなるべく参加しやすいよう、意向に添うものにしていく必要がある。

また、人権週間・障害者週間と合わせ、平成30年度で11回目となる「人権フェスタ」を開催した。演劇と通してアンケートより「一人一人が役・・・大切な役、劇中だけでなく日常がそうである世の中がこの安芸太田であってほしい」、「障害者がひとりひとり自分の役割を演じていて感動しました」、「おもわず涙が潤いましたが、中には声を出して笑えました。心が温まる思いがしました」という感想があった。

町内外から約100人の参加があり、多くの方との交流を深めるなかで人権の大切さを改めて確認できるイベントとなった。

③ 歳出決算額 120,968円

• 子ども会活動

① 事業の目的・内容

連合会の事務局を教育委員会内に置き、町子ども会連合会としての主催活動を展開し、

情報の交換・共有を図る。

② 事業の成果と課題

様々な事業を行う中で地域の子ども会活動を支援し、子どもたちに楽しむ場を提供した。子どもの減少により、子ども会を組織できなくなる地域が増えているが、町子ども会連合会を受け皿にして、町子ども会連合会の主催活動には全ての子どもが参加できる体制をとっている。

ア 安芸太田町子ども会連合会活動の促進・支援

総会 年1回開催（5月10日）

役員会 年5回開催

イ 山村交流会

趣旨 海沿いに面する地域に住む町外の子どもたち（山口県熊毛郡上関町）との交流を図るとともに、お互いの子ども会活動の情報を交換しあう中で、更なる活動の活性化を進める。

主催 安芸太田町子ども会連合会
上関町子ども会育成連絡協議会（山口県熊毛郡上関町）

日時 平成31年2月3日（土）

場所 猪山集会場周辺

ウ 親子クリーンハイキング

趣旨 親子でハイキングをすることにより親子の絆を深めるとともに、ハイキングの際、ゴミを拾うなど美化活動を行なうことにより環境保全の意識、ボランティア精神の向上を高める。

主催 安芸太田町子ども会連合会

日時 平成31年3月3日[日]

場所 川・森・文化・交流センター～加計市街地

• PTA活動

① 事業の目的・内容

安芸太田町PTA連合会（以下町P連とする）の事務局を教育委員会内に置き、町P連としての主催活動を促進し情報交換・共有を図るとともに、各学校単位PTA（以下「単P」とする）の活動を支援する。

② 事業の成果と課題

単Pの支援及び町P連会議を行うことにより、単P間の情報の共有ができPTA全体としての意向の方向付けができた。

ア 安芸太田町PTA連合会活動の促進・支援

総会 年1回開催（5月7日）

理事会 年2回開催

県PTA全小・中学校PTA会長研修会参加

日本PTA全国研究大会参加

県PTA研究大会参加

日本PTA中国ブロック研究大会参加

全小・中学校母親代表研修会

イ 四季の教室『夏』～水生昆虫観察隊～

趣旨 町内の四季折々の自然に直接触れ、豊かな地域の自然の特色を楽しく学び、郷土を愛する心を育む。

主催 安芸太田町PTA連合会

安芸太田町子ども会連合会

日時 平成30年9月1日(土)

場所 戸河内桜公園付近

講師 広島県環境保健協会 環境生活センター 水道事業課 原竜也さん

ウ 四季の教室『秋』～深入山・昆虫調査隊～

趣旨 町内の四季折々の自然に直接触れ、豊かな地域の自然の特色を楽しく学び、郷土を愛する心を育む。

主催 安芸太田町PTA連合会

日時 平成30年9月22日(土)

場所 深入山周辺

講師 上野 吉雄 さん、上手 新一 さん

・ 青少年育成町民会議活動

① 事業の目的・内容

町民会議の事務局を教育委員会内に置き、町民会議として主催活動を促進するとともに、情報交換・共有を図る。

② 事業の成果と課題

各種事業を行うことにより関係団体間の連携・情報交換ができ、地域全体で青少年を育てて行くという大きなつながりができた。

ア 青少年育成安芸太田町民会議活動の促進・支援

総会 年1回開催(6月28日)

常任理事会 年2回開催

イ 立志式の開催

趣旨 成長過程にある安芸太田町内中学校2年生を激励するとともに、生徒自らが自立心をもって生きることを促し、心豊かでたくましく生きる生徒の育成を図る。

日時 平成31年1月26日(土)

場所 川・森・文化・交流センター

講師 加計出身 国吉 正幸 さん

対象者 町内中学2年生 37人

ウ 第11回あきおおたゲームハイキングの開催

趣旨 町内の自然・文化・歴史を訪ね、地域の方から話を聴き、地域を知るとともに、郷土に誇りを持ち郷土を愛する心を育む。

また、多くの仲間との交流を通じて、協力することの大切さを学ぶとともに、友情の和を広げ世代の枠を超えた交流の中で、お互いを理解しあう。

主催 青少年育成安芸太田町民会議
 日時 平成31年3月27日(水)
 場所 戸河内地域

(5) 図書館運営事業(決算書P.110)

① 事業の目的・内容

・図書館協議会開催

日時 平成31年2月20日(水)

議題 平成30年事業報告及び平成31年度事業計画について

・図書購入状況

	区分	30年購入	金額 [円]	備考(寄贈含む)
本館	蔵書	772冊	1,139,834	総冊数 46,593冊
	雑誌	19種類	153,599	総冊数 573冊
筒賀分室	蔵書	178冊	246,089	総冊数 9,672冊
	雑誌	4種類	36,708	総冊数 248冊
戸河内分室	蔵書	282冊	382,949	総冊数 14,085冊
	雑誌	9種類	84,362	総冊数 415冊
大型絵本・紙芝居		2点	12,420	蔵書へ含む
視聴覚		5点	57,240	総数 881点

・図書館利用状況

ア 開館日数 [本館] 279日
 [筒賀分室] 271日
 [戸河内分室] 289日

イ 貸出し冊数

区分		本館	筒賀分室	戸河内分室	移動図書館
貸出し冊数	一般書	8,248冊	1,351冊	3,144冊	1,502冊
	児童書	13,551冊	1,761冊	4,160冊	4,241冊
	雑誌	1,074冊	79冊	572冊	8冊
	視聴覚	1,612点	35点	144点	18点
	その他	35冊	2冊	1冊	0冊
	計	24,520冊	3,228冊	8,021冊	5,769冊

ウ 移動図書館やまびこ号

- ・月1回 火・木・金曜日に町内20箇所を巡回(ぷらっとホームつなみ 追加)
- ・利用状況 利用者数 2,003人

- エ 平成 29 年度に引き続き司書 2 名体制で巡回活動を行った。
- ・ 小学校 4 校、中学校 2 校 絵本の読み聞かせ、図書委員会活動支援など
 - ・ 幼稚園・保育園・児童センター 7 か所 絵本の読み聞かせ
 - ・ 広島県教育委員会生涯学習課との共催事業「なかよしおはなし会」
幼児と親の参加
 - ・ 読書会の定着
小学校との協働授業による読書量の増加

② 事業の成果と課題

図書館での読書環境改善や、図書館利用の促進と子どもの読書を推進する取り組みとして、図書館外へ本を送り出す「移動図書館やまびこ号運行」や「司書による巡回活動」、「県立図書互助・教弘文庫」、「おひさま文庫（旧学校図書）」活動を定例行事等と合わせて展開し、多くの本に出会う機会と情報を提供することで利用増加を図った。結果、本館と各分室の貸出し冊数が対前年比を上回った。移動図書館については、巡回場所の変更などを行ない、一般利用者数と小学生の利用者数が増加した。

③ 歳出決算額 12,389,026 円

(6) 放課後子ども教室推進事業（決算書 P. 110）

① 事業の目的・内容

放課後や長期休業日に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設ける。

地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	加計小学校放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	加計小学校区	
3	実施場所	安芸太田町立加計小学校	
4	実施日数	年間： 238 日	平日 199 日
			土曜日及び長期休 39 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学4年生	人数： 26 人

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	修道放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	旧修道小学校区	
3	実施場所	旧修道小学校・修道活性化センター	
4	実施日数	年間： 164 日	平日 131 日
			長期休業日 33 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 13 人

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	戸河内小学校放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	戸河内小学校区	
3	実施場所	安芸太田町立戸河内小学校	
4	実施日数	年間： 233 日	平日 199 日
			土曜日及び長期休業日 34 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 16 人

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	津浪放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	旧津浪小学校区	
3	実施場所	旧津浪小学校	
4	実施日数	年間： 29 日	平日 0 日
			長期休業日 29 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 7 人

② 事業の成果と課題

平成 30 年度も町内 4 箇所で事業を実施した。加計小・戸河内小放課後子ども教室については土曜日も開校している。

勉強やスポーツ・文化活動や長期休業日期间には地域住民との交流活動を行い、子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりが図られた。

、利用希望児童は増加したが、施設規模の問題から希望者全員を受け入れることができず、課題が残ったが、年度途中で修道放課後子ども教室を平日も開校した。

補助事業	補助事業対象経費総額	補助金額 (2/3)
放課後子ども教室推進事業	4,659,381 円	3,106,000 円

③ 歳出決算額 5,857,579 円

2. 保健体育総務費

(1) 保健体育総務管理事業 (決算書 P. 110)

① 事業の目的・内容

ア スポーツ推進委員報酬 13 人 442,000 円

イ 平成 30 年度 中国地区スポーツ推進委員研修会兼広島県スポーツ推進委員研究大会

日時 平成 30 年 6 月 16 日 (土) ～17[日]

場所 広島市 (JMS アステールプラザ)

内容 講演

ウ 平成 30 年度 芸北地区スポーツ推進委員研修会

日時 平成 30 年 8 月 25 日 (土)

場所 甲田文化センターミュージズ

内容 実技研修

エ 平成30年度 広島県女性スポーツ推進委員研修会

日時 平成30年9月9日[日]

場所 東広島市（東広島運動公園）

内容 講演・実技研修

オ 平成30年度 広島県総合マネジメント研修会

日時 平成30年9月30日[日]

場所 庄原市（庄原市総合体育館）

内容 講演・実技研修

カ ファミリー健康体力測定会

日時 平成30年11月10日（土）

場所 安芸高田市（安芸高田市民文化センター クリスタルアージュ）

内容 親子体力測定

キ 全国スポーツ推進委員研究協議会

日時 平成30年11月15日（木）～16日（金）

場所 鹿児島県鹿児島市（鹿児島アリーナ）

内容 講演

ク 安芸太田町体育協会総会

日時 平成30年5月28日（月）

議題 ・平成29年度事業報告及び収支決算報告について

・平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

補助金 1,620,000円

② 事業の成果と課題

スポーツ推進委員の研修参加によりスキルアップが図られた。

また、ライフル射撃大会を実施することで町内の宿泊業者、弁当業者、印刷、記念品業者、バス事業者等に経済波及効果が生まれた。

メキシコオリンピックチーム事前合宿受入・交流事業については、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、平成29年5月にメキシコオリンピックチームの対象26競技の広島県内実施に関する協定を締結。同年8月には個別合宿地が県内10市町に決定し、安芸太田町は平成30年からライフル射撃競技の受け入れとなった。

平成30年度に係る事前合宿は中止となったが、次年度に向けてメキシコのオリンピック選手団が安全・安心に練習に取り組み、本大会に向けて万全の態勢で臨めるように支援体制を築くと共に、オリンピックを通じスポーツに限らず、地域との文化的な交流が深まるようなメニューを計画するとともに、広島県、日本ライフル射撃協会及び広島県ライフル射撃協会等と連携を図る。

③ 歳出決算額 4,774,751円

第56回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会

日時 平成30年8月1日（水）～4日（土）

場所 つつがライフル射撃場

参加 44 都道府県 131 校 参加選手 539 人

宿泊者数 延べ1,319 人（うち町内 延べ919 人）事務局把握分

収入

項目	金額[円]	備考
スポーツ団体負担金	800,000	全国高等学校ライフル射撃部 600,000 日本ライフル射撃協会 200,000
町補助金	2,300,000	地域活性化センター基金 800,000 町補助金 1,500,000
参加料	2,619,000	団体 1,020,000 個人 1,599,000
雑入	637,500	出店料 30,000 広告料 50,000 記念Tシャツ販売等 557,500 円
預金利息	12	
繰越金	316,827	平成 29 年度より繰越
計	6,673,339	

支出

項目	金額[円]	備考
報償費	477,500	参加者記念品ほか
旅費	0	
需用費	1,123,169	射撃競技用品消耗品・パンフ印刷ほか
役務費	652,761	競技用具郵送他
使用料及び賃借料	2,939,384	送迎バス・機材貸出料ほか
食料費	44,800	役員用弁当代
委託料	447,032	保険・交通警備員ほか
計	5,684,646	

収入 6,673,339 円 － 支出 5,684,646 円 ＝ 988,693 円 次年度へ繰越し

メキシコオリンピックチーム事前合宿受入・交流事業

合宿期間及び規模（平成29年度合意内容）

- ・競技種目 射撃（ライフル射撃）
- ・合宿期間 平成 30 年 8 月 16 日（木） ～31 日（金） 16 日間
- ・予定人員 28 人（内訳；選手 24 名・スタッフ 4 名）
- ・練習会場 広島県つつがライフル射撃場
- ・宿泊施設 温井スプリングス
- ・連携医療機関 安芸太田病院

(2) 体育施設管理事業（決算書 P. 110）

① 事業の目的・内容

町内の体育施設の維持管理、修繕等を行う。

② 事業の成果と課題

近年すべての体育施設は老朽化しており、年々修繕費等の経費が増大している。

③ 歳出決算額 26,494,006 円

歳出の内訳

施設	設置場所	支出額[円]	備考
体育施設	加計体育館	7,707,726	指定管理委託料 電気、上下水道、燃料等
	修道活性化センター	2,352,016	管理委託料 保守点検・維持管理等
	津浪体育館 (津浪スポーツ広場も含む)	286,115	AED レンタル
スポーツ広場	見入ヶ崎スポーツ広場	115,193	管理委託料、水道等
	温井スポーツ広場	119,958	管理委託料、電気代
	松原スポーツ広場	30,000	管理委託料
	至誠スポーツ広場	12,812	電気代
	筒賀ふれあいスポーツ広場	233,049	電気・水道代、管理委託料等
	筒賀多目的スポーツ広場	886,664	電気代等
	修道スポーツ広場	75,336	電気代、管理委託料等
	坂根スポーツ広場	771,668	管理委託料、保守点検等
	殿賀スポーツ広場	349,845	管理委託料、電気代等
	杉の泊スポーツ広場	30,000	管理委託料
	筒賀ゲートボール場	3,253	電気代
学校体育施設	加計小学校体育館	106,744	管理委託料、夜間照明
	筒賀小学校	221,165	夜間照明
	上殿小学校	46,214	夜間照明
	加計中学校	339,149	夜間照明
その他	旧戸河内中学校	1,153,549	夜間照明、土地賃借料等
	向光石広場	30,000	管理委託料
町内プール	加計・戸河内・筒賀・坂原・井仁・松原・猪山・上殿・寺領・平見谷・修道・津浪	11,623,550	賃金、管理委託料、保守点検・維持管理・水質検査、AED レンタル等
合	計	26,494,006	

ア 加計体育館利用状況

年間利用状況

利用日数[日]	利用件数[件]	利用者延べ人数[人]
307	632	11,003

種目別利用状況

種 目	利用団体 [団体]	利用件数 [件]	利用者延べ人数 [人]	利用料金 [円]
バレーボール	16	255	3,904	230,580
ビーチボールバレー	1	69	836	56,580
バドミントン	11	103	1,102	125,730
卓球	5	54	470	14,860
テニス	2	39	423	18,600
フットサル	2	53	1,285	137,855
バスケットボール	3	3	94	16,740
その他	20	55	2,889	427,083
合 計	60	631	11,003	1,028,028

イ 戸河内ふれあいセンター利用状況

年間利用状況

メイプルホール			アリーナ		
利用日数 [日]	利用件数 [件]	利用者延べ 人数[人]	利用日数 [日]	利用件数 [件]	利用者延べ 人数[人]
86	95	5,694	217	366	6,577

種目別利用状況

種 目	利用団体 [団体]	利用件数 [件]	利用者延べ人数 [人]	利用料金 [円]
バレーボール	6	8	81	10,000
ビーチボールバレー	1	30	159	6,800
ソフトバレーボール	1	40	217	12,800
バドミントン	7	29	632	247,740
卓 球	5	111	1,661	34,300
剣 道	4	82	882	7,780
その他	24	66	2,945	152,390
小 計	48	366	6,577	471,810
メイプルホール	30	95	5,694	341,900
(冷暖房)				40,480
楽屋	17	25	238	46,620
(冷暖房)				2,690
ピアノ、音響等				17,857
ロビー	0	0	0	0
小 計	47	120	5,932	449,547
合 計	95	486	12,509	921,357

(3) 社会体育振興事業（決算書P.112）

① 事業の目的・内容

ア 安芸太田町民グラウンドゴルフ大会

日時 平成30年10月24日（水）

場所 深入山グラウンドゴルフ場

参加者 94人（22自治会）

② 事業の成果と課題

行政は今後も住民ニーズを把握しながら、スポーツ振興に資する住民の活動を側面支援する必要がある。

③ 歳出決算額 270,851円

○ 衛生対策室

1. 清掃費

(1) 清掃総務管理事業（決算書 P. 78）

① 事業の目的内容

山県郡西部衛生組合の解散を受け、平成 29 年度から本町において発生する一般廃棄物は、本町単独で処理することとなった。排出される廃棄物を適正に処理することにより本町の生活環境の保全を図るとともに、資源化率を向上させることにより循環型社会の構築に寄与する。

② 事業の成果と課題

ごみ分別の変更やし尿汲取の登録制度の導入等により、ごみ・生し尿とも平成 29 年度は前年度比で減少していたが、分別区分・登録制度ともに定着してきたことから、平成 30 年度はいずれも増加となった。

③ 歳出決算額 3,191,427 円

s

(2) ごみ処理管理事業（決算書 P. 80）

① 事業の目的内容

ごみの発生、搬出量の抑制、ごみの分別推進に取り組み、再資源化を進める。

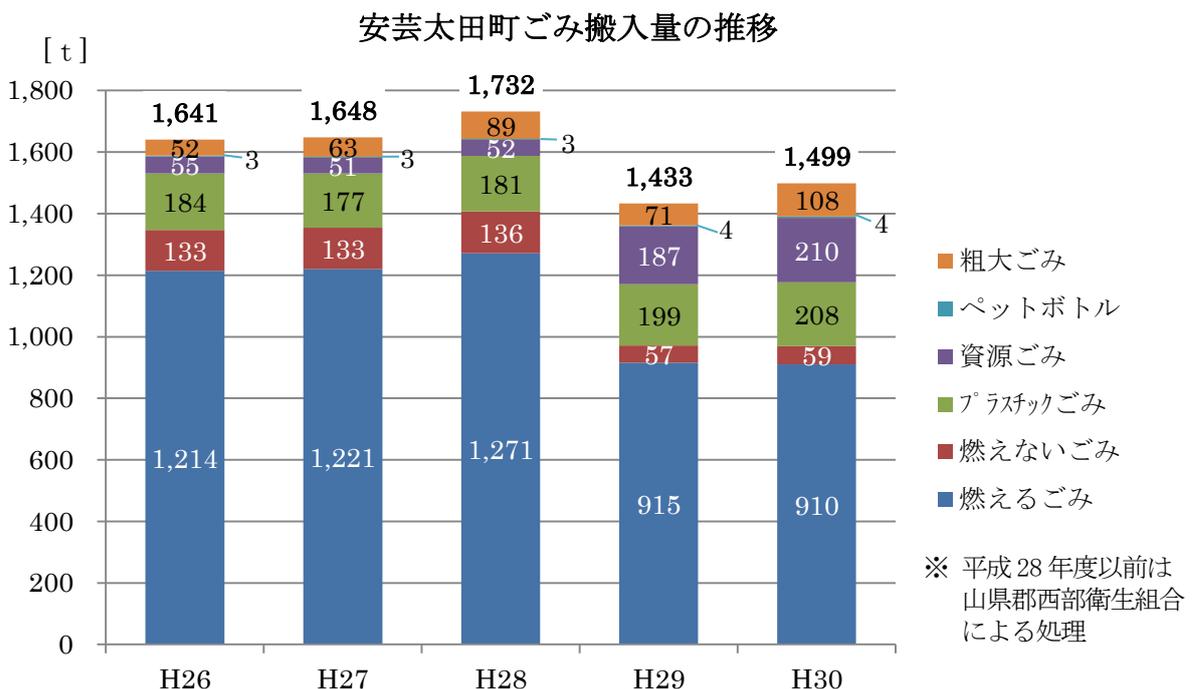
町内のすべてのごみ（一般廃棄物）は、ポックルくろだおに搬入し、適正に処理する。

② 事業の成果と課題

平成 28 年 12 月 28 日に広島市との間で締結された「一般廃棄物の処理に関する基本協定書」により、燃えるごみは広島市安佐南工場に運び焼却処理を委託している。

燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ等については、ポックルくろだおで中間処理を行い、民間業者に処理委託や売却を行っている（平成 30 年度リサイクル率：40.3%）。

③ 歳出決算額 106,867,332 円



平成30年度 ごみ処理費 委託料

業務名	相手先	所在地	委託金額[円]
可燃ごみ処理	広島市 安佐南工場	広島市	20,763,831
家庭ごみ収集運搬	(有) 西部パブリック	安芸太田町	18,672,000
	西部環境 (有)		18,792,000
可燃ごみ運搬 (搬出)	(有) 西部パブリック	安芸太田町	7,626,960
	西部環境 (有)		7,861,536
廃プラスチック類処理	ジェムカ (株)	山口県 萩市	9,759,749
可燃ごみ (ピット外) 処理			2,831,347
ガラスびん再生商品化	(財) 日本容器包装リサイクル協会	東京都	25,364
不燃物残渣資源化	(有) すずか	竹原市	278,704
廃乾電池等運搬	日本通運(株)	広島市	165,888
廃乾電池等処理費	野村興産(株)	大阪府	372,913
廃乾電池等処理管理費	全国都市清掃会議	東京都	9,728
ごみ処理施設機能検査	(財) 広島県環境保健協会	広島市	864,000
ごみ処理施設電気保安業務	(株) クラフトコーポレーション	広島市	368,000
ごみ処理施設消防設備点検	(株) 猪原商店	安芸太田町	145,000
ごみ処理施設保守点検	(株) 川崎技研	福岡市	637,200
脱臭装置活性炭取替	(株) カンサイ	広島市	604,800
ごみ計量システム更新	(株) 光成衡機	福山市	1,512,000
家庭ごみ指定袋作成	(株) 猪原商店	安芸太田町	3,447,360
事業ごみ指定袋作成			645,840
不法投棄ごみ処理	(株) 杉原土建	安芸太田町	32,400
計			95,416,620

(3) し尿処理管理事業 (決算書 P. 80)

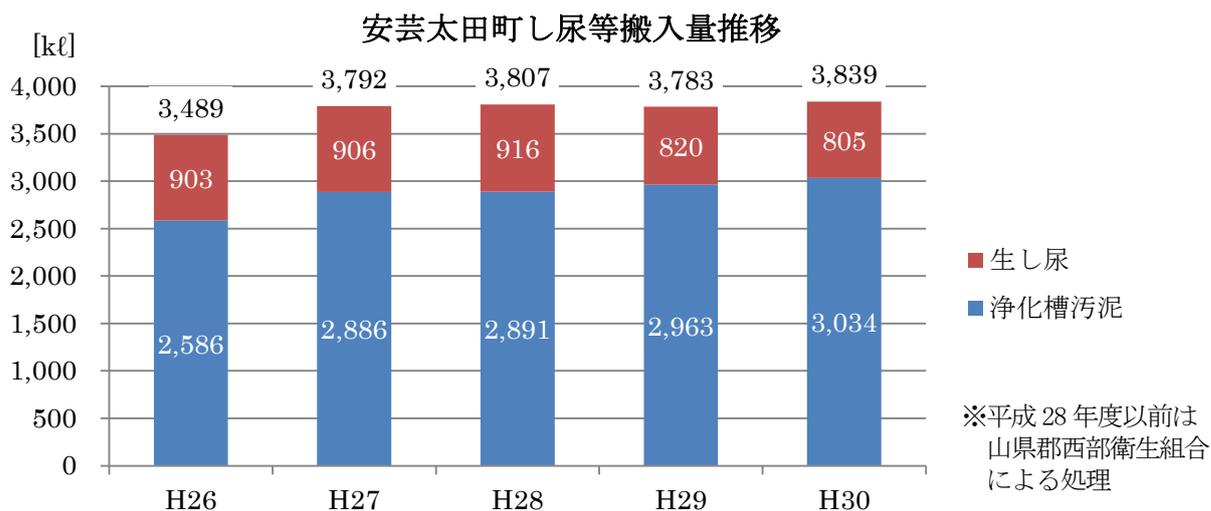
① 事業の目的内容

生活排水による水質汚濁及び生態系への影響が生じることのないよう適正に処理を実施し、衛生的な排水処理を推進する。

② 事業の成果と課題

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、燃えるごみと同様に広島市へ処理委託している。そのため、町内の収集を行った後(当日中)に広島市西部水資源再生センターに搬入している。(生し尿は直営収集・搬出、浄化槽汚泥は許可収集・搬出委託)

③ 歳出決算額 62,840,262 円



平成 30 年度 し尿処理費 委託料

業務名	相手先	所在地	委託金額[円]
し尿等処理	広島市 西部水資源再生センター	広島市	33,297,501
浄化槽汚泥運搬（搬出）	(株) クリンプロ	安芸太田町	19,964,848
し尿汲取手数料徴収システム保守	(株) サンネット	広島市	589,680
計			53,852,029

(4) 事務承継事業（決算書 P. 80）

① 事業の目的内容

燃えるごみ焼却処理とし尿処理を広島市に委託したことから不要となった焼却設備及びし尿処理施設等の解体について、山県郡西部衛生組合から広島市が脱退する際に安芸太田町、北広島町及び広島市の三者間で締結した覚書（平成 19 年 2 月 19 日締結）により協議を行い、円滑かつ早急に施設の解体を行う。

② 事業の成果と課題

施設解体に関する覚書が平成 30 年 7 月 12 日に同三者間で締結され、それぞれの費用負担割合が決定した。（安芸太田町：50.1%、北広島町：13.7%、広島市；36.2%）これにより、平成 30 年度・31 年度の二箇年において施設の解体工事を行う。

③ 歳出決算額 127,338,019 円

平成 30 年度 事務承継事業費

節	業務名	相手先	所在地	委託金額[円]
委託費	旧山県郡西部衛生組合のごみ処理施設等解体工事に係る施工監理業務	日本水工設計（株）	広島市	2,613,600
使用料及び賃借料	土地賃借料		安芸太田町	740,419
工事請負費	旧山県郡西部衛生組合のごみ処理施設等解体工事	奥村組・河本組旧山県郡西部衛生組合のごみ処理施設等解体工事共同企業体	広島市	123,984,000
計				127,338,019

2. ごみ・し尿手数料等収入状況

ごみ処理手数料

区 分	調定額[円]	収入済額[円]	不納欠損額[円]	収入未済額[円]	徴収率[%]
現年度分	21,029,327	20,415,827	0	613,500	97.1
過年度分	203,470	121,500	0	81,970	59.7
計	21,232,797	20,537,327	0	695,470	96.7

し尿汲取手数料

区 分	調定額[円]	収入済額[円]	不納欠損額[円]	収入未済額[円]	徴収率[%]
現年度分	17,598,820	17,572,750	0	26,070	99.9
過年度分	218,950	62,630	0	156,320	28.6
計	17,817,770	17,635,380	0	182,390	99.0

公用車売払収入

種 別	売却数[台]	売却額[円]	備 考
バキュームカー（3t）	1	130,000	平成14年式 2,700ℓ積
計	1	130,000	

リサイクル販売収入

種 別	売却量[kg]	売却額[円]	売却単価[円/kg・税抜]
アルミ缶	11,650	1,438,365	132.0→127.0
スチール缶	11,900	289,574	23.5→30.5
小型電化製品	15,704	49,908	3.0
粗大ごみ（金属系）	50,536	259,807	5.0→6.0
古紙類	82,350	1,335,223	
新聞紙	17,220	391,413	20.0→22.0
雑誌	38,200	600,403	15.0→14.0
段ボール	11,900	262,785	20.0→21.0
紙パック	0	0	15.0
シュレッダー	15,030	80,622	5.0
ペットボトル	3,320	33,858	10.0→5.0
ガラスびん	41,820	2,143	再商品化拠出金
計	217,280	3,408,878	

※単価変動は10月契約更新によるもの。

雑入

区 分 ・ 金 額 [円]		備 考
旧山県郡西部衛生組合のごみ処理施設等解体 工事に係る負担金		平成30年度費用 316,494,000円×40%=126,597,600円
	広島市	45,828,331 36.2%
	北広島町	17,343,871 13.7%
小 計		63,172,202
山県郡西部衛生組合事務承継事業負担金		土地賃借料 年額740,419円
	北広島町	161,411 21.8%
小 計		161,411
合 計		63,333,613

○ 農業委員会

1. 農業委員会費

(1) 農業委員会運営事業（決算書P.82）

① 事業の目的・内容

農地の権利移動許認可や農地転用等の法令業務に取り組んでいる。

町内全域の農地パトロールによる農地の利用状況調査を行い、利用状況の把握確認と農地の違反転用を未然に防ぎ、農地の効率的な利活用に努め、経営育成を図るため農地の利用権設定を推進し、遊休農地の解消に努めている。

農業者年金業務については、農業者年金受給権者から提出された届出書等について所定の手続きを行い農業者年金基金に提出している。加えて、農業者年金の加入対象者に対して年金加入促進活動を実施している。

② 事業の成果と課題

町内全域の農地パトロール及び町広報誌の活用による違反転用等防止の周知などにより、違反転用等の早期発見や事前の農地法許可申請につながった。

今後は、農業従事者の高齢化、米価の低迷や有害鳥獣の被害等による生産意欲の低下により、農地の遊休化が進んでいる中で、新規就農者等へ農地の集積を促進し、効率的な利用を図ることが必要である。

【安芸太田町農業委員会体制】

- ・農業委員 10人
- ・農地利用最適化推進委員 10人

ア 会議の開催

- ・農業委員会総会 12回

イ 許可申請等処理関係

- | | | |
|------------|-----|------------------------|
| ・農地法第3条関係 | 31件 | 33,192 m ² |
| ・農地法第4条関係 | 4件 | 982 m ² |
| ・農地法第5条関係 | 16件 | 15,400 m ² |
| ・利用権設定 | 54件 | 224,056 m ² |
| ・相続届出 | 18件 | |
| ・農業者年金業務関係 | 6件 | |

ウ 農地パトロール

- ・調査実施時期 7月～9月

エ 建議

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、町に対して、平成31年度に向けて農業施策に対する事業の推進と予算確保の申出を行う。

オ 先進地視察研修

- ・日程 平成31年2月26日～27日
- ・視察先 島根県 出雲市 株式会社桃源（島根県 出雲市）が取り組んでいる農業、福祉の連携における就農と農産品づくりについて、視察及び研修を行った。

③ 歳出決算額 4,913,903円（県支出金等2,684,514円）

□ 国民健康保険事業特別会計

○ 住民生活課

(1) 概要

① 事業の目的内容

被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び住民保健の向上に寄与することを目的とする。

② 事業の成果と課題及び経費

本町の国民健康保険被保険者の年齢構成は、60歳以上の被保険者が66.6%を占め、生活習慣病の発症率が高くなる壮年、高齢者が多いことや、被保険者数に対して長期入院者の割合が高いこと等が影響し、一人あたりの医療費が高い状況が続いている。

一方で、被保険者数の減少と高齢化に伴い、国民健康保険税収入は減少しており、給付に見合う財源の確保が厳しい状況となっている。

全国的にも、同様の構造的な課題を抱えており、国民皆保険制度を将来にわたって維持するため、国民健康保険法が改正され、平成30年度から都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となって共同運営することとなり、都道府県は、財政運営の責任主体としての役割などを担うことになった。

広島県においても、県が国民健康保険事業費特別会計を新設し、市町の保険料（税）等を県納付金として集め、これらを財源とする県交付金により、市町の保険給付費を賄うなど、県と市町の特別会計が連携する仕組みを整備して、県単位化のスケールメリットにより財政基盤の安定化を図るとともに、市町間の納付金負担の公平性を確保するため、納付金の財源となる保険料（税）水準を令和6年度から県内統一できるよう、市町には、段階的な保険料（税）率の引上げ等が求められている。

本町としては、被保険者の負担増を可能な限り緩やかにするため、納付金の上昇に対し、基金充当などにより激変緩和措置を図っている。

今後においては、県内全市町と県が連携し、県全体の医療費水準の適正化を図ることを基本として、国保の運営を推進していく。

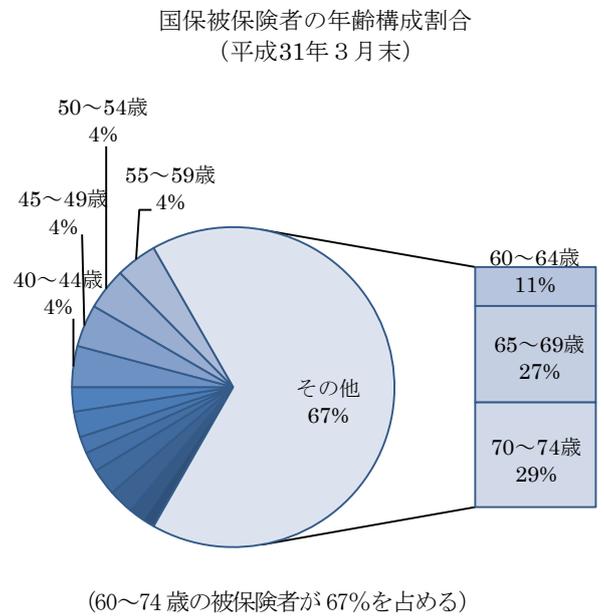
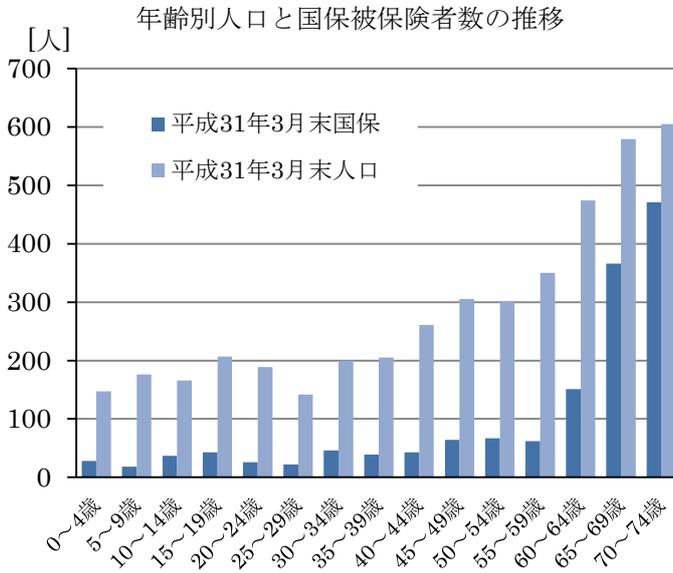
歳入[円]（決算書P.123～129）		歳出[円]（決算書P.131～141）	
保険税	113,309,174	総務費	26,721,028
県支出金	676,783,004	保険給付費	573,972,648
療養給付費交付金	345,028	県納付金	234,290,177
繰入金	110,376,758	保健事業費	48,841,478
繰越金	32,830,269	基金積立金	32,030,233
その他収入	706,858	その他支出	17,884,127
合計	934,351,091	合計	933,739,691

ア 被保険者の状況

平成30年度の平均被保険者数は1,510人で、安芸太田町の全住民の24.27%を占め、

平均加入世帯数は1,003世帯で、全世帯の32.15%となり、昨年度より人数で0.62ポイント、世帯数で1.05ポイント、ともに減少し、加入率は減少傾向にある。

異動事由別でみると、取得事由では社会保険離脱によるものが最も多く、次いで転入となっており、喪失事由では社会保険加入によるものが最も多く、次いで後期高齢者医療制度への加入によるものが増えている。



国保加入状況 (年度平均数)

	世帯数 (世帯)	被保険者数 [人]	
		一般被保険者数	退職被保険者数
平成29年度	1,043	1,584	20
平成30年度	1,003	1,510	5

被保険者増減内訳

増	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	計
	50	148	3	5	0	5	211
減	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他	計
	46	109	3	10	97	4	269

(2) 保険税 (決算書P.123)

国民健康保険税については、県単位化に伴い、県内被保険者の保険料(税)負担の公平性を確保するため、令和6年度からの保険料(税)率の統一と資産割の廃止に向けて、段階的な所得割、均等割及び平等割の引上げと、資産割の引下げを行った。また、口座振替の推進や、滞納者へのきめ細やかな納税相談等に取り組んだが、現年度分収納率は95.69%となり、昨年度の96.26%を0.57ポイント下回った。引き続き収納率の確保向上に努めて

いく必要がある。

国保税率：対前年度

	平成 30 年度			平成 29 年度		
	医療分	介護分	後期支援分	医療分	介護分	後期支援分
所得割	6.2% (0.2%)	1.4% (±0%)	2.2% (0.1%)	6.0%	1.4%	2.1%
資産割	25.0% (△5.0%)	0% (△10.0%)	5.0% (△5.0%)	30.0%	10.0%	10.0%
均等割	22,500 円 (1,000 円)	7,200 円 (△600 円)	8,000 円 (500 円)	21,500 円	7,800 円	7,500 円
平等割	16,600 円 (600 円)	3,300 円 (△700 円)	7,000 円 (±0 円)	16,000 円	4,000 円	7,000 円

国保税率：対令和 6 年度に達成すべき保険料水準（準統一の保険料率）

	平成 30 年度			準統一の保険料率		
	医療分	介護分	後期支援分	医療分	介護分	後期支援分
所得割	6.2% (△0.9%)	1.4% (△0.54%)	2.2% (△0.09%)	7.10%	1.94%	2.29%
資産割	25.0% (25.0%)	0% (±0%)	5.0% (5.0%)	0%	0%	0%
均等割	22,500 円 (△5,988 円)	7,200 円 (△2,875 円)	8,000 円 (△1,205 円)	28,488 円	10,075 円	9,205 円
平等割	16,600 円 (△3,248 円)	3,300 円 (△1,322 円)	7,000 円 (587 円)	19,848 円	4,622 円	6,413 円

(3) 療養給付事業（決算書 P. 131～133）

一般被保険者の療養給付

	平成 29 年度[円]	平成 30 年度[円]	増減額[円]	伸 率
療 養 の 給 付	515,969,288	497,661,465	△18,307,823	△3.6%
療 養 費	2,475,244	2,462,736	△12,508	△0.5%
1 人当たり医療費	331,486	331,867	381	0.1%

退職被保険者の療養給付

	平成 29 年度[円]	平成 30 年度[円]	増減額[円]	伸 率
療 養 の 給 付	9,088,562	2,808,120	△6,280,442	△69.1%
療 養 費	110,113	22,575	△87,538	△79.5%
1 人当たり医療費	459,934	566,139	106,205	23.1%

一人当たり医療費は、一般被保険者はほぼ横ばい、退職被保険者は増加した。一般被保険者については、精神疾患による長期入院、退職被保険者については、数件の高額な医療費が一人当たりの医療費を押し上げる要因になっているものと考えられる。

(4) その他給付事業（決算書P.133～135）

種 別	平成 29 年度		平成 30 年度	
	件数[件]	支給額[円]	件数[件]	支給額[円]
高 額 療 養 費	1,333	73,163,449	1,279	67,497,268
出 産 育 児 一 時 金	4	1,680,000	5	2,084,000
葬 祭 費	13	390,000	10	300,000

(5) 保健衛生普及事業（決算書P.137）

① レセプト点検の実施

医療費の適正化を図るため、レセプト点検員を配置し、請求内容についての点検等を実施した。内容点検に係る財政効果率は0.20で、県平均0.18を0.2ポイント上回った。

② 医療費通知の実施

医療費に対する理解と認識を図り、健康に対する意識を高める取り組みとして、医療費通知を年6回実施した。

③ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）については、被保険者の薬代の負担軽減や国保財政の改善に資することから、使用促進の広報誌での周知や、「ジェネリック医薬品希望カード」を配布するとともに、先発医薬品から切り替えた場合の自己負担額差額通知を実施し、後発医薬品への置き換え率は80.1%となった。

④ 糖尿病性腎症重症化予防事業

広島県医師会、同糖尿病対策推進会議及び広島県による「健康寿命の延伸に向けた糖尿病性腎症重症化予防に係る広島県連携協定」に基づき、重症化するリスクの高い未治療者や治療中断者を対象とする「糖尿病性腎症重症化予防事業業務」を広島県国民健康保険団体連合会に委託し、25名に参加を勧奨し、2名の保健指導を行った。

(6) 特定健康診査事業・特定保健指導事業（決算書P.139）

人口の高齢化による医療費の増加が社会的な課題となる中、生活習慣病予防を目的として内臓脂肪症候群（いわゆるメタボリック・シンドローム）の早期発見及び生活習慣の改善による発症と重度化の抑止を図り、医療費の削減に結びつけるため、平成20年度から40歳～74歳までの被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられている。

本町では、第2期データヘルス計画（第3期特定健康診査等実施計画）を策定し、特定健診受診率及び特定保健指導終了率の目標値を設定し、啓発等に取り組んでいる。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
特定健診 受診率[%]	45	48	52	55	58	60
特定保健指導 終了率[%]	60	60	60	60	60	60

受診率向上の取り組みとして、未受診者への個別受診勧奨や、治療中の方の検査結果等の情報提供事業を町内医療機関の協力を得て実施し、平成30年度の受診率は、42.3%となる見込みで、昨年度の41.4%から0.9ポイント上昇した。

特定保健指導については、平成30年度の合計終了率（令和元年6月末時点）が22.7%となる見込みで、対象者が固定化し、拒否者も多く、頭打ちの状況で、昨年度の確定値62.0%から39.3ポイント下回っている。

今後も集団健診によるがん検診との同時実施や、個別健診への電話・訪問による受診勧奨など、関係課等と連携し、制度の周知と受診率の向上に努める必要がある。

(特定健康診査)

4/1 現在 対象者数	実 施 形 態	受診者数 ^{※1} [人]	年度末有資格受診者	受診率
			年度末対象者数	
1,297人	集団健診（山ゆり健診）	367	475人 1,122人	42.3%
	人間ドック・原爆健診	115		
	個別医療機関健診	30		
	医療機関情報提供	29		
	合 計	541		

※1 年度途中で資格喪失した者を含む数値。よって、年度末有資格受診者（法定数値）と差が生じている。

(特定保健指導)

対 象 者 数		利用者数	終了者数	終了率	合計終了率 (R1.6 末時点)
動機付け支援	51人	39人	13人	25.5%	22.7%
積極的支援	15人	14人	2人	13.3%	
合 計	66人	53人	15人	22.7%	

○ 健康づくり課

1. 保健事業費

(1) 歯科保健センター運営事業（決算書P.137）

① 事業の目的・内容

いつまでもおいしく食べるため、嚥下機能の維持向上を目的に、ライフステージに応じた口腔ケア事業を実施し、むし歯や歯周病の予防、早期発見・早期治療につなげ、口腔機能に対する意識の向上を図る。

また、生涯自分の口で食べられるよう、8020（80歳で20本の歯を維持すること）を目的に、歯科検診、フッ素塗布、ブラッシング指導、高齢者の口腔機能向上リハビリ、要介護者の口腔ケア等幅広い指導を行っている。

区分	事業名	内容	対象者	参加延人数
訪問	訪問口腔ケア	口腔ケア指導	要介護者	508人
健康 診査	妊婦歯科検診	妊婦歯科検診	妊婦	8人
	乳幼児健康診査	歯科検診・指導	9か月・1歳半・2歳半・3歳	124人
	乳幼児フッ素塗布	フッ素塗布	乳幼児（保育所・幼稚園含む）	364人
	中高年歯科検診	歯科検診・指導	20歳以上	134人
健康 教育	幼児ブラッシング教室	ブラッシング 指導・事後指導	幼児	41人
	児童・生徒健康教室		小中学生・高校生	383人
	妊婦交流会		妊婦	5人
	口腔ケア講演会	講演会	医療・保健・福祉関係者	79人
	啓発活動	歯周病予防教室	住民組織・施設職員	7人
健康 相談	育児相談	個別相談・指導	乳幼児及び保護者	115人
連携 会議	子育て支援連携会議	連携会議	保育士等（12回）	148人
	歯科保健連携会議		歯科医師等（1回）	14人
	養護部会		小中学校養護教諭（1回）	10人
	歯科衛生連絡協議会		山県郡歯科医師会（9回）	94人
表彰	8020達成者表彰	表彰	80歳代	35人
	はつらつ家族表彰		3歳児親子	13組

② 事業の成果と課題

今後も、町内の各関係機関と連携のもと、乳幼児期から高齢者まで検診・相談・教室等をきめ細かく実施し、歯科に対しての意識向上に繋げていく。

各ライフステージに応じた歯科保健指導の実施体制はできているものの、壮年層への歯周病予防の取り組みが困難な状況であり課題となっている。また、妊婦・乳幼児期からの歯科保健活動を継続する中で、むし歯の保有数が多いケースについて入念な関わりが求め

られる。

③ 歳出決算額 3,543,983 円

2. 特別総合保健事業

(1) 国保総合保健施設運営事業（決算書P.137）

① 事業の目的・内容

安芸太田町加計保健福祉総合施設あんしんにおいて、保健・医療・福祉関係機関及び住民自主組織等と連携し、健康教育、健康相談、家庭訪問等を実施している。運動とあわせて食生活にも課題がみられることから、食育に関する研修会や町内行事とあわせて減塩運動の推進や野菜摂取量を増やす等の普及啓発に努めている。

また、集いや訪問等を通して、障がいのある方との人間関係を築くとともに、社会や地域と交流するきっかけづくりを通して、孤立を防ぎ自立を支援するため様々な事業を展開している。

② 事業の成果と課題

「第2次健康安芸太田 21」に基づき、各種関係機関の協力を得ながら、健康寿命の延伸や減塩、禁煙等に対する取り組みを実施した。

引き続き、生活習慣病に起因した医療費の増加に対する取り組みや青壮年期の運動推進、心の健康づくり等、すべての住民が健康で暮らしていくための施策を展開していく。

また、今後は取り組みの検証・改善をしていくための仕組みづくりが必要である。

ア 健康づくり事業

区分	内容	参加延人数
生活習慣病予防対策	糖尿病予防教室（運動・栄養）	59人
	健康相談（訪問・電話・来庁等含む）	350人
	ヘルスマイスターの再教育と活動支援	76人
	月例ウォーキングの支援	166人
	糖尿病性腎症重症化予防	25人
食生活改善事業	減塩普及活動	89人
	サロン活動支援	95人
	地域伝達活動	71人
	健康増進のための地域活動	155人
	献血事業における食生活指導	278人
	ウォーキング大会支援	0人
	男性料理教室	35人
医療費適正化事業	医療機関多受診・重複受診者訪問指導	0人

イ 健康安芸太田 21 推進事業

区 分	内 容	参加延人数
健康安芸太田 21 推進事業	第 12 回安芸太田ウォーキング大会	中止

ウ 精神保健・障がい保健事業

区 分	内 容	参加延人数
精神保健・ 障がい保健事業	精神障がい者交流会（プチソーシャル）	60 人
	お酒の悩み相談会	242 人
	アルコールに関する教室（小中学生）	57 人
	個別訪問支援	146 人
	お陽さま相談（療育相談） ※2 ヶ月に 1 回開催	31 件

③ 歳出決算額 7,628,624 円

3. 特定保健指導費

(1) 特定保健指導事業（決算書 P. 139）

① 事業の目的・内容

山ゆり健診等の特定健康診査の結果から特定保健指導該当者を把握し、生活習慣病予防と疾病の重症化予防、健康の維持・医療費の増加を防ぐ目的として指導を行っている。

② 事業の成果と課題

特定保健指導の集団指導では、本町が健康づくりとして進めている有酸素運動を取り入れた運動を中心とした指導を行い、生活習慣の改善と継続した運動習慣の定着を図っている。介入困難なケースや経年して対象者に上がる者に対して、介入方法・指導内容の見直しや改善、指導終了後の定期的なフォローアップが必要である。

③ 歳出決算額 555,771 円

□ 後期高齢者医療事業特別会計

○ 住民生活課

1. 後期高齢者医療

(1) 概要

① 事業の目的・内容

高齢者が安心して医療を受けることができるよう、高齢者にかかる医療費を社会全体で支えあうため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい高齢者医療制度として平成20年4月から事業開始されている。

本事業の運営については、各種申請書の受付や、保険料徴収に関する事務は各市町が行い、財政運営は県内全23市町が加入する「広島県後期高齢者医療広域連合」（以下、「広域連合」）が行なっている。

ア 被保険者

- ・ 65歳から74歳で一定の障がいがある者（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた者）
- ・ 75歳以上の者

		平成31年3月末現在		
			一般	現役並み所得者
被保険者数 [人]	～74歳	58	58	0
	75歳～	1,906	1,875	31
	計	1,964	1,933	31

イ 医療費の負担

原則として1割（現役世代並みの所得のある者は3割）

ウ 療養の給付状況

	保 険 者 負 担 額[円]		
	安芸太田町分	一般	現役並み所得者
療 養 給 付 費	1,776,691,044	1,762,713,730	13,977,314
療 養 費 等	5,946,545	5,886,870	59,675
高 額 療 養 費	51,271,201	50,135,091	1,136,110
高額介護合算療養費	878,852	878,852	0
合 計	1,834,787,642	1,819,614,543	15,173,099

② 事業の成果と課題

安定的した事業運営が実施できており、今後も運営主体である広域連合と連携をとりながら、制度の適正な実施に取り組んでいく。

(2) 一般管理事業

① 事業の目的・内容

資格・給付に係る申請書を受付け、広域連合に進達した。

申請書等の名前	[件]	申請書等の名前	[件]
障害認定申請書	14	療養費支給申請書	89
障害認定撤回申請書	2	高額療養費支給申請書	105
被保険者証再交付申請書	63	葬祭費支給申請書	129
負担区分等証明申請書	2	申立・誓約書（相続手続）	60
限度額適用・標準負担額認定申請書	80	振込口座変更依頼書	9
限度額適用認定申請書	16	食事（生活）療養差額支給申請書	1
特定疾病認定申請書	2	第三者行為による被害届	1
基準収入額適用申請書	3	高額介護合算療養費支給申請書 兼自己負担額証明書交付申請書	112
一部負担金減額及び 徴収猶予申請書	1		

② 歳出決算額 8,118 円

(3) 徴収事業

① 事業の目的・内容

後期高齢者医療保険料の現年度分収納率は、特別徴収 100%、普通徴収 99.97%で高い水準となっている。

② 歳出決算額 855,917 円

(4) 後期高齢者医療広域連合納付事業

① 事業の目的・内容

ア 事務費納付金

後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合へ、事業実施に係る事務費負担金を納付した。事務費負担金の算出方法は、均等割 10%、後期高齢者人口割 50%、人口割 40%である。

イ 保険料等納付金

被保険者から徴収した保険料及び保険料に係る延滞金を、運営主体である広域連合へ納付した。なお、納付金額は、平成 31 年 3 月末時点での収納額であり、4 月以降に収納したものについては、翌年度において納付する。

また、高齢者の医療の確保に関する法律第 99 条第 3 項の規定に基づく後期高齢者医療保険基盤安定負担金を、広域連合へ納付した。

※ 軽減被保険者数 1,599 人（7 割軽減 1,064 人、5 割軽減 262 人、2 割軽減 197 人、5 割軽減（被扶養者）76 人）

② 歳出決算額 135,280,469 円

□ 介護保険事業特別会計

○ 福祉課 福祉事務所

1. 介護保険

(1) 概要

① 事業の目的・内容

介護保険は、介護を必要とする状態になっても安心して生活を送ることができるよう、介護を社会全体で支えることを目的とした制度であり、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する。

また、介護保険制度の持続可能性を確保、高齢者の自立支援と重度化防止、在宅医療と介護の連携や介護予防の取り組み強化等により、「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていく。

② 事業の成果と課題

加齢に伴い生じる心身の変化に起因する疾病等により、要介護（要支援）状態となり、入浴や排泄・食事等の介助、機能訓練並びに療養上の管理その他の医療を要する人、また基本チェックリストの実施によって総合事業の対象となった人について、その有する能力に応じ、少しでも自立した日常生活を営むことができるようにするため、必要なサービスに係る給付を行った。

第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）の1年目となる本年度は、特に、要介護（要支援）状態の重度化防止をめざし、「介護予防と地域づくり」を目的とした介護予防事業に取り組んだ。

次年度も各関係機関との協議・検討を重ねながら、既存の介護サービスや制度の見直し、地域支援事業を活用したサービスの展開を行うことで、更なる「地域包括ケアシステム」の深化・推進をめざしていく。

介護保険事業特別会計の収支状況（平成30年度）

歳入[円]（決算書P.160～167）		歳出[円]（決算書P.168～177）	
保険料	223,496,400	総務費	8,898,636
使用料及び手数料	12,500	保険給付費	1,177,940,141
国庫支出金	347,181,310	基金拠出金	0
支払基金交付金	333,223,373	地域支援事業費	47,983,468
県支出金	195,871,350	基金積立金	15,362,294
財産収入	162,171	諸支出金	21,343,067
繰入金	183,391,669	予備費	0
繰越金	27,354,246		
諸収入	252,369		
合計	1,310,945,388	合計	1,271,527,606

2. 賦課徴収費

(1) 賦課徴収事業（決算書 P. 169）

① 事業の目的・内容

介護保険事業の費用を賄うため、介護給付費等から公費負担分や交付金、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）保険料等を差し引いた額を、第1号被保険者（65歳以上）から介護保険料として徴収する。

② 事業の成果と課題

介護保険料の収納率の向上をめざし、普通徴収対象者に対する口座振替への勧奨や未納者に対する督促・催告に加え、滞納処分（差押）を実施する等、介護保険料徴収の取組みの強化を図った。

特別徴収と普通徴収を合わせた介護保険料の現年度分の収納率は、平成29年度実績と比較すると0.2%増加し、99.96%であった。また、現年度分の普通徴収分だけをみると、昨年度の実績より4.02%増加した。滞納繰越分については、収納率が3.76%増加した。

平成29年8月から適用となった年金受給に必要な資格期間の短縮（25年→10年）に伴い、未納額については減額傾向にあるが、未納者の多くが高額滞納者であるため、今後も個別徴収体制を強化し、督促・催告・滞納処分等による方法により収納率の向上及び滞納保険料の減額に努めていく。

③ 歳出決算額 46,843 円

ア 第1号被保険者数 3,096 人（平成31年3月31日現在）

イ 介護保険料基準月額 6,300 円

ウ 徴収状況

（単位：円）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未納額※	収納率	※
特別徴収	212,925,240	213,212,105	0	△ 286,865	100.13%	1)
普通徴収	10,427,105	10,059,485	0	367,620	96.47%	2)
滞納繰越分	4,186,540	224,810	2,464,760	1,496,970	13.06%	3)

※ 未納額 = 調定額 - 収入済額 - 不納欠損額

※1) 還付未済額 286,865 円

※2) 還付未済額 10,720 円

※3) 滞納繰越額 1,875,310 円

3. 介護認定審査会費・認定調査費

(1) 認定調査事業（決算書 P. 169）

① 事業の目的・内容

介護保険サービスを利用するために、必要な介護量を認定するための要介護認定に伴う調査及び審査会の運営を行う。

② 事業の成果と課題

要介護（要支援）認定者数は、新規申請の相談を受けた際に申請理由を明確にし、状況によっては地域支援事業（介護予防事業）のサービスに繋げていったケースもあり、昨年度に比べて要介護（要支援）認定者数は減少した。また、制度改正に伴い、認定有効期間

が最長2年から3年へと変更になったことも影響し、認定審査会での審査件数も減少した。

認定調査については、平成24年度から認定調査員を専属雇用し、専門性が必要となる要介護認定の調査に対応し、適正な要介護認定の推進を図っている。今後も継続して、更なる要介護認定の適正化に努め、併せて介護給付費の適正化に繋げていく。

認定審査会実施状況（平成30年度）

内 容	人数及び回数等
審査委員数[人]	22
介護認定審査会開催数[回]	48
審査件数[件]	672

要介護（要支援）認定申請状況（単位：件）

新規申請	区分変更申請	更新申請	合 計
144	89	436	669

要介護（要支援）認定状況（平成31年3月31日現在）（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	75	81	142	132	122	105	79	736
(65歳以上75歳未満)	2	8	4	6	3	3	7	33
(75歳以上)	73	73	138	126	119	102	72	703
第2号被保険者	0	0	0	1	1	0	0	2
総 数	75	81	142	133	123	105	79	738

- ③ 歳出決算額 介護認定審査会費 1,653,120円
認定調査費 5,081,176円

4. 介護保険事業計画策定委員会費

(1) 介護保険事業計画策定委員会運営事業（決算書P.171）

① 事業の目的・内容

平成30年度は、第7期介護保険事業計画（平成30年度から令和2年度）の初年度にあたる。本計画の進捗状況の確認、各事業の見直しを行うために、安芸太田町介護保険事業計画策定委員会を開催する。

② 事業の成果と課題

策定委員会では、第7期介護保険事業計画の計画内容と現況を比較・検討し、地域支援事業の拡充や新たなサービスの創出、また当初計画には見込んでいなかった介護施設整備の計画の見直し等について検討し、継続課題とした。また、在宅医療・介護連携の部門や生活支援・介護予防サービスの基盤整備などについて課題となる点が多いため、早急なる対応が必要であることを確認した。

次期計画の策定準備も含め、今後も策定委員会において進捗状況を報告するとともに、「医療・介護・保健・福祉・生活支援」を組み合わせた包括的なサービスを提供する仕組み

づくりを推進すべく協議を進めていく。

③ 歳出決算額 41,280 円

5. 介護サービス等諸費

(1) 居宅介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業（決算書 P. 171）

① 事業の目的・内容

介護（支援）サービス利用に係る費用（サービスの種類ごとに決められた基準額）の9割分（一定以上の所得のある人については、8割または7割分）を、介護給付費として給付する（ただし、要支援認定者の訪問介護・通所介護は地域支援事業へ移行したため含まれない）。

② 事業の成果と課題

介護サービス費全体をみると、昨年度と比較して約 1,500 万円強の増額となっており、全体的なサービス利用者数も増加した。

居宅介護（支援）サービス費については、訪問・通所型サービス等の利用件数・給付額が減額している反面、福祉用具購入や住宅改修等のサービス利用が増えており、身近なサービスの需要が高い傾向にある。

地域密着型サービス費については、小規模多機能型居宅介護の利用者数・給付費ともに増加しており、「通所・訪問・泊まり」の複合型サービスに対する必要性が高くなってきている。また、施設サービス費については、昨年度と比較して施設サービス全体の給付費が増額となった。これは、平成 30 年度より施設サービスに追加された「介護医療院」の利用も給付費増額の要因となっている。

本町は、県内でも一人あたりにかかる給付費が高い状態にある。人口の減少は止まらず、施設重視の意向が介護給付費全体の施設サービス関連給付費の増額にも表れている。

後期高齢者の増加、在宅における高齢者世帯の増による老老介護、家庭での介護力低下など、施設重視の意向に伴う介護給付費の増額は今後においても予測されるため、社会資源、内的資源を活用した介護予防事業の拡充と地域づくり、要介護認定の平準化の取組等、更なる介護給付の適正化に努めていく必要がある。

③ 歳出決算額

居宅介護サービス給付事業	452,394,230 円
施設介護サービス給付事業	620,775,057 円
審査支払手数料事業	656,050 円
高額介護サービス事業	25,323,304 円
特定入所者介護サービス事業	78,791,500 円

ア 居宅介護（介護予防）サービス受給者数

（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	24	36	100	83	54	15	7	319
第2号被保険者	0	0	0	1	1	0	0	2
総 数	24	36	100	84	55	15	7	321

イ 地域密着型（介護予防）サービス受給者数 (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	0	0	12	23	20	7	1	63
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0
総 数	0	0	12	23	20	7	1	63

ウ 施設介護サービス受給者数 (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
介護老人福祉施設	0	0	0	2	29	60	57	148
介護老人保健施設	0	0	10	11	17	7	9	54
介護療養型医療施設	0	0	1	1	1	0	0	3
介護医療院	0	0	0	0	0	0	1	1
総 数	0	0	11	14	47	67	67	206

エ 介護給付費 (単位：円)

平成30年度介護給付費支払総額	1,177,940,141
(内、施設等分)	714,936,152
(内、居宅分)	463,003,989

オ 主なサービスごとの給付費 (単位：円)

内 訳		平成29年度実績	平成30年度実績
居宅介護 (支援)	訪問サービス（訪問介護・訪問看護 他）	31,937,342	26,413,108
	通所サービス（通所介護・通所リハビリ）	123,365,270	119,792,211
	短期入所サービス（生活介護・療養介護）	87,113,065	81,184,092
	福祉用具・住宅改修サービス	27,332,282	27,829,100
	特定施設入所者生活介護	17,580,811	23,697,455
	介護予防支援・居宅介護支援	37,908,740	36,564,765
地域密着型サービス（小規模、G、H他）		133,824,603	136,913,499
施 設	介護老人福祉施設	419,224,187	436,588,745
	介護老人保健施設	158,876,285	164,692,719
	介護療養型医療施設	24,901,160	16,965,610
	介護医療院	0	2,527,983
特定入所者介護（予防）サービス費		76,636,760	78,791,500
高額介護（合算）サービス費		23,376,305	25,323,304
審査支払手数料		670,950	656,050
合 計		1,162,747,760	1,177,940,141

(2) 介護給付適正化事業等の実施

① 事業の目的・内容

介護保険事業と給付費の適正な運用のため、適切な介護サービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的として、ケアプランの点検と意識啓発及び介護事業者への実地指導を行う。

② 事業の成果と課題

本年度も広島県国民健康保険団体連合会と連携した町内居宅介護支援事業所へのケアプラン点検支援事業を実施した。広島県ケアマネマイスターの支援を受けて、提出されたケアプランの内容を介護支援専門員とともに検証・確認・助言した。この点検を通じて、再度介護支援専門員の業務に対する意識向上とケアプランの質の向上を図り、自立支援型ケアプラン作成へと繋げた。

また、各介護サービス事業所等の適正運営や介護給付費の適正な支出を促すため、介護事業所に対する実地指導を行い、人員等の基準や報酬算定、事業の実施内容などについて確認・助言した。

今後は、居宅介護支援事業所に対する実地指導を強化し、介護支援専門員に対する研修、情報交換を通じて介護支援専門員個々のスキルアップを図るとともに、介護給付の適正化にも更につなげていく。

町内事業所への指導状況（平成 30 年度）

内 容	件数
ケアプラン点検（町内居宅介護支援事業所及び近隣市町）	5
事業所実地指導（居宅介護支援事業所）	4

6. 地域支援事業費

高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするために「出番」や「居場所づくり」を通して生活の満足度の向上を図り、地域の実情に応じた多様かつ必要な支援を行う。

(1) 地域包括支援センター運営事業（決算書P.173）

① 事業の目的・内容

地域包括支援センターは、住民にとって身近な高齢者の総合的な相談窓口、在宅医療・介護連携相談、認知症相談の窓口と位置づけられ、各市町へ設置が義務づけられている。

② 事業の成果と課題

相談内容が複雑・多様化しており、各制度との重複利用など、他の部署との連携も充分に取りながら『ワンストップ総合窓口』としての機能を果たした。今後は、単身高齢者、在宅での高齢者世帯の増加による老老介護等家庭内での介護力の低下、引きこもり状態の子どもを80歳前後の親が養う状況（8050問題）とともに、相談内容も更に複雑・多様化していくことは明らかであり、更なる制度間の調整と多様な連携が必要である。

地域包括支援センターにおける総合相談の状況（平成30年度）

内 容	人数及び件数
総合相談の状況 【主な内訳】 介護保険に関すること 認知症に関すること 成年後見・経済に関すること 高齢者虐待に関すること	延べ486

(2) 権利擁護事業（決算書P.173）

① 事業の目的・内容

権利擁護事業は、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持できるよう、権利侵害行為の対象になりやすい高齢者、自ら権利行使や権利主張できない状況にある高齢者に対し、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。

② 事業の成果と課題

高齢者の権利擁護等に対する研修会を行い、高齢者の権利擁護の重要性を学んだ。
高齢者の虐待に関する「相談窓口」としての地域包括支援センターの役割を民生委員等や関係機関に随時発信し、相談しやすい窓口をめざす。

③ 歳出決算額 195,730円

権利擁護事業の状況（平成30年度）

内 容	参加人数
権利擁護・成年後見制度に関する普及啓発 【講演会】内容：『相続・成年後見制度の説明』 講師：NPO法人ひろしま相続・後見サポートセンター 行政書士 池田 憲三氏	講演会（33）
【研修会】内容：『任意後見制度をより深く知る』 講師：坂下法律事務所 弁護士 坂下 宗生氏	研修会（51）
成年後見制度の町長申立[件]	3

(3) 認知症総合支援事業（決算書P.173）

① 事業の目的・内容

年々身近な疾病となりつつある認知症への理解のための普及啓発、また、認知症の方や家族を温かく見守ることのできる、認知症にやさしい地域づくりをめざした啓発事業等を行う。

② 事業の成果と課題

今年度は、新たな認知症サポーターの養成として、町内中学生を対象に『認知症についての勉強会』を開催した。

地域の認知症キャラバンメイトや認知症サポーターの育成は継続的に必要であり、育成されたサポーター等の活躍の場づくりも必要である。

次年度は、行政・地域等の連携により早い時点で支援の必要な方を把握し、認知症初期集中支援チームを稼働させることと併せて、徘徊高齢者等の早期発見を目的とした『徘徊SOSネットワーク』の早期構築をめざす。

③ 歳出決算額 36,013 円

認知症総合支援事業の状況（平成30年度）

事業	内容	参加人数
認知症の啓発	認知症サポーター養成講座 対象者 加計中学校生徒を対象に開催	22
	認知症予防講座 内容 『レクリエーションで脳を活性化しよう』 講師 いきいきアクティビティサービス 奥田 裕子氏	70
認知症相談	認知症に関する相談 総合相談として、随時相談を受け、課題解決へ繋げる	延べ21件
介護者の集い	認知症の家族等の介護者の集い 年11回	49

(4) 生活支援体制整備事業（決算書P.173）

① 事業の目的・内容

生活支援コーディネーターを中心に、本町における「支え合いの仕組みづくり」を考えるための協議体委員会を設置して、地域の現状・課題を把握するとともに、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく。

② 事業の成果と課題

ア 協議体委員会の開催

協議体委員には各分野で実務に従事する人から選任し、積極的に意見を出し合い、地域や高齢者に必要なサービスの課題を検討した。次年度は、さらに具体的に協議し、事業につなげていく。

イ 生活支援サポーター養成研修会の実施

「プラチナ大学校」（広島県社会福祉協議会受託事業）を生活支援サポーター養成研修会として開催した。研修会では、生活支援に必要な知識や技術の習得のほか、在宅生活の支援に携わってもらうことを通じて、高齢者の生活支援における地域の担い手として活躍できるよう、人材の育成を図った。

今後は、研修会参加者がサポーターとしての一步をふみ出すしくみづくりが必要となる。

ウ 生活支援サポーター養成研修会修了者へのフォローアップ研修の開催

平成29年度に育成された生活支援サポーターのフォローアップ研修として、介護等に係る専門知識・介護技術の再認識と基本的な介護実践により、より意欲的に活動で

きる人材養成を行った。

エ 「住民運営の通いの場」実施のための啓発活動（立ち上げ支援）（4か所）

地域の高齢者が、歩いて通える範囲（15分程度）内で原則週1回は集い、交流し、介護予防の体操を行う「場づくり」を、住民が自主的に出来るよう支援した。

通いの場を継続していくためのリーダー（世話人）研修会や通いの場全体会を行い、リーダーの育成や参加者の意欲向上、及び新しい通いの場を増やしていくためにも、更なる啓発と町内小地域での立ち上げ支援が必要である。

③ 歳出決算額 2,001,900円

生活支援体制整備事業の状況（平成30年度）

事業	内容	実人数
生活支援サポーター養成研修会	研修日数：3日 内容：講義 ①生活支援サポーターとは ②活動するために知っておきたい「いろは」 ③サポーターとしての一歩を踏み出そう	15
生活支援サポーターフォローアップ研修の実施	研修回数：5回 内容：講義及び実習 ①傾聴ボランティア講座 ②介護技術講習会 ③権利擁護研修 ④高齢者見守りサポーター養成研修 ⑤認知症映画鑑賞会『ぼけますからよろしくお願いします』	20
住民運営の通いの場づくり支援	支援か所：4 ①戸河内（上殿地区） ②筒賀（市地区） ③加計（安野地区） ④加計（巴町地区）	35
	その他： ①町内介護施設への「いきいき百歳体操」の説明 ②シニアクラブ研修会時での説明 ③町内自主運動団体への説明、実演	4か所 1回 1回
協議体委員会の開催	構成委員：12人 実施回数：5回 協議内容：高齢者のための生活課題抽出作業及び具体的なサービスの検討	

(5) 介護予防・生活支援サービス事業（決算書P.175）

・ 介護予防・生活支援サービス事業

① 事業の目的・内容

要支援認定者または基本チェックリスト該当者を当該事業の対象とし、訪問介護・通所介護について既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPOや民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体も活用した高齢者支援を展開する。

② 事業の成果と課題

介護事業所による既存の介護予防訪問介護・介護予防通所介護（現行相当サービス）と併せ、今年度は、人員基準や運営基準を緩和した通所型の介護予防サービスを構築した。このサービスは、介護予防・認知症予防・交流を目的とした「介護予防教室」であり、町内3会場とも週1回、6か月間開催した。住民がボランティア（送迎と講座支援）として参加できることも、この介護予防教室の特色の一つである。

教室の参加者及び住民ボランティアからは、楽しみながら参加できたとの意見を多くもらった他、介護予防教室の終了後に基本チェックリストデータを検証すると、改善に向かった教室参加者が多かったこともあり、本事業の成果が伺える。

年度内における本事業の開始が遅れた反省から、次年度は早期の介護予防教室開催をめざすとともに、介護予防教室が終了した後の事業参加者の次なる受け皿づくり等も課題となっている。

介護予防・生活支援サービス事業の状況（平成30年度）

内 容	実施回数 [回]	金 額 [円]
訪問介護（現行相当）	260	909,276
通所介護（現行相当）	3,259	18,872,454
居宅介護支援	563	2,236,300
基準緩和型通所介護予防教室（委託型）	60（延べ687人）	5,703,000
（1）加計教室（火曜）	20（延べ197人）	
（2）加計教室（木曜）	20（延べ304人）	
（3）戸河内教室（金曜）	20（延べ186人）	

• 配食サービス事業

① 事業の目的・内容

住み慣れた地域で在宅生活を維持していくため、食の自立支援と見守りを目的として、65歳以上の単身世帯、又は高齢者のみの世帯、介護保険の要介護認定で要介護1から要介護5に認定された人、要支援1又は要支援2と認定された人のうち、認知症や低栄養状態のおそれが高いなど食事確保が困難な人等を対象に、栄養バランスのとれた食事を直接手渡しするとともに、訪問時に安否確認を実施する。

② 事業の成果と課題

昨年度と事業提供者が異なることもあり、事業移行による利用者の混乱を避けるため、利用料金は据え置き（1食450円：ごはん・おかず・汁物）とした。

利用者からのニーズや提供事業者の移行により課題であった「ボランティアの高齢化、提供日数の拡大、事業の継続性及び持続性」についても改善を図り、就労継続支援A型事業所として弁当づくりを担い、また、ひきこもり者を雇用することで障がい者の就労支援にも結びつけた。

配食サービスの提供日数も週3回から祝日に関係なく、月曜日から金曜日に提供する（年末年始は除く）サービスへと拡充している。

移行当初は、配達時間の遅延や味が不安定の不安要素もあったが、管理栄養士によるメニューの改善等により週4回以上利用者が全体の約40%を占めるようになるなど、配食数は毎月伸びており、食の自立支援を担っている状況である。

利用者からサービス提供日の拡大（土・日）についての要望も多いことから、今後は事業所と協議のうえ、更なる事業拡大が実現できるよう調整をしていく。

配食サービスの状況

項目	実績（前年度実績）																
①配食総数	11,846食（7,079食）																
②利用者数	延929人																
③年間平均	46.23食/日（49.2食/日）																
④曜日別配食数																	
月	1,839食																
火	2,806食（2,496食）																
水	2,636食（2,467食）																
木	2,536食（2,116食）																
金	2,029食																
⑤介護度別利用割合	<table> <tr><td>要介護5</td><td>0.11%</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>1.94%</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>15.07%</td></tr> <tr><td>要介護1</td><td>19.48%</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>15.39%</td></tr> <tr><td>要支援1</td><td>11.19%</td></tr> <tr><td>自立</td><td>30.89%</td></tr> </table>	要介護5	0.11%	要介護4	1.94%	要介護3	5.92%	要介護2	15.07%	要介護1	19.48%	要支援2	15.39%	要支援1	11.19%	自立	30.89%
要介護5	0.11%																
要介護4	1.94%																
要介護3	5.92%																
要介護2	15.07%																
要介護1	19.48%																
要支援2	15.39%																
要支援1	11.19%																
自立	30.89%																
⑥安否確認率	71.23%																
⑦歳出金額（委託料）	5,330,700円 委託料単価：450円/食																

歳出決算額 33,115,980円

(6) 一般介護予防事業（決算書P.175）

① 事業の目的・内容

高齢者を年齢や心身の状況、要介護認定の有無等によって分け隔てることなく、地域での人と人との繋がりを通して、地域の互助、民間のサービスなどと連携を図り、住民運営の通いの場や専門職等を活かした自立支援の取組を行う。要支援・要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現をめざす。

② 事業の成果と課題

ア 介護予防普及啓発事業（通所型）

	回数	参加対象者数	参加実人数	参加延人数
栄養改善・口腔機能向上 （おいしい教室）	8回	27人	27人	92人
住民運営の通いの場づくり	6か所	54人	54人	
いきいき百歳体操の普及	4か所	120人	120人	

イ 地域介護予防活動支援事業

シニア健康大学	実施回数	10回
	参加人数	438人

ウ いきいきふれあいサロン講師派遣事業（社会福祉協議会と連携実施）

転倒予防	認知症予防	健康相談	口腔ケア	介護保険制度	計
19回	15回	41回	12回	1回	88回
203人	166人	538人	140人	5人	1,052人

高齢化が進む本町において、機能低下（身体・認知）の高齢者は増加傾向にあり、今後は地域における人と人との繋がり、住民の自主組織と連携した介護予防の取組みが必要となる。

また、本町は以前から栄養改善・口腔機能の向上がもたらす健康維持に注目し、舌圧トレーニングを通じて舌圧・食事の大切さを伝えており、今後も口腔機能の維持・改善、運動機能の維持や認知症への取組を進めていく。

特に、住民が主体となって運営する「通いの場」づくり事業は、安芸太田病院専門職（理学療法士・作業療法士等）や地域との連携を活かした介護予防事業、地域づくりをめざしており、いきいき百歳体操を実施後、口腔機能向上や栄養改善を目的として歯科衛生士の啓発教育も行った。今後も高齢者の安心・安全な暮らしのネットワーク構築にも繋がっていくよう、関係機関との連携が重要だと認識している。

今後は、介護保険制度の枠を超えて、高齢者を対象とした介護予防に限らず、若年層から介護予防を他課の事業とも連携させながら進めることを検討し、高齢になっても、住み慣れた地域でできるだけ長く暮らしていけるよう取り組んでいく。

③ 歳出決算額

介護予防普及啓発事業	4,039,411円
地域介護予防活動支援事業	300,000円
地域リハビリテーション活動支援事業	140,000円
一般介護予防事業評価事業	159,051円

□ 介護サービス事業特別会計

○ 福祉課

1. 介護予防支援事業費

(1) 介護予防支援事業（決算書P.186）

① 事業の目的内容

要介護認定による要支援1・要支援2の認定者に対し、地域包括支援センター及び委託した居宅介護支援事業所において、訪問等での面接やアセスメント、介護予防サービス支援計画の作成、モニタリング（計画の評価）を行うことを通して、自立した生活の確立と自己実現の支援を図るとともに、介護予防を推進する。

また、居宅において利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むため、要介護状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防支援を提供していく。

介護予防支援の状況（平成30年度）

（単位：人）

地域包括支援センター	居宅介護支援事業所委託	合計
1,202 (月平均利用人数 100)	37 (月平均利用人数 3)	1,239 (月平均利用人数 103)

認定者数（平成31年3月31日現在）

	H29年度	H30年度	増減
要介護認定者数[人]	597	582	△15
要支援認定者数[人]	172	156	△16
合計[人]	769	738	△31
要支援認定者割合[%]	22.3	21.1	△1.2

② 事業の成果と課題

要介護認定者に占める要支援認定者の割合は昨年同様に減少傾向にある。引き続き、要支援認定者の動態について、該当者の高齢化・重症化によるものが関連しているか等の検証を進めていく。

また、平成31年3月末での要介護認定者のうち、95.25%が後期高齢者である。

配偶者の死亡等で後期高齢者の一人暮らしは数が増加しているとともに、認知症の発症・悪化による生活力の低下も見られる。

要介護状態への移行・重度化を防ぐためにも、地域支援事業の該当者を対象とした介護予防事業の推進、自立支援に向けた予防マネジメントの実施、さらには地域での安心・安全を守るしくみを住民とともに作っていくことが重要である。

③ 歳出決算額 16,002,402円

□ 簡易水道事業特別会計

○ 建設課

1. 施設維持管理費

(1) 簡易水道総務・施設管理事業（決算書 P. 197）

① 事業の目的・内容

地域住民に安全で安定した水を供給するために、適正な施設の維持管理及び水質の管理を行う。

② 事業の成果と課題

安芸太田町の水道施設はすでに更新時期に入っており、アセットマネジメントによる管理運営、限られた財源の中での計画的な更新を進める必要がある。

また、現在は地方公営企業法非適用で事業を行っているが、今後において法適用での事業経営をすべきか検討の必要性がある。

安心・安全な水道水を供給するため、原水の水質・水量の状況に対応できる専門技術者の育成と、水道事業における技術の継承も重要な課題となっている。

平成 30 年度末の水道加入状況は下表のとおりである。下表中計画給水人口について、給水区域内人口が上回った場合でも、水道供給ができなくなることはない。これは統合認可変更時の県との協議により平成 27 年度時点での平成 29 年度人口推計を計画給水人口としたことによるもので、水道施設等の縮小は行っていないため、従来とおりの供給能力は維持している。

加入世帯及び人口の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

簡易水道	計画給水人口	給水区域内人口	現在給水人口	加入率
加 計	2,064	2,186	1,965	89.9%
戸河内	1,691	1,728	1,637	94.7%
筒 賀	925	890	877	98.5%
計	4,680	4,804	4,479	93.2%

分担金の状況（決算書 P. 193）

	工事種別	量水器径種				加入分担金	地 区
		13 mm	20 mm	25 mm	20 mm→ 25 mm		
加計	新設	2	1	1		383,400	土居下、 丁川、木坂、 下堀
	臨時		1			59,400	上堀
	増径				1	37,800	
戸河内	新設		2			237,600	上殿
合 計		2	4	1	1	718,200	

③ 使用料の収納状況

徴収業務において、督促、電話、訪問催告を行っているが、それでも支払わない者に対しては給水停止措置を行った。現在の給水停止件数は2件となっている。

また、決算上の未収金額は2,773,037円だが、実際の未収金額は2,787,325円である。これは重複納入等による過納金が4件4名14,288円であるため、この過納金は平成31年度に還付する。町全体の収納率は96.91%であり、今後も適正な徴収業務、滞納整理に努める。

使用料徴収状況 (決算書P.193)

簡易水道	調定額 [円]	不納欠損額 [円]	収入額 [円]	未収額 [円]	収納率 [%]
合 計	89,861,566	0	87,088,529	2,773,037	96.91

④ 事業の執行状況

修繕料

簡易水道	加計		筒賀		戸河内	
	箇所数	金額[円]	箇所数	金額[円]	箇所数	金額[円]
給水管	7	1,769,040	10	527,126	25	767,204
配水管	6	1,665,900	16	2,345,220	9	1,678,363
原水浄水施設	9	2,596,644	13	2,738,185	15	4,555,416
量水器交換	0	0	2	648,000	0	0
その他	0	0	2	561,276	0	0
合 計	22	6,031,584	43	6,819,807	49	7,000,983

主な修繕

箇所	修繕名
加 計	加計地区 木坂加圧ポンプ所残留塩素計修繕
筒 賀	田之尻簡易水道添架管バルブ交換保温修繕 (NO. 1 中之原橋)
戸河内	柴木地区配水池定水位弁修繕

• 柴木浄水場 全自動滅菌装置更新工事

① 事業の目的・内容

全自動滅菌装置が老朽化により損傷していることから更新工事を行う。

② 事業の成果

機器の更新により、安定的な管理が可能となった。

③ 歳出決算額 4,968,000円 (工事請負費)

- 水質管理業務
 - ① 事業の目的・内容
簡易水道の水質を管理するため、以下の項目について検査を委託した。
水質基準、水質管理目標設定、クリプトスポリジウム・ジアルジア・嫌気性芽胞菌
 - ② 歳出決算額 19,440,000 円 (委託料)

2. 施設整備費

(1) 簡易水道施設整備事業 (決算書 P. 197)

- ① 事業の目的・内容
平成 29 年度策定の更新計画を基に、平成 30 年度から国庫補助事業を適用し、老朽化による恒常的な漏水が発生している地区において管路更新事業を実施する。平成 30 年度は津浪地区更新計画範囲全体の設計を実施した。
- ② 事業の成果
測量設計延長 1,451.2m
(口径 75 mm 管種 HPPE 588.3m) (口径 50 mm 管種 HPPE 862.9m)
更新計画範囲全体の測量設計をまとめて行うことが経済的であり、工事発注においても年度毎に早期発注が可能となるため、平成 30 年度では設計のみ行った。
- ③ 歳出決算額 10,476,000 円 (委託料)
(国庫補助金 3,492,000 円 企業債 3,400,000 円)

3. 公債費 (決算書 P. 199)

町債償還金 (元金)	65,017,520 円
〃 (利息)	14,858,550 円

□ 農業集落排水事業特別会計

○ 建設課

1. 施設維持管理費

(1) 農業集落排水施設管理事業（決算書 P. 210）

① 事業の目的・内容

本事業は、農業集落において、一般家庭及び各種事業所等から排出される生活雑排水を速やかに処理することで、清潔・快適・安全な生活環境の向上を実現するとともに、公共水域である水路・河川・海洋の水質汚濁を防止し、環境を保全することを目的とした農林水産省管轄の汚水処理事業である

加計地区では平成8年度より殿賀処理区、筒賀地区では平成9年度から坂原・井仁・田ノ尻の3処理区、戸河内地区では平成12年度から本郷処理区が供用を開始した。

② 事業の成果と課題

平成30年度末の下水道への加入状況は次表のとおりである。

殿賀、坂原、井仁、田ノ尻の4処理区においては、ほとんどの家庭及び事業所が下水道へ接続しているが、本郷処理区は水洗化率が約8割に留まっている。

加入促進に努めているが、未接続の家庭は高齢者の独り暮らし世帯が多く、加入率が上がらない現状である。そのような状況の中で、平成30年度は4件の加入があった。

供用開始からいずれの施設も一定程度の年月が経過しており、管渠や処理施設の長寿命化が重要案件となる中で、適正な維持管理と並行して計画的な修繕・更新を行い、今後のライフサイクルコスト低減を図っていく。

水洗化の状況

処理区名	平成29年度			平成30年度		
	計画区域内 人口	水洗化 人口	水洗化率 [%]	計画区域内 人口	水洗化 人口	水洗化率 [%]
殿 賀	277	275	99.3	277	276	99.6
坂 原	25	25	100.0	25	25	100.0
井 仁	50	50	100.0	50	50	100.0
田 ノ 尻	40	37	92.5	39	36	92.3
戸河内本郷	825	698	84.6	802	682	85.0
計	1,217	1,085	89.2	1,193	1,069	89.6

加入者分担金収納状況 (決算書 P. 214)

処理区名	件数	収入額[円]
加計（太田部）	1件	200,000
殿賀	1件	200,000
戸河内本郷	2件	400,000
計	4件	800,000

今後も処理区域内の未加入者に対し接続加入を呼びかけ、水洗化率向上に努める。

③ 使用料収納状況

督促、電話・訪問催告により徴収業務を行っている。

決算上の未収金額は410,792円だが、実際の未収金額は417,718円である。これは重複納入等による過納金が2件2名6,926円あるため、この過納金は平成31年度に還付する。町全体の収納率は98.54%であり、今後も適正な徴収業務、滞納整理に努める。

使用料徴収状況

(決算書P.206)

調定額[円]	収入済額[円]	未納額[円]	収納率
28,228,258	27,817,466	410,792	98.54%

④ 施設の修繕状況

町内5処理区のうち、一部設備においては耐用年数を超えている。

施設の適正な維持修繕や最適な管理によりライフサイクルコストの低減、経費の平準化を図りながら計画的な修繕を行う。

修繕料

	加計		筒賀		戸河内	
	箇所数	金額[円]	箇所数	金額[円]	箇所数	金額[円]
処 理 場	2	315,360	3	1,706,400	5	1,825,200
管 渠	2	464,400	2	991,440	2	1,493,640
個別排水	1	71,280	1	39,960	0	0
計	5	851,040	6	2,737,800	7	3,318,840

主な修繕内容

地区名	修繕名
加 計	殿賀処理区7号MHP場フロートスイッチ交換修繕
筒 賀	井仁浄化センター曝気ブローア分解整備修繕
戸河内	本郷浄化センター インバーター修繕

⑤ 維持管理委託状況

町内5処理区の施設の維持管理は、業者に委託して管理運営を行っている。

委託状況

(単位：円)

委託業務	殿賀	坂原	井仁	田ノ尻	本郷
終末処理場	3,317,760	557,280	583,200	972,000	8,035,200
計測機器保守点検	0	0	0	0	3,512,160
マンホールポンプ	505,440	272,160	51,840	207,360	984,960
合 計	3,823,200	829,440	635,040	1,179,360	12,532,320

2. 公債費 (決算書P.210)

町債償還費 (元金)	53,259,402 円
〃 (利息)	10,832,380 円

□ 特定環境保全公共下水道事業特別会計

○ 建設課

1. 施設維持管理費

(1) 公共下水道施設管理事業（決算書P.223）

① 事業の目的・内容

本事業は、自然保護や生活環境の改善が必要な地域にあつて、一般家庭及び各種事業所等から排出される生活雑排水を速やかに処理することで、清潔・快適・安全な生活環境を実現するとともに、公共水域である水路、河川、海洋の水質汚濁を防止し、環境を保全することを目的とした公共下水道事業である。

加計地区では平成19年度から加計処理区、筒賀地区では、平成13年度から筒賀処理区、戸河内地区では、平成13年度から横川処理区、平成18年度から上殿処理区、平成21年度から柴木処理区が供用開始した。現在は、これら処理区の管渠及び処理施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の水質保全を図っている。

また平成30年度繰越、平成31年度において国庫補助事業を適用し、横川処理場ストックマネジメント計画を策定予定である。

② 事業の成果と課題

平成30年度末の下水道への加入状況は次表のとおりである。上殿・加計処理区の水洗化率が低い。未接続の家庭は高齢者の独り暮らしが多く加入率が上がらない状況であるが、引き続き加入促進に努める。

一方で供用開始から既に18年経過している施設があり、管渠や処理施設の長寿命化が重要となつてきている。計画的な更新・修繕を行い今後のライフサイクルコストの低減を図っていく。

処理区毎の水洗化状況

処理区名	平成29年度			平成30年度		
	計画区域内人口	水洗化人口	水洗化率[%]	計画区域内人口	水洗化人口	水洗化率[%]
筒賀	706	703	99.6	690	687	99.6
横川	6	6	100.0	5	5	100.0
上殿	623	491	78.8	622	495	79.6
加計	1,198	851	71.0	1,163	840	72.2
柴木	80	67	83.8	80	67	83.8
計	2,613	2,118	81.1	2,560	2,094	81.8

加入者分担金収納状況（決算書P.219）

処理区名	件数	収入額[円]
加計	7件	1,400,000
上殿	2件	400,000
計	9件	1,800,000

③ 使用料収納状況

督促、電話・訪問催告により徴収業務を行っている。しかし一部には、納付誓約の不履行を繰り返す悪質滞納者が存在する。町全体の収納率は79.58%となっており、今後も適正な徴収事務、滞納整理に努める。

使用料徴収状況 (決算書P.219)

調定額[円]	収入済額[円]	未納額[円]	収納率
70,753,923	56,304,771	14,449,152	79.58%

④ 施設の修繕状況

町内5処理区のうち、一部設備においては耐用年数を超えている。

施設の適正な維持修繕や最適な管理によりライフサイクルコストの低減、経費の平準化を図りながら計画的な修繕を行う。

修繕料

	加計		筒賀		戸河内	
	箇所数	金額[円]	箇所数	金額[円]	箇所数	金額[円]
処理場	1	375,840	3	233,820	4	683,640
管渠	5	1,427,760	9	1,864,620	3	1,176,120
計	6	1,803,600	11	2,098,440	7	1,859,760

主な修繕内容

地区名	修繕名
加計	マンホールポンプ水位計・フロートスイッチ交換修繕
筒賀	マンホールポンプ自動通報装置更新修繕
戸河内	マンホールポンプ投込式水位計交換修繕

⑤ 維持管理委託状況

町内5処理区の施設の維持管理は、業者に委託して管理運営を行っている。

委託状況 (単位：円)

委託業務	上殿	横川	筒賀	加計	柴木
終末処理場	8,696,160	10,147,680	12,713,760	9,084,960	7,555,680
計測機器保守点検	3,201,120	2,566,080	2,592,000	2,423,520	2,799,360
マンホールポンプ	920,160	336,960	1,464,480	920,160	181,440
産廃処分(脱水)	6,123,600	0	5,443,200	6,123,600	226,800
産廃処分(運搬)	1,122,660	0	997,920	1,122,660	41,580
産廃処分(コンポスト)	1,136,728	0	982,737	1,052,489	25,777
合計	21,200,428	13,050,720	24,194,097	20,727,389	10,830,637

2. 公債費 (決算書P.223, 225)

町債償還費 (元金)	158,008,013 円
〃 (利息)	29,025,290 円

□ 筒賀財産区特別会計

○ 筒賀支所 住民生活課

1. 総務管理費

(1) 財産区管理会運営事業（決算書P.236）

① 事業の目的内容

旧筒賀村の村有林を、合併に伴い筒賀財産区として管理している。
管理会を設置して管理運営を行い、計画に沿った施業を実施している。

② 事業の成果と課題

財産区管理会の運営に必要な経費を支出している。
管理会を設置して管理運営に必要な経費を支出している。

委員会開催状況

回数	開催月日	議案処理件数	出席委員数
1	6月26日	報告1、同意3、29年度事業報告、決算	7
2	8月30日	報告1、同意1、30補正予算	6
3	11月30日	報告2	7
4	2月19日	報告1、同意6、補正予算、31年度事業計画、管理計画	7

③ 金額

報酬（委員報酬） 402,000円
旅費（費用弁償） 11,600円

(2) 一般管理事業（決算書P.236）

① 事業の目的内容

財産区の運営に必要な事務経費を一般会計に繰り出している。

② 事業の成果と課題

財産区の手務経費を一般会計に繰り出し、林業総務管理事業等に充当している。

③ 金額

ア 歳出

一般会計繰出金 120,000円

イ 歳入

2.1.1.1 林野貸付収入

項目	人数	面積	筆数	金額[円]
わさび田用地	4人	2,420㎡	10筆	29,243
項目		面積	単価	金額[円]
中国電力(株)打梨鉄塔用地		318坪	220円/坪	69,960
ソフトバンク携帯無線基地局用地		113㎡	84円/㎡	9,492

(3) 企画保護事業（決算書P.236）

① 事業の目的内容

分収育林契約者（256名）に対し、立木所有権の買取りを行った。
分収育林の立木所有権を安芸太田町へ譲渡した。

② 事業の成果と課題

第1次分収育林契約費用負担者持口数110口の内52口15,600,000円買取った。
第2次分収育林契約費用負担者持口数67口の内7口2,100,000円買取った。
平成30年度ですべて買取りを完了した。

分収育林契約費用負担者より買取りした59口の分収権の30%を安芸太田町へ
5,310,000円で譲渡し、筒賀財産区管理基金へ積み立てた。

③ 金額

ア 歳出

需用費	11,500円
役務費	20,000円
投資及び出資金	17,700,000円

イ 歳入

3.1.3.1 分収権譲渡収入

項目	金額[円]
分収権譲渡収入	5,310,000

2. 財産造成費

(1) 財産造成施業事業（決算書P.236）

① 事業の目的内容

財産区内の立木の保育間伐を実施した。

② 事業の成果と課題

平成30年度は、県補助事業費で収入間伐を22.0ha実施した。また、環境貢献林整備事業により切捨て間伐を実施した。

各施業地の林齢・現地の状況等により、補助事業を選択し施業を実施した。

県補助事業

作業種	事業量	委託金額[円]
素材生産・販売	1,726.2 m ³	18,096,590

環境貢献林整備事業

事業箇所	事業量(ha)	筆数	負担金額[円]
根武谷山 外	10.00	3	100,000

③ 金額

ア 歳出

委託料	18,096,590 円
負担金	100,000 円

イ 歳入

1.1.1.1 立木売払収入

事業個所	事業量	売払金額[円]	備考
上筒賀奥ノ原山	1,473.7 m ³	17,342,445	搬出間伐
上筒賀石堂山	252.5 m ³	3,530,260	搬出間伐
計	1,726.2 m ³	20,872,705	

3. 基金積立金

(1) 筒賀財産区管理基金管理事業 (決算書 P.236)

① 事業の目的内容

筒賀財産区管理基金管理

② 事業の成果と課題

筒賀財産区管理基金利子及び配当、分収育林の立木所有権の 30%を安芸太田町へ譲渡した分収権譲渡収入、前年度繰越金等の合計 7,319,000 円を筒賀財産区管理基金へ積み立てた。

③ 金額

ア 歳出

積立金	7,319,000 円
-----	-------------

項目	金額[円]
筒賀財産区管理基金利子	88,203
広島県造林地分収配当金	432,596
分収権譲渡収入	5,310,000
前年度繰越金等	1,488,201
合計	7,319,000

イ 歳入

筒賀財産区管理基金から 17,700,000 円取崩し、筒賀財産区特別会計へ繰り入れし、分収育林契約費用負担者持口数 59 口の買取りを完了した。これにより、分収育林契約者全員からの買取りを完了した。

4. 繰越金

歳計剰余金繰越金	1,318,897 円
----------	-------------